

監査の結果に関する報告に基づいて市長が講じた措置について

第 1 定期監査

1 平成 14 年度第 1 回定期監査結果報告（平成 15 年 1 月 22 日監査報告第 3 号）

(1) 事務関係

- (12) 附属病院及び附属市民総合医療センターにおける入院未収金の回収に関する事務について改善を求めるもの（都市経営局）

[ 監査結果 ]

附属病院及び附属市民総合医療センターでは、入院患者の自己負担分について、未収金の発生防止や早期回収に努めているところであり、未収金の回収に関する事務について見たところ、文書や電話による催告及び個別訪問並びに分納相談などを行うとともに、その折衝内容については個人別の管理台帳を作成し記録していた。

しかしながら、両病院における入院未収金は多額となっており、その回収については、より一層の対策を講じる必要があるが、その一つとして、入院保証人に対する請求を徹底することが考えられる。

両病院とも、入院の際に提出する「入院申込書」には、入院保証人を記載することとなっており、保証人は、患者と別に生計を営んでいる成人とされ、「入院申込書」には『入院した場合、諸規程を守り、諸費用の支払等について一切迷惑をかけないことはもちろん、万一これに違反した場合は、保証人と連帯してその義務を果たすことを誓約します。』とされている。

現在、両病院では、患者本人やその家族に対する請求は行っているが、入院保証人への請求は行っていない状況にあるので、患者やその家族への催告を行っても納付がない場合には、入院保証人への請求を実施するようにされたい。

[ 措置結果 ]

附属病院及び附属市民総合医療センターでは、平成 16 年度中に 29 件の保証人への請求を行い、うち 5 件の納付がありました。残る 24 件についても引き続き催告を行っています。

平成 17 年度においても、引き続き未収金の発生防止や早期回収に努め、督促状の遅滞ない発送や、催告を行っても納付がない場合は自宅への訪問や保証人への連絡を行うなど対応

の強化を行っています。

また、地方独立行政法人へ移行後、未収金発生防止にも一定の効果があることから、クレジットカード・デビットカードによる支払及びコンビニエンスストアでの収納を導入しました。

## 2 平成15年度第1回定期監査結果報告（平成16年2月27日監査報告第4号）

### (1) 事務関係

#### (11) 賃貸借契約を行っている土地について適正な管理及び処分の促進等を求めるもの（まちづくり調整局）

##### [監査結果]

市営住宅のうち、昭和20年代に建設された木造住宅については、多額の維持管理経費を要したことなどから、昭和30年前後から、払下げを行ってきたところである。このうち、借受人が土地を購入しなかったこと等から、建物のみを払い下げ、土地の貸付けを行っているものは、平成15年11月末現在で99件（民有地の転貸17件を含む。）となっている。

そこで、土地の賃貸借契約に係る書類について確認したところ、23件については契約書が保管されていなかった。また、現地の状況について確認したところ、本市の承認なく、建物がアパートに建て替えられていたものや、敷地の一部に自動販売機が設置されていたものが見受けられた。

ついては、すべての貸付土地について現況把握を適切に行うとともに、契約書のないものや現況が契約内容と異なっているものについては、契約変更等の手続を行うなど、適切な財産管理を行われない。

また、建物の払下げから長期間経過していること、本市において保有土地の処分を推進していることなどから、借受人へ買取りの働きかけを積極的に行うことにより、土地処分を促進するなど、現在の本市の関与の解消に向けて努められない。

##### [措置結果]

すべての賃貸土地について現況を把握し、契約書が保管されていない23件については、貸付料の請求関係の書類等から契約の内容を確認し、確認できたものから直ちに借受人と調整し、改めて契約書を作成しています。平成16年度末までに10件について完了しました。残り13件についても、関係者の相続関係の整理や境界の確定など調整が済みしだい順次処理をすすめてまいります。

現況確認で建物の変更等が認められた8件については現状変更承認申請書の提出及び自動販売機の撤去を借受人に通知し、平成16年度末までに6件申請及び撤去を完了しました。残り2件についても、関係者の相続関係の整理など調整が済みしだい処理をすすめてまいります。

また、借受人に対し買取りを進める文書及び買取りの意向調書を送付し、平成16年度末までに1件の払下げが完了し、さらに買取りの意向があった6件について払下げの手続きを行っています。今後とも、借受人に対する買取りの働きかけを行っています。

## (2) テーマ監査「特殊勤務手当」

### (3) 見直しの方向で検討すべきもの

#### ア 一般職職員（総務局等全局区）

##### (ア) 税務手当

#### [ 監査結果 ]

区役所で、市税業務に専ら従事する課（課税課、納税課）に勤務する職員には、税務手当として、定額（10,000円又は7,000円）の月額の手当が支給されているほか、調査や滞納処分等のために出張し、納税者と直接交渉等を行った場合には、日額の手当等が併せて支給されている。

しかし、市税業務は、区役所の課税課及び納税課の職員が本来行うことが予定されている業務であり、現在、危険・有害等の勤務の特殊性が乏しく、特別の考慮を必要としないと考えられること、また、特殊勤務手当の趣旨からすれば、特殊性のある業務に従事した場合に支給すべきであることから、月額の手当については廃止し、従事した個々の業務に応じた日額の手当とするなど、全体的な見直しを行う方向で検討されたい。

表省略

#### [ 措置結果 ]

税務手当のうち日額の手当については、平成16年4月1日付で廃止しました。

また、月額の手当についても見直しを行い、平成18年4月1日付で廃止することとしました（平成19年3月まで経過措置あり）。

(4) 特別現場業務手当等

[ 監査結果 ]

環境事業局の収集事務所等や工場の現場に勤務する職員（事務職員、技術職員及び技能職員）には、特別現場業務手当等として、月額の手当などが支給されている。また、これに加えて、工場や事務所等で、じんかい等の収集、運搬、処理作業等に従事した場合は、日額の手当が支給されている。

しかし、月額及び日額の特殊勤務手当については、支給対象業務が基本的に同じであることから、他局の特別現場業務手当との関係を含め、現在の勤務の特殊性を考慮して、月額の手当などについては減額を検討するとともに、日額の手当については、それぞれ必要に応じた手当に整理するなど、技能職員の給料の調整額（※）も念頭に入れて、全体的な見直しを行う方向で検討されたい。

	特殊勤務手当 （月額） （特別現場業務手当等）	特殊勤務手当 （日額）	合計（注）
事務職員	21,750 円～ 20,750 円	（例）環境事業指導員 500 円	31,750 円～ 30,750 円
技術職員	36,750 円～ 35,750 円	（例）電気機械等の操作に従事する者 500 円	46,750 円～ 45,750 円
技能職員	2,000 円	（例）じんかい収集員 320 円	8,400 円

（注）合計欄の金額には、1か月の従事日数を20日として日額を月額換算した金額を含む。

※ 給料の調整額

技能職員には、事務職員、技術職員に支給されている月額の特務手当に相当するものとして、給料の調整額（43,100 円～40,100 円）が支給されている。

これは、職務の複雑、困難の度又は勤労の強度、勤労環境その他の勤労条件が、同じ職務の級に属する他の職に比べ、著しく特殊な場合に、給料月額について

調整する額を定め、支給するものである。

[措置結果]

環境事業局（現：資源循環局）の現場に勤務する職員に支給する手当のうち、日額の手当については、平成16年4月1日付で廃止又は減額しました。

今回、環境事業局（現：資源循環局）の現場に勤務する職員に支給している特別現場業務手当及び技能職員の給料の調整額について、平成17年10月1日付で廃止し（平成24年3月まで経過措置あり）、更にその他の月額及び日額の特殊勤務手当すべてについて、平成18年4月1日付で廃止することとしました（月額の手当について平成24年3月まで経過措置あり）。

これにより、平成18年4月1日をもって、ご指摘いただいているすべての手当が廃止されることとなります。

- (ウ) 環境事業局の現場に勤務する職員が、年末年始の特別清掃作業期間中に、じんかい処理業務等に従事した場合に支給される手当

[監査結果]

環境事業局の収集事務所等や工場の現場に勤務する職員（事務職員、技術職員及び技能職員）には、年末年始の特別清掃作業期間中（平成14年度においては、12月28日～1月7日）に、じんかい処理業務等に従事した場合に特殊勤務手当が支給されている。

しかし、同期間中のじんかい収集量や搬入量、焼却量などについては、収集事務所や工場等の現場によりばらつきがあることから、業務の量や質について全般的に点検した上で、特殊勤務手当の支給対象業務を限定するとともに、特別清掃作業期間を短縮するなど、見直しを行う方向で検討されたい。

また、年末年始の休日期間中（12月29日～1月3日）に勤務した場合には、この手当とは別に特殊勤務手当が支給されており、この額を含めると、他局区で年末年始に支給される特殊勤務手当に比べ高額となっていること等から、減額を行うとともに必要なものについては併せて統合するなど、見直しの方向で検討されたい。

なお、工場の特殊勤務手当については、特別清掃作業期間中の合計額をもとに支給されていることから、日額で支給する方向で検討されたい。

表省略

[措置結果]

環境事業局（現：資源循環局）の現場に勤務する職員に支給している繁忙手当と年末年始手当について見直しを行い、平成18年4月1日付で廃止することとしました。

3 平成15年度第2回定期監査結果報告（平成16年5月26日監査報告第1号）

(1) 事務関係

(7) 食品衛生協会に対する行政財産の目的外使用許可の場所について改善すべきもの（港南区及び青葉区）

[監査結果]

区においては、食品営業施設及び食品等の衛生保持に関する事業等を行っている各区の食品衛生協会（以下「協会」という。）に対し、事務室として、区庁舎の一部を行政財産の目的外使用として許可している。

そこで、協会の事務室についてみたところ、許可場所は、福祉保健センター生活衛生課内の事務室の一部にあり、協会職員の机は、生活衛生課職員と並んでいた。

ついでには、当該場所は、来庁する区民が協会職員を区職員と誤認する位置にあることなどから、協会に対する行政財産の目的外使用許可の場所について改められたい。

[措置結果]

（港南区）

食品衛生協会事務所を平成17年1月に区職員と誤認されない場所へ移動し、机等も職員とは分離いたしました。

また、協会自体も区役所外部に事務所を移設すべく、事務所開設準備金の積み立てを開始しており、適所の確保に努力しております。

区といたしましても、来庁のお客様に違和感を与える事がないよう、職員への周知を図っております。

（青葉区）

食品衛生協会職員を区職員と誤認されないよう、生活衛生課事務室の奥へ場所を移動するとともに、衝立により生活衛生課事務室と分離いたしました。

併せて、食品衛生協会に対し、平成19年度末までに、区役所外へ移転するよう指導しております。

(9) 地域振興協力費について適切な把握を求めるもの（青葉区）

[監査結果]

各区地域振興課では、自治会・町内会の諸活動を助成し、

地域連帯意識及び福祉の向上等を図るため、各自治会・町内会に対し、毎年4月1日現在における広報配布世帯数を基準として、1世帯当たり年額1,000円の地域振興協力費を支出している。

また、各区区政推進課では、広報よこはま各区版等を自治会・町内会へ配布するため、毎月、広報配布世帯数を把握している。

そこで、青葉区の平成15年度における地域振興協力費の支出状況についてみたところ、地域振興協力費の算出基礎となっている広報配布世帯数が、区政推進課で把握している数と異なる自治会・町内会が一部見受けられた。

については、地域振興協力費の支出に当たっては、算出基礎となる広報配布世帯数を、区政推進課と連携して適切に把握するよう改められたい。

[措置結果]

平成17年度から「自治会・町内会現況届」の様式を一部改正し、自治会・町内会に対して、明確に地域振興協力費の算出基礎（自治会・町内会による広報4月号の配布実績世帯数）を明示しました。

また、地域振興課では「自治会・町内会現況届」を受理後、区政推進課と連携し、広報台帳（広報4月号配布部数）との照合を行い、差が生じた場合には、広報4月号の配布世帯数を確認しました。

この結果を以って、地域振興協力費の算出基礎とし、広報配布世帯数を適切に把握しました。

(2) 工事関係

(2) 管内道路除草業務を請負工事から委託業務に改めること等を求めるもの（道路局）

[監査結果]

「港南土木管内道路除草工事（その2）」など3件をみたところ、工事内容が道路用地内の除草・立木の剪定等であり、工事による共通仮設費率を用いて工事費を算出し、工事として発注していたが、草刈り、除草などの樹木保護管理業務は、主として労働役務による作業であるので、業務実態を踏まえ、委託として発注するよう改善されたい。

また、草刈り、除草などの共通仮設費率の構成内容は、工事と異なるので、適切な共通仮設費率を定めるとともに、設計担当者に周知徹底を図られたい。

[措置結果]

道路用地内の除草・立木の剪定等は、新たに委託業務の共通仮設費等の諸経費率を定め、請負工事から委託業務に改めるよう、平成17年2月に設計担当者へ通知し、周知徹底を図りました。平成17年度からは新たな諸経費率に基づき委託として発注しており、改めました。

4 平成16年度第1回定期監査結果報告（平成17年3月30日監査報告第4号）

(1) 事務関係

(i) 医療扶助診療報酬明細書データ作成等業務委託の契約方法について改善を求めるもの（福祉局）

[監査結果]

保護課では、医療扶助に係る診療報酬明細書情報のパンチ入力による磁気データの作成（以下「磁気データ作成」という。）及び当該磁気データと医療券発券データとの突合処理（以下「突合処理」という。）を同一の委託契約により、医療扶助データシステムを開発した業者と単独で随意契約し実施している。

そこで、平成16年度の契約内容をみたところ、契約額のうち磁気データ作成部分が80パーセントを超える割合となっており、磁気データ作成部分のみをみた場合にはその業務内容から単独で随意契約とする理由はなく、磁気データ作成と突合処理を別業務として契約できない特段の理由も見当たらなかった。

ついては、同業務を磁気データ作成と突合処理に分離し、磁気データ作成については「競争入札方式」を導入するなど改められたい。

[措置結果]

医療扶助診療報酬明細書データ作成等業務委託につきましては、平成17年度より契約を磁気データ作成業務と突合処理業務に分離しました。

このうち、磁気データ作成業務の委託契約については、平成17年度下半期（平成17年10月1日から平成18年3月31日まで）より一般競争入札を導入しました。

(13) 久保山斎場本館棟警備委託等について効率的な警備を求めるもの（衛生局）

[監査結果及び意見]

衛生局では、久保山斎場本館棟及び駐車場棟の安全管理のため、巡回警備を委託している。

そこで、その委託内容についてみたところ、巡回回数は開場日については夜間2回、休場日については昼間1回と夜間2回の計3回行うこととしているが、契約書には開場日と休場日を特定する日付の記載がなく、指示も出していなかった。また、履行状況については、休場日において、設備検査等で職員等が立会のため出勤している場合は夜間2回の巡回とする運用としていた。

については、開場日と休場日を特定する日付の記載や、休場日の巡回回数など契約書には必要な事項を明記するよう改められたい。

(意見)

この巡回警備をしている本館棟は機械警備も委託しているので、敷地内の巡回警備の必要性を含めて、効率的な警備方法について見直しを検討されたい。また、他の市営斎場についても、建物及び敷地内の安全管理のため巡回警備を委託しており、建物については機械警備も委託しているので、併せて、見直しを検討されたい。

[監査結果及び意見への対応状況]

久保山斎場などすべての斎場の警備方法について見直しを行い、平成17年度から巡回警備を廃止し、機械警備のみとしました。

(15) 重要物品等の管理を適正に行うよう求めるもの(衛生局)

[監査結果]

「横浜市物品規則」によると、物品管理者(主管課長等)はその保管に係る物品について物品管理簿を備えて管理しなければならないこととされており、毎年度2回、局区長は、重要物品(価格100万円以上の物品等)に係る増減及び現在高の調査を行い、収入役へ重要物品増減及び現在高報告書を提出することとなっている。

そこで、物品の管理状況についてみたところ、次のようなものが見受けられたので、適正な管理を行われたい。

ア 生活衛生課において、物品管理簿に記載されている物品を本市以外の者に貸し出した際に「物品保管換え等処理票」等を徴していなかったため、物品管理簿に記載された保管場所と実際の保管場所が異なっていたものや、廃棄の際に「物品返納等処理票」による手続をしていなかったことなどのため、物品管理簿と現在高が一致していないものが多数見受けられた。

については、本市以外の者に貸し出す場合は、「物品保管

換え等処理票」等を確実に徴し、廃棄に際しては、「物品返納等処理票」による廃棄処理手続を必ず行い、物品管理簿に正確な記載を行う等、適正な事務処理に改められたい。

イ 食肉衛生検査所において、物品管理簿に記載されている重要物品について、物品管理簿の削除をしていなかったものが1点あった。また、重要物品増減及び現在高報告書と物品管理簿の照合を行ったところ、報告書に記載されている数量と物品管理簿に記載されている数量が異なっていた。

については、重要物品増減及び現在高報告書の提出に当たっては、物品管理簿及び現品との照合等を確実に行うよう徹底されたい。

[措置結果]

ア 物品管理簿に記載されている物品の保管状況を確認し、本市以外の者に貸し出している物品（1点）については、「物品保管換え等処理票」に代えるものとして、「物品貸付け処理票」を平成16年12月に相手方から徴収しました。

イ 廃棄済みとなっている物品については、その旨を物品管理簿に記載するとともに、「重要物品増減及び現在高報告書」にその内容を反映しました。

(16) 横浜AIDS市民活動センターの運営に係る委託業務について適正な契約手続等を求めるもの（衛生局）

[監査結果]

衛生局では、横浜AIDS市民活動センター（以下「センター」という。）の運営及び市民AIDS啓発・情報提供事業を横浜AIDS市民活動センター運営委員会（以下「運営委員会」という。）に委託しており、この運営委員会の事務局は感染症・難病対策課で行っている。

そこで、平成15年度の委託の履行状況についてみたところ、設計書や契約書に記載された業務内容と履行内容が異なっているにもかかわらず、契約変更等の手続を行っていないかった。

については、契約内容に変更が生じた場合には変更契約等適正な契約手続を行うよう改められたい。

[措置結果]

平成17年度の委託契約にあたって、契約内容の変更等が生じないように、設計書等の内容を再検討し、契約を締結しました。

また、今後、業務内容等に変更があった場合については、

契約変更等の手続を行います。

- (26) 看護職員宿舎の管理業務の見直しを求めるもの（都市経営局）

[ 監査結果 ]

市立大学医学部附属病院では、看護職員の雇用確保等を目的として看護職員宿舎を設置している。この看護職員宿舎には、委託により管理人を配置し、宿舎の管理や看護職員の安全確保を行うとともに、共用部分や空き部屋の清掃等を実施しているが、当該委託に要する経費は、他の看護職員宿舎と比して1千万円以上多くなっていた。

これは、附属病院看護職員宿舎では、24時間常駐の管理人を通年配置し、警備業務も兼ねさせることにより安全確保業務を行わせていることに加え、清掃内容・実施回数などが、他の看護職員宿舎の清掃委託に比べ過大なものとなっていること等によるものと考えられる。

ついては、委託業務の内容を精査し、経費節減に努められたい。

[ 措置結果 ]

清掃委託については、平成17年度から実施回数の見直し等を行い、経費削減を図っています。その他の業務についても、引き続き経費削減に努めていきます。

なお、当該宿舎は、敷地が広く、かつ公園や緑地帯と近接しており、不審者が侵入しやすい立地にあること、建物も4棟を連絡通路で繋ぐという構造から死角が多いということ、さらに宿舎と病院が徒歩20分の位置関係にあり、緊急時に病院から職員や警備員を派遣して対応することも困難であることを踏まえ、看護職員の安全確保に向けて、当面、現行の管理人の24時間常駐を継続する必要性が高いと考えています。

- (27) 喫煙用施設について改善措置を求めるもの（都市経営局）

[ 監査結果 ]

市立大学医学部附属市民総合医療センターでは、平成15年5月の健康増進法施行を受け、受動喫煙防止のため分煙措置を強化することとし、屋内にあった喫煙室を廃止して、平成15年12月に屋外に簡易な構造の喫煙用施設を暫定的に設置した。

この喫煙用施設は、既存の病院建物に挟まれる空間約18平方メートルに、柱、屋根及びネットフェンスを設置したものであるが、建築基準法の「建築物」に該当し、防火地域内であることから、耐火構造にする必要があるが、現状では建築基準法に適合する状態となっていない。

については、建築物の撤去又は必要な改善等の実施など建築基準法に適合するよう措置を講じられたい。

[措置結果]

平成17年9月に当該施設の屋根部分の撤去作業を行いました。

これにより、建築基準法上の建築物に該当しなくなったことから、不適合状態は解消されました。

(32) 保育関係事業の履行確認を求めるもの（港北区及び都筑区）

[監査結果]

各区の保育に関する支出事務についてみたところ、次のようなものが見受けられたので、福祉局と連携して要綱を改正するなど、支出に際して適正な履行確認を行われたい。

ア 「横浜市一時保育事業補助金交付要綱」によると、本市の認可保育所の一部では、女性の就労形態の多様化による一時的な保育等として、一時保育事業（非定型的保育、緊急保育及びリフレッシュ保育）を実施している。

同事業に関する各保育所の利用状況の報告など支出関係書類をみたところ、非定型的保育の保育期間の要件は「原則週3日を限度に必要な期間」とされているが、週3日を超える期間の保育を行った保育所に対して、その事由等の報告を求めることなどが行われていないまま支出していた。

要綱に定められた支出要件については、原則的な取扱いを遵守する必要があることから、これに沿わないときはその事情等を聴取・確認の上支出することとされたい。

イ 「横浜市家庭保育福祉員制度実施要綱」によると、児童の保護者が、労働又は疾病等のため、児童の保育に欠けることとなる場合において、家庭保育福祉員（以下「福祉員」という。）が、保護者の依頼を受けて福祉員の自宅で児童を保育することとされている。

なお、福祉員1人につき、対象児童が同要綱等に定める人数以上となる場合は補助員を雇用することとされており、当該補助員には年齢等に関する要件が設けられている。

そこで、福祉員から提出された補助員の勤務に関する報告書についてみたところ、支払の根拠となる勤務時間数について一日ごとの補助員全員の総勤務時間数が記載されているのみで、個々の補助員の勤務時間及び補助員の要件について区では把握していないまま支出していた。

補助員は福祉員をサポートし、事業実施に重要な役割を

担っているので、雇用費の支払根拠を明確化し、検証可能となるよう、補助員の要件、雇用関係及び個々の補助員の勤務実績と支払状況に関する書類の提出を求め、これを確認の上支出することとされたい。

ウ 「横浜市長時間保育助成要綱」によると、市内の民間保育所が、保護者の勤務の状況等により、原則保育時間を超えて入所児童の保育を行う長時間保育事業に対して、事業に要する経費を助成している。

そこで、各区における同事業の支出事務についてみたところ、当該保育所からは、各月の助成根拠となる資料として、具体的に各児童が保育を受けた日、時間が報告されておらず、利用児童数のみの報告に基づいて支出していた。

長時間保育の実績は、助成支出の根拠であり、後日検証可能となるよう、個々の実施実績について報告を求め、確認の上支出することとされたい。

[措置結果]

(港北区)

ア 週3日を超える期間の保育を行った保育所に対しては事由書の提出を求め、事情等を聴取して、内容を確認した上、支出しています。

イ 平成17年4月1日に「横浜市家庭保育福祉員制度実施要領」が改訂され、改訂様式により、児童時間外保育時間状況の補助員の雇用要件、勤務実績を確認した上、支出しています。

ウ 保育園に対して、長時間保育児童の個々の実施実績を確認した上、支出しています。

(都筑区)

ア 週3日を超える保育が行われた場合には、事由書の提出を求め、事情等を聴取して、内容を確認した上、支出しています。

イ 平成17年4月1日付けで「横浜市家庭保育福祉員制度実施要綱取扱要領」が改訂され、改訂様式により、個々の補助員の雇用時間等を確認した上、支出しています。

ウ 個々の実施実績について報告を求め、平成17年7月分から児童の保育実績を確認した上、支出しています。

(33) 実地調査の促進を求めるもの(港北区及び都筑区)

[監査結果]

各区課税課では、固定資産税の課税対象である償却資産(工場・事務所の機械及び備品等)の課税に当たり、当該償却資産の所有者の申告内容の確認や未申告者に対する催告等の

ため、電話催告等の机上調査及び現場確認や聞き取り等による実地調査を行っている。

そこで、港北区及び都筑区課税課における償却資産に係る実地調査の実績をみたところ、平成15年度においては、年間の職員1人当たり平均調査日数が港北区では10.9日、都筑区では14.3日となっていた。

机上調査は実施されているものの、償却資産については、現状を把握するための実地調査が重要であることから、机上調査と併せて、十分な取組体制を工夫するなど、実地調査の促進に努められたい。

[措置結果]

(港北区)

平成17年度の計画では、一人当たり調査日数の目標数値を19.9日(平成15年度、10.9日)と増加させました。

また、平成17年度第一四半期の一人当たり調査実績は5.1日(平成15年度、1.4日)となっており、目標達成に向けて着実に増加しています。

今後とも実地調査の促進に向けて努力いたします。

(都筑区)

平成17年度の計画では、当区の実情や過去の全市他区の実績等を参考にして、一人当たり調査日数の目標数値を30日(平成15年度、14.3日)と増加させました。

また、平成17年4月から7月までの一人当たり調査実績は6日(平成15年度、2.3日)となっており、目標達成に向けて着実に増加しています。

今後とも年間計画に基づいた実地調査を行ってまいります。

(34) 薬品の適正な在庫管理を求めるもの(港北区及び都筑区)

[監査結果]

各区生活衛生課では、食品衛生業務及び環境衛生業務に係る検査等に使用する目的で、多品種の薬品(港北区は毒物、劇物及びその他の薬品、都筑区は劇物及びその他の薬品)を保管しており、「福祉保健センターにおける薬品の管理要領」(以下「要領」という。)によると、毒物、劇物については四半期に1回以上、毒物、劇物以外の薬品については年1回、薬品管理簿と実際の残量を照合するなど保管状況を確認しなければならないとされている。

そこで、薬品の確認状況をみたところ、都筑区では、劇物については平成16年度第1四半期分が未実施(その他の期は実施済)であり、また、その他の薬品については、平成15年度の点検記録が確認できなかったもので、要領に基づいて適時

に在庫確認を実施されたい。

また、監査を実施した平成16年11月までの薬品の使用状況をみたところ、保管されていた薬品管理簿（港北区では平成11年4月分以降、都筑区では平成12年5月分以降）によると、使用頻度が低い状況にあり、特に毒物及び劇物については、未使用・未開封であるものが、港北区で約8割、都筑区で約7割を占めていた。

ついては、区が検査業務等で使用する薬品を精査し、他の局区での活用を図るなど、関係局と連携して、適正な管理に努められたい。

[措置結果]

（港北区）

検査などで使用する薬品を精査し、平成17年2月、使用する見込みの無い薬品については本場食品衛生検査所に譲渡しました。

また、平成17年4月、不要な薬品を廃棄処分しました。

（都筑区）

平成17年度以降要領に従った保管状況の確認を行っています。

当区において使用の可能性が認められない試薬の取扱いについては、平成17年8月25日に有効利用のため衛生研究所に譲渡しました。

また、利用頻度が低い薬品についても、平成17年9月1日に衛生局生活衛生課へ譲渡しました。

(35) 地域振興協力費の算出基礎について適切な確認を求めるもの（港北区及び都筑区）

[監査結果]

各区地域振興課では、自治会・町内会の諸活動の一層の振興を図り、地域連帯及び福祉の向上を図るため、各自治会・町内会に対し、1世帯当たり年額1,000円の地域振興協力費を支出している。

地域振興協力費は、自治会町内会現況届に記載された、毎年4月1日現在における広報配布世帯数を算出基礎としているが、港北区及び都筑区では、自治会町内会現況届において、この数は、原則として区政推進課で把握している広報よこはま区版の5月号の配布世帯数と規定している。

そこで、両区についてみたところ、地域振興協力費の算出基礎の数値が、広報区版5月号の配布世帯数と異なっている団体が見受けられた。

これは、地域振興課が、広報配布世帯数を把握する際、区

政推進課と十分に連携を図っていないこと、自治会町内会現況届の受領が遅れたことに加え、自治会町内会現況届における広報配布世帯数の基準日（4月1日）が、区政推進課における広報よこはま区版5月号の配布世帯数の基準日と、約2週間ずれていることも一因と思われる。

ついては、地域振興協力費の算出基礎である広報配布世帯数については、自治会町内会現況届の期限内の提出を周知徹底するとともに、区政推進課と連携して適切に確認を行い、両課で把握している広報配布世帯数に差異が生じないように確認を徹底されたい。

[措置結果]

（港北区及び都筑区）

平成17年度から「自治会・町内会現況届」の様式を一部改正し、自治会・町内会に対して、明確に地域振興協力費の算出基礎（自治会・町内会による広報4月号の配布実績世帯数）を明示しました。

また、地域振興課では「自治会・町内会現況届」を受理後、区政推進課と連携し、広報台帳（広報4月号配布部数）との照合を行い、差が生じた場合には、広報4月号の配布世帯数を確認しました。

この結果を以って、地域振興協力費の算出基礎とし、広報配布世帯数を適切に把握しました。

(36) 委託契約において適正な履行確認を求めるもの（都筑区）

[監査結果]

都筑区では、「横浜市空き缶等及び吸い殻等の散乱の防止に関する条例」で指定された美化推進重点地区等の清掃を委託により実施している。委託契約書によると、受託者は定められた地区において清掃を行い、一般ごみと缶・ビンに分別し、処分するとともに、履行状況が確認できる写真を添付した作業日報等の実績報告を提出することとされている。

そこで、作業日報についてみたところ、添付された写真では、撮影角度等が原因で、一般ごみと缶・ビンの識別及びごみ袋の総数の把握ができないものが見受けられた。

当該委託業務については、平成15年度の定期監査においても改善を求めたところであるが、業務の履行状況が確認できる写真の添付を徹底するとともに、随時現場指導等を行い、適正な履行確認に改められたい。

[措置結果]

委託先である財団法人横浜市シルバー人材センターに指導を行った結果、一般ごみと空き缶等が正しく分別され、また

写真の取り方が適切になされ、ごみ袋の内容物や数量を正確に把握し、適正な履行確認を行うよう改めました。

(37) 特別乗車券及び福祉タクシー券について適切な管理を求めるもの（都筑区）

[ 監査結果 ]

各区福祉保健課では、  
（一部省略）

また、同課では在宅の重度障害者の社会参加を促進し、福祉の増進を図るため、タクシー乗車料金の一部を助成する「横浜市在宅重度障害者タクシー料金助成事業」を行っており、助成に際し、月間交付枚数を定めて、年度当初（途中転入者は転入月以降）の横浜市在宅重度障害者タクシー利用券（以下「福祉タクシー券」という。）を配付している。

そこで、（区名省略）都筑区における、福祉タクシー券の管理状況をみたところ、受払簿の作成を行っていないため、福祉タクシー券の払出し、経過期間分の処分、書損及び保管等の一連の出納状況を確認することが困難な状況であった。

ついては、特別乗車券及び福祉タクシー券は金券類であるため、様式を定めて受払簿を作成し、適切に管理するよう改められたい。

[ 措置結果 ]

平成17年2月から福祉タクシー券の受払簿を区独自に作成し、適正な管理に改めました。

また、平成17年4月からは全区統一の様式が定められ、統一の受払簿により福祉タクシー券の出納を記録し、適切に管理しております。

(38) 公金外現金の取扱いについて改善を求めるもの（都筑区）

[ 監査結果 ]

公金外現金とは、「横浜市予算、決算及び金銭会計規則」の適用の対象とならない、業務の関係上本市職員が保管せざるを得ない現金、預金、郵便切手等であり、「公金外現金事務処理要領（以下「要領」という。）」に基づいて、公金と同様、厳正な取扱いや「横浜市契約規則」等に準じた取扱い（1件10万円以上の契約については、2人以上から見積書を徴するなど）を行うこととされているが、各区における公金外現金に関する事務についてみたところ、次のようなものが見受けられたので、適正かつ計画的な事務手続を行われたい。

ア 「都筑区地域防災拠点運営委員会連絡協議会（補助金320万円）」では、同協議会から交付した地域防災拠点運営委員会の受領書を徴していなかった（平成15年度27拠点

中 5 拠点、平成 16 年度 27 拠点中 17 拠点) もの  
オ 「鴨池大橋完成記念イベント都筑区実行委員会(補助金  
120 万円)」では、イベント実施日から約 1 か月後に補助  
金を受領しており、支出の一部が立替払いとなっていたも  
の。また、約 92 万円と高額な会場設営委託の契約に際し、  
要領に定められた 2 人以上からの見積合せが行われていな  
かったもの

[措置結果]

ア 各拠点運営委員会の受領書を徴していなかった(平成 15  
年度 27 拠点中 5 拠点、平成 16 年度 27 拠点中 17 拠点)もの  
については、平成 17 年 4 月に受領書を徴収しました。

オ 今後、同様なイベントを実施する際には、補助金の申請  
を適正に行い、また 10 万円以上の契約については 2 人以上  
から見積書を徴してまいります。

(39) 区民参加型事業について参加者の増加に向けた工夫を求め  
るもの(港北区)

[監査結果]

各区では、生涯学習、高齢者支援、障害者支援などの区民  
のニーズに対応するため、様々な事業を実施している。

そこで、これらの事業のうち、港北区における、区民参加型  
事業の区民の参加状況をみたところ、次のようなものが見受  
けられた。

イ 機能訓練事業について、参加者が少ない状況にあったの  
で、さらに対象者の拡大に向けた取組を行う必要があるも  
の

ウ 介護予防型通所事業について、1 か所の開催会場で 1 日  
平均の参加者が定員の約半数であるもの

エ 転倒骨折予防事業について、一部の地域で定員に対して  
参加者数が少ないもの

については、対象者のニーズや地域の実情を十分に把握し、  
事業の必要性、実施方法、PR 方法等を検討し、対象となる  
区民がより参加しやすい事業内容となるよう努められたい。

[措置結果]

イ 平成 17 年度は、従来から実施していた「広報よこはま港  
北区版」への掲載、各地域ケアプラザやケアマネージャー  
への周知の強化のほか、新たな参加者の掘り起こしのため  
、医療機関に対する積極的な周知、介護保険申請時や訪問  
調査においての案内、身体障害者手帳申請の際の案内など  
に取り組んでいます。

ウ 事業推進に向けて、ニーズの高い利用層を考慮し、より

魅力的なプログラムの充実を図り、新たにスーパーコースを新設するなど工夫を行いました。

平成17年6月末現在、一日の平均利用者数は平成16年度の5.4人から8.5人へと大幅な伸びを示しています。

エ 平成16年度は樽町ケアプラザ、宿根会館においても、それぞれ平成15年度の7人から18人、5人から18人へと他の会場と同程度の人数の参加がありました。今後も自主活動の支援や出前健康講座の実施、広報区版を用いた周知・啓発等を行い、参加者の募集に努めていきます。

## (2) 行政評価的な手法による監査

### 1 健康づくりの推進関連事業

#### (1) 健康診査事業

エ 基本健康診査の要指導者に対する効果的な支援の実施を求めるもの（衛生局）

#### [監査結果]

本市では、福祉保健センター（以下「センター」という。）及び医療機関で、基本健康診査を実施している。

医療機関では、基本健康診査の結果、要指導者となった者のうち、食事指導などセンターへの依頼事項がある場合には、受診者に診査票の控えを持ってセンターを訪れるよう指導することとなっているが、センターを訪れる者は少ない状況となっている。

また、医療機関実施分については、診査票を衛生局で集約後、電算入力を行い、基本健康診査実施日から4～7か月経過後に、要指導者の診査票をセンターへ送付している状況であった。このため、センターから要指導者に個別健康教育や生活習慣病予防教室等の案内が行われる時には、受診者の健康への意識が薄れてしまい、このことが、個別健康教育や生活習慣病予防教室等の参加者が少ない要因の一つになっていると考えられる。

については、要指導者に対する指導について、センターとの連携を強化するよう医療機関へ働きかけるとともに、センターへの診査票の送付を迅速に行うことにより、要指導者に対する効果的な支援を実施されたい。

#### [措置結果]

医療機関実施分の基本健康診査指導については、平成17年7月に健診票の様式を一部変更し、要指導者に対しては、受診者本人が直接福祉保健センターへ連絡をするよう促す記載をしました。

また、各医療機関に対しても、要指導者に対する説明

を徹底してもらうよう改めて依頼しました。

カ 基本健康診査等における診査結果データの有効活用について検討を求めるもの（衛生局）

[意見]

本市では、福祉保健センター（以下「センター」という。）及び医療機関で基本健康診査を実施しているが、医療機関実施分については、医療機関への健康診査費用支払額の積算や国への報告書類作成等のため、全検査項目の診査結果について電算入力を行っている。

また、がん検診についても、センターで実施している肺がんを除き、医療機関で実施している胃がん、大腸がん等については、同様に委託により電算入力を行っている。

しかし、電算入力した全検査項目の診査結果データについては、衛生局やセンターにおいて活用が十分にはなされていない。

については、効果的に市民の健康づくりを推進するため、診査結果データの有効活用について検討されたい。

[意見への対応状況]

保健政策課において管理している、基本健康診査及びがん検診の結果については、福祉保健センターで活用されるよう、データを糖尿病や高血圧等の項目別に整理、分析を行い、平成15年度分については平成17年7月に、平成16年度分については平成17年11月に区への提供を行いました。

今後は、区における健康づくり施策にあたっての基礎資料として統計データが活用できるように毎年データを提供します。

また、個人データについても、今後、市民病院がん検診センターとの協力により、精密検査受診勧奨業務やがん患者追跡調査等の業務に活用できるよう調整を図る予定です。

## 2 船舶・貨物、客船誘致事業

### (1) 船舶・貨物誘致事業

ア 誘致条件の整備について、達成度を適切に把握する方策の検討などを求めるもの（港湾局）

[意見]

港湾局では、「ユーザーに選ばれる港づくり」を目指し、その重点推進施策として「スーパー中枢港湾実現に向けた機能強化と使いやすい港づくり」、「船舶・貨物

誘致推進と事業者が進出しやすい環境づくり」の施策を進め、平成21年におけるコンテナ貨物取扱量の目標を350万個（20フィートコンテナに換算した個数）としている。

(ア) コンテナターミナルの364日・24時間稼働については、関係者と連携し、ターミナルのゲートオープン時間の延長等に積極的に取り組んでいるが、時間延長が一部のターミナルとなっていることから、これを補完するため、コンテナの保管場所を整備・活用し、ゲートが閉鎖している時間帯でもコンテナの搬出入ができるようにして、実質的に364日・24時間稼働を図っている。平成16年12月時点で、コンテナ保管場所の整備は、10ターミナルのうち4ターミナルに拡大しているところであるが、引き続きコンテナ保管場所の整備及びゲートオープン時間の延長について、関係者への働きかけ等を行われたい。

(ウ) トータルコストの3割低減については、船舶に対するインセンティブ措置等の導入・充実などに積極的に取り組んでいるところであるが、コストには港湾施設使用料など本市が徴収しているもののほかに、国が徴収するトン税や港湾関係事業者が徴収する荷役料などがあるため、国等の関係機関及び港湾関係事業者との連携や働きかけを一層促進されたい。

[意見への対応状況]

(ア) 本牧D突堤にコンテナ保管場所を確保し、これまで導入できていなかった予約システムの導入を果たしました。これにより全10ターミナル中、参加ターミナルの数が、4か所から5か所となりました。さらに、本牧ふ頭における参加ターミナルの拡大を目指すとともに、ゲートオープン時間の延長も含め、関係者への働きかけを続けます。

(ウ) トータルコストの低減に向けて、平成16年度から、本牧ふ頭BCターミナルにおいて、施設規模の拡大に合わせた、運営の共同化等によるターミナルの生産性向上を図るため、国や関係する民間企業・団体と共に、共同オペレーションシステムや荷役機械の効率化の取組を進めています。

また、港湾関係事業者が徴収する水先料金の低減に向けた水先制度の見直しについては、平成16年度に本市が独自に実施した船舶航行影響調査の結果を8月に

国に説明し、横浜・川崎地区における強制水先対象船舶の緩和について働きかけを行いました。今後は、国の交通政策審議会の下に検討組織が設けられるため、横浜市もこの中で引き続き働きかけを行ってまいります。

イ 電子申請手続の利用促進を求めるもの（港湾局）

[ 監査結果 ]

港湾局では、港湾施設の使用に係る申請手続について、電子申請の拡充を進めており、新時代行政プラン・アクションプランによると、既存の21種類の申請手続について統廃合などの見直しを行った上で、残る9種類について、平成17年度までに電子申請化を実現することとしている。

しかし、電子申請の利用状況についてみたところ、利用率は約31%となっていたので、電子申請手続の拡充に併せて、一層の利用促進を図りたい。

[ 措置結果 ]

平成17年4月から新たに2種類の手続の電子申請化を行うとともに、手続の廃止を含めた見直しを進めています。

また、FAL条約（国際海上交通の簡易化に関する条約：船舶の入出港の際に求める書類を規定）批准に伴い、電子申請システムの改修に着手するとともに、一層の利用促進に向け、実際の操作方法を説明する出前研修を実施するなど電子申請化の拡充に取り組んでいます。

(2) 客船誘致事業

イ 外国籍客船誘致活動の一層の推進を求めるもの（港湾局）

[ 意見 ]

横浜港への客船寄港隻数は、大さん橋国際客船ターミナルのリニューアルや誘致活動の成果などから平成15年は91隻、平成16年は114隻となっており、2年連続して日本一となっている。

しかし、外国籍の客船寄港隻数についてみると、平成15年は6隻、平成16年は5隻となっていた。

については、外国籍客船の寄港促進に向け、誘致活動の一層の推進に努められたい。

[ 意見への対応状況 ]

これまでの誘致活動の成果として、昨年までは5隻前後で推移していた外国籍客船の寄港数が、平成17年は12

隻となりました。

また、例年実施している外国籍客船運航会社本社への直接訪問について、平成17年度はより実効性を高めるため、6月末から7月初旬にかけて、市長自ら米国シアトル及びロサンゼルスを訪れトップセールスを行い、横浜港への寄港を働きかけました。

(3) テーマ監査「使用料及び手数料等の徴収事務」

(1) 調定事務・許可手続について改善を求めるもの

ア 目的外使用許可の適正化を求めるもの（都市経営局）

[監査結果]

市立大学事務局は各キャンパス及び附属2病院の一部を目的外使用許可しているが、この状況についてみたところ、次のようなものが見受けられたので、適正な事務処理に改められたい。

- (ア) 目的外使用許可をしていないにもかかわらず使用しているものや、使用許可範囲を超えて使用しているものがあったので、現状を把握した上で使用許可の内容と使用の実態とを合致させるべきもの

[措置結果]

- (ア) 使用手続きをせずに使用していたものや範囲を超えて使用していたものについては、使用実態と合致するよう是正しました。

イ 実費弁償の請求事務について改善を求めるもの（港北区及び都筑区）

[監査結果]

各区では、道路上において運行の用に供してはならない自動車を、道路運送車両法の規定により特定の場合に運行を許可する、自動車臨時運行の許可の事務を行っており、その際、「自動車臨時運行許可番号標」（いわゆる「仮ナンバー」）、以下「番号標」という。）を貸与している。

また、貸与した番号標が返納されなかった場合には、数度の文書及び電話による催告を行ったのちに、当該番号標の失効を公告し、市報に登載するとともに、実費弁償（1件1,754円）の請求を行っている。

そこで、港北区及び都筑区において、番号標を返納しなかった者への実費弁償の請求が該当者の所在が判明しているにもかかわらず、一部行われていなかったもの及び都筑区において、請求時に調定を行っていないために収入未済分について計上漏れとなっていたものが見受けられたので

、速やかな失効手続及び適正な請求事務などを行われたい。

[措置結果]

(港北区)

実費弁償の請求がなされていない該当者2名に対し、再度平成17年2月25日に配達証明で「自動車臨時運行許可番号標」の返却請求を行うと同時に、納入通知書を送付しました。

2名のうち、1名は転居先不明により郵便が返戻され、所在が確認できませんでした。

もう1名については、納付期限までに実費弁償がなされなかったため、平成17年7月25日に本人に会い、納入通知書を手渡して実費弁償を再度依頼しました。

(都筑区)

平成15年度に失効した37件については、所在が判明している16件に対して実費弁償の請求を行いました。うち3件の支払いがあり、残り13件に対しては、再度納入通知書を送付し、支払いの督促を行いました。再度督促を行った結果、1件の支払いがありました。

また、請求時に調定を行っていなかった1件については、平成16年度内に調定を行い、計上済みとなっています。

(2) 使用料の算定や減免などについて改善を求めるもの

イ 目的外使用許可に係る使用料等の減免について適正な執行を求めるもの(病院経営局)

[監査結果]

市民病院及び脳血管医療センターでは、売店、レストラン及び理容室等を目的外使用許可し、患者及び来院者の利便を図ること等を理由として、使用料及び光熱水費について減免をしている事例が見受けられた。

しかし、光熱水費は原則として使用者が負担すべきものであるため、光熱水費を免除することについて見直すよう改められたい。また、使用料を減免する際には、当該許可物件についての収支状況等の確認を行った上で、減免の必要性の有無や減免率を決定するよう改められたい。

[措置結果]

光熱水費については、売店、レストラン及び理容店等の許可者に対して実費徴収するよう改めました。

また、使用料については、許可者の収支状況等を再確認し、減免の決定を行うよう改めました。その結果、脳血管医療センターの売店等において減免率を全額免除から75%

の免除に見直しを行いました。

オ 行政財産の使用許可について改善を求めるもの（株式会社横浜港国際流通センター（港湾局））

[ 監査結果 ]

港湾局は、横浜港国際流通センター物流棟の機能強化を目的とし、株式会社横浜港国際流通センター（以下「Y-C-C」という。）に対してふ頭用地2か所の使用を許可している。

そこで、ふ頭用地の使用実態をみたところ、Y-C-CがS社に使用させている用地Aについては約3,000平方メートルの使用を許可しているが、S社は周辺用地を含め約5,000平方メートルの用地を使用していた。

また、用地B約3,000平方メートルについては、使用料の50%を減額してY-C-Cに使用を許可しているが、Y-C-Cは減額前の土地使用料相当額を、用地Bを使用しているS社から徴収していた。

については、行政財産の使用実態を把握し、適正な管理を行うとともに、減免の適用を見直し、適正な使用料を徴収されたい。

[ 措置結果 ]

株式会社横浜港国際流通センター（以下「Y-C-C」という。）に対して使用許可をしている、ふ頭用地について、その使用実態を把握しました。

その結果を踏まえ、用地Aについては、平成17年度継続申請時に、実際に使用している用地の面積を使用許可申請するよう指導し、これによる使用許可手続を実施しました。

用地Bについては、平成17年度にY-C-Cへ使用許可をするに当たり、S社が使用している用地について減免を適用せず、適正な使用料を徴収しています。

キ ふ頭用地の使用料の減免等について見直しを求めるもの（港湾局）

[ 監査結果 ]

港湾局では、神奈川臨海鉄道株式会社に対して駅舎敷や鉄道線路敷等としてふ頭用地の使用許可をしている。

これらの駅舎敷や鉄道線路敷等の用地の使用料については、昭和44年1月20日に本市と日本国有鉄道（当時）の間で覚書を締結しており、この覚書では、「横浜港及び臨海工業地域における物資輸送の円滑化と地域経済の発展に寄与するため、協力して臨海鉄道の整備拡充を図るものとし

」、 「鉄道に必要な用地を神奈川臨海鉄道株式会社に当分の間無償で使用させるものとする」として、横浜港における輸出入貨物輸送の円滑化と地域経済の発展に寄与することを理由として使用料を免除している。

そこで、これらの使用料を免除している用地についてみたところ、駅舎敷として使用許可されて建設した駅舎ビルのうち、駅舎として使用していない部分を事務所として貸付けて賃貸料を得ており、また、鉄道線路敷として使用許可された土地の一部を駐車場用地として貸付けて、駐車料金を得ていた。

ついでには、事務所用ビル用地及び駐車場用地については、使用料を減免することなく使用許可をしていること、神奈川臨海鉄道株式会社の平成15年度決算は、経常黒字を計上していることなどから、使用料を免除している事務所用ビル用地や駐車場用地について、状況を把握した上で、使用実態に合わせた許可に改めるとともに使用料の減免率について見直されたい。

[措置結果]

平成17年度の神奈川臨海鉄道株式会社に対するふ頭用地の使用許可については、使用実態に合わせた許可内容に改め、事務所用ビル用地や駐車場として使用している用地については、減免を廃止し、使用料を徴収しています。

(3) 徴収事務について改善を求めるもの

ア 退院時の納付の徹底を求めるもの（都市経営局）

[監査結果]

「横浜市立大学医学部附属病院規則」では、使用料及び手数料の納付について、入院して診療を受ける者は毎月10日及び退院の際、使用料及び手数料を納付しなければならないとされているが、市立大学医学部附属病院では、土日祝日に退院した場合や、退院当日の検査等により退院時入院費が確定しない場合は、その全額についての納入通知書を後日郵送しており、退院時に納付をさせていない。しかし、平成16年10月の曜日別退院患者数を調査したところ土日祝日の退院は全体の約4割に上っていることから、規則に基づき、土日祝日の退院の場合にも納付をさせるとともに、退院時に入院費全額が確定しない場合にも、確定している入院費については退院時に納付をさせるよう改められたい。

[措置結果]

平成17年4月から、土日祝日退院の場合についても退院

時に納付いただくこととし、入院費全額が確定しない場合も、確定分について退院時に納付していただくようにしました。

また、退院当日における緊急検査などで請求できないものについても速やかに請求手続を行っています。

なお、地方独立行政法人へ移行後、患者の利便性向上と未収金発生防止のために、クレジットカード・デビットカードによる支払を導入しました。

(4) 未収金の債権管理について改善を求めるもの

エ 入院未収金の債権管理について改善を求めるもの（病院経営局）

[ 監査結果及び意見 ]

市民病院では、特別室の室料を含む入院未収金（以下「入院未収金」という。）が多額となっている。

そこで、入院未収金の収納状況についてみたところ、退院後1か月を経過しても入院医療費等の納付がない場合、電話催告や催告書の送付を行い、以降3か月ごとに定期的に催告などを行っているが、督促状の送付は行っていないかった。

また、脳血管医療センターにおいても、入院未収金について、電話催告・催告文書の送付・訪問催告等は行っていたものの、市民病院と同様に督促状は送付していなかった。

については、催告に加えて、督促状を送付し、確実に入院未収金の回収を図るなど、適切な債権管理を行うよう改められたい。

（意見）

市民病院では、入院未収金の発生防止のため、退院前日に入院医療費の概算額のお知らせをしており、また、土曜日・日曜日・祝日（以下「休日」という。）に退院する場合に産科では退院前の平日に会計を行っている。しかし、休日に退院する患者数が多いことから、産科以外の診療科においても退院前に会計できるようにすることや、休日でも救急外来で支払ができるようにするなど、多様な入院医療費等の支払方法を設けることを検討されたい。

[ 監査結果及び意見への対応状況 ]

市民病院は平成17年7月、脳血管医療センターは同年9月に、入院未収金について、催告に加えて、「督促状」を送付するよう改めました。入院未収金マニュアルの一部改訂を行い、督促状の発送について明記し、債権管理の徹底

を図りました。

(意見)

休日退院患者の会計については、平成17年7月から、産科以外の診療科においても、事前に概算額をお知らせし、退院前の平日に会計を行うこととしました。

オ 救急医療センター使用料等の債権管理について見直しを求めるもの(衛生局)

[監査結果]

衛生局では、財団法人総合保健医療財団(以下「財団」という。)に横浜市救急医療センターの使用料等についての徴収事務を委託しており、毎月、衛生局には、現金で領収した分の総額と、現金領収できなかったため納付書等を発行した分の総額が報告され、これに基づいて、衛生局は収入調定を行っている。

そこで、納付書等を発行した分の未納の管理についてみたところ、財団及び衛生局双方で管理を行っているが、収納確認がどちらも不十分であったことから、収入未済額が確定できない状況であった。このため、平成15年度決算における収入未済額については、財団で把握している収入未済額との照合を行わずに、衛生局が把握している現年度分のみを計上していた。

については、財団の毎月の報告の際には、総額のみでなく内訳の提出を求めるとともに、未納の管理については、衛生局ですべての納付状況を確実に把握し、適正な債権管理を行い、未納の解消に努められたい。

[措置結果]

未収金について、財団の未収金台帳及び衛生局での収納状況を照合し、平成16年度以前の収入未済額を確定しました。

また、平成17年度からは、衛生局職員が毎月財団の台帳、レシート等を照合・確認することにより、衛生局がすべての納付状況を確実に把握するとともに、未納者に対して督促状を送付するなど適正な債権管理を行うよう改めました。

カ 未収金管理について改善を求めるもの(都市経営局)

[監査結果]

市立大学医学部附属市民総合医療センターにおける診療収入の未収金の管理状況についてみたところ、滞納者ごとの滞納整理の経過等を管理する未収金管理台帳が、発生年度別、入院・外来別となっており、また、電話や面談によ

る催告の記録等が不十分であったため、滞納者に対する滞納整理の経過が把握できない状況となっていた。

については、滞納者への対応についての記録を徹底し、滞納者ごとの状況が適切に把握できる未収金管理台帳を整えることなどによって、適正な未収金管理を図られたい。

[措置結果]

平成17年4月から、未収金管理台帳を滞納者ごとに整理し、督促状発送日、催告書発送日、電話や面談の実施日及び折衝内容を簡潔に記録し、滞納整理の経過が的確にわかるようにしたので、他の職員が引き継いで、滞納者との回収交渉が行えるようになりました。

また、督促状の発送を遅滞なく行うなど、未収金発生直後の対応強化も行っています。

キ 国民健康保険の給付費に係る不当利得について適正な債権管理を求めるもの（港北区）

[監査結果]

各区保険年金課では、国民健康保険の加入者であった区民が、当該資格喪失後に医療機関で診療を受けた場合に支払った療養費等の給付費について、不当利得として返還を請求している。

そこで、港北区について、平成15年度及び平成16年度の返還請求事務をみたところ、納期限までに納入されなかった場合に、督促状の発送等督促・催告手続を行っていなかった。

については、国民健康保険の給付費に係る不当利得に関して、効率的・効果的に督促を行うことにより、適正な債権管理を行われたい。

[措置結果]

平成15・16年度分については、催告を終了しております。

平成17年度からの事務処理については督促を行うとともに、半年に一回、一括催告を行う体制を整えました。

なお、不当利得発生の予防策として、区役所に保険資格喪失の届出に来庁されたときに、不当利得の説明をより分かりやすく行うことで理解と協力を求めることとし、新たに説明用のチラシを作って活用するように改善を図りました。

5 平成16年度第2回定期監査結果報告（平成17年5月27日監査報告第1号）

(1) 事務関係

(1) 土地の一時貸付に伴う貸付料の減額について見直しを求めるもの（財政局）

[ 監査結果 ]

財政局では、普通財産の効率的運用を図るため、当面利用予定のない土地の一時貸付を行っている。「横浜市財産の交換、譲渡、貸付け等に関する条例」によると、普通財産を貸し付けるに当たり、公共的団体において公用、公共用又は公益事業の用に供するときなどは、無償又は時価より低い価額で貸し付けることができることとされている。

そこで、財団法人横浜市スポーツ振興事業団に貸し付けている南区の駐車場用地の一時貸付についてみたところ、周辺における駐車場不足の解消を図ることを目的としていることから、貸付料を50%減額しているが、月ぎめ及び時間貸有料駐車場として、近隣と同程度の駐車料金で貸しており、当該駐車場についての平成15年度の利益は約870万円となっていたので、収支状況等の確認を行った上で、減額について見直されたい。

[ 措置結果 ]

平成17年度後期の契約から貸付料の減免率の見直しを行い、財産の収益性を考慮し、50%の減額から30%の減額としました。それにより、6か月間で約300万円の貸付料の増額となりました。

(3) 公有財産台帳の台帳価格について適切な登録を求めるもの（財政局）

[ 監査結果 ]

「横浜市公有財産規則」によると、各局区長はその所管に属する公有財産について公有財産台帳を備え、財政局長は公有財産の総括に関する事務を行うための台帳を備えることとされている。また、公有財産を新たに台帳に登録するに際しては、その価格は、購入については購入価格、交換については交換時の評定価格などによることとされており、その他の場合は、土地については類地の時価を考慮して算定した金額、建物については建築費などによることとされている。

そこで、財政局が備えている公有財産台帳についてみたところ、土地約3,850ha（約6,300件）及び建物約840万㎡（約2,300件）のうち、土地約1,480ha（約3,500件）及び建物約20万㎡（約210件）について、開発に伴う提供地などで取得価格が分からないことや、寄附された財産であることなどを理由として、台帳価格が0円で登録されていた。

公有財産台帳は、面積などの数量のみでなく、価格を含め

、財産の所有状況を把握するための基本的な台帳であるので、価格を算定できない場合を明らかにした上で、それ以外は台帳価格を適切に登録するよう改められたい。

[措置結果]

公有財産の台帳価格については、公有財産規則に基づき、すべての土地、建物について登録することとしました。

土地については、購入における取得価格、交換における評定価格、収用における補償価格によることとし、それが困難な場合には、地価公示又は県地価調査における横浜市内の用途別平均価格や寄附受納時に算定又は試算した価格を登録すること、また、建物については、建築費又は見積価格とすることとし、既に0円で登録されているものについては構造及び建築年度別に財政局が設定した価格により登録することとして、平成17年10月に各局区長あて通知しました。

(2) テーマ監査「入札・契約制度及び検査事務の適正な運用」

- (1) 業者選定における競争性・透明性の向上を求めるもの  
イ 消防設備点検業務委託の指名競争入札について改善を求めるもの（水道局）

[監査結果]

「横浜市水道局物品・委託等に関する競争入札取扱要綱」（以下「要綱」という。）では、指名業者の選定に際しては指名が特定の有資格者に著しく偏ることがないようにしなければならないとしている。

そこで、消防設備点検業務委託の指名競争入札における指名業者の選定についてみたところ、一般競争入札有資格者名簿には市内業者で消防設備保守を第1順位の営業種目として登録されている業者が平成15年3月及び平成16年3月の時点において、それぞれ49社存在するにもかかわらず、平成15年度は31件の入札においてすべて同一の5社を選定しており、平成16年度においても30件の入札に同一の8社を選定していた。

については、消防設備点検業務委託の指名業者の選定に際しては、要綱の規定に基づき、指名が特定の業者に偏ることがないように改善されたい。

[措置結果]

消防設備点検業務委託につきましては、「公募型指名競争入札」方式を平成17年7月から採用し、同業種を第1順位の営業種目としている登録事業者全員が入札に参加できるよう、改善を図りました。

オ 配管図印刷の契約方法について改善を求めるもの（水道局）

[ 監査結果 ]

縮尺 1 / 10,000 配管図印刷の契約についてみたところ、過去に効率が良く低価格で作成できる方法を発注者と共同で考案した業者と単独随意契約を行っていた。

しかし、共同で考案した方法には特許関係がないことなどから、業務内容が当該業者でなければ実施できない特段の理由は見受けられなかったので、競争入札を導入するよう改められたい。

[ 措置結果 ]

配管図印刷につきましては、データ利用の利便性向上を図るとともに、費用節減効果が見込まれることから、17年度にデジタル化を図り、配管図作成委託業務として、10月に指名競争入札を実施しました。

(2) 契約手続諸規程の趣旨を踏まえた適正な発注契約事務の実施を求めるもの

ア 下水処理場等における設備修理の契約手続について改善を求めるもの（環境創造局）

[ 監査結果 ]

下水処理場及び汚泥処理センター（現 水再生センター及び汚泥資源化センター）において、「横浜市下水道局下水処理場等規程」（以下「規程」という。）等を根拠として、非常災害その他の場合において緊急の必要があるときは、100万円未満の設備修理について、下水処理場長及び汚泥処理センター長（以下「処理場長等」という。）の専決により局において契約締結事務を行っていた。

そこで、処理場長等の専決による設備修理の契約内容についてみたところ、次のようなものが見受けられたので、適正な手続に改めるとともに、規程等の厳正な取扱いを行うようチェック体制の強化を図られたい。

(ア) 「ブラインド修理」や「要員宿舍内装修理」など、緊急の必要性があるとは考えられないものが含まれていたもの

(イ) 「北部汚泥処理センター焼却設備2号炉計装用電源装置修理」等の設備修理において、業務着手から4か月近く経過後に契約締結されていたものや、業務完了が18日間延びたにもかかわらず、履行期限の延長を行わず、業務完了前に完了検査を行っていたもの

[ 措置結果 ]

水再生センターが、設備修理協議書を事前に水再生施設管理課に提出し承認を得ることにより、修理内容の事前チェックを強化しました。

また、「緊急」の範囲を「水処理・汚泥処理に支障があるもの」又は「道路陥没や構造物の落下・倒壊のおそれがある等の市民・職員に危害を与える恐れのあるもの」に限定するよう、各水再生センターへ通知し、実施しています。

- (4) 入札・契約制度の一層の充実に向けた取組を求めるもの  
ア 入札等監視委員会の審議の一層の充実を求めるもの（財政局）

[ 監査結果 ]

財政局では、入札及び契約の過程並びに契約の内容の透明性を確保するため、「公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律」に基づく第三者機関として平成16年度に「横浜市入札等監視委員会」（以下「委員会」という。）を設置した。「横浜市入札等監視委員会設置要綱」及び「同委員会運営要領」によると、本市、水道局及び交通局が発注した工事のうち、原則として入札方式ごとに1件以上の委員会が抽出指定した工事に関し審議を行うこととされている。

そこで、原則年4回開催とされるこの委員会の審議活動についてみたところ、平成16年度に開催された委員会での抽出数は入札方式ごとに1件又は2件であり、水道局及び交通局の随意契約は1件も抽出されておらず、直近の第4回では本市の条件付一般競争入札の執行件数229件に対して1件（抽出率0.4%）、指名競争入札は601件に対して2件（同0.3%）、随意契約は99件に対して1件（同1.0%）であった。

ついては、不正行為の防止や発注者の入札・契約手続の恣意的行為監視のために、多くの事例を確認・検証することが望ましいと考えられるため、抽出数を増加するとともに、必要に応じて審議回数拡充を検討するなど、審議の一層の充実を図りたい。

[ 措置結果 ]

平成17年度第2回横浜市入札等監視委員会（平成17年8月2日開催）において、委員会の了承を受け、本市及び水道局の条件付一般競争入札並びに水道局の指名競争入札の抽出件数を増やすとともに、水道局の随意契約からも抽出いたしました。

また、第3回横浜市入札等監視委員会（平成17年11月2日開催）において、更に、本市の条件付一般競争入札及び随意契約の抽出数を第2回よりも増やすとともに、交通局の随意契約からも抽出いたしました。

今後とも、入札等監視委員会の審議の充実を図ってまいります。

### (3) 工事監査

- (2) 工事施行協定に基づく工事費負担について、年度ごとの妥当性を把握するよう求めるもの（交通局）

#### [監査結果]

高速鉄道4号線日吉駅建設事業は、東急東横線日吉駅の直下に位置するため、東急東横線の安全運行などの調整を図ることが必要なことから、土木工事については、東京急行電鉄株式会社と工事施行協定を締結した上で、概算総額約215億円の全額を交通局が負担し、東京急行電鉄株式会社が平成13年～平成19年に施行するとしている。

交通局は、年度ごとの工事費等については、年度当初に概算数量や費用の内訳表に基づき予納し、年度末に決算報告書の提出を受けて、予納金の過不足が生じた場合は、年度末の請求等により処理できるとしている。

そこで、平成15年度決算報告書等における工事費等の内訳表をみたところ、工事費については、掘削工事や調査工事などの工種ごとの金額は示されていたが、掘削工事を構成する掘削工や処分費など、また、調査工事を構成する路面変状調査工や土留壁計測工などの数量や金額が明示されていなかった。また、事務費については、人数などが明示されていなかった。その結果、工事費等の内訳表の妥当性までは把握することができなかった。

については、事業全体の工事費等の総額は、工事しゅん工後に精算するとしているが、当該事業における工事費等の一層の透明性を確保し、年度ごとに負担している工事費等の妥当性を把握するため、工事費については、工種を構成する工事ごとの数量や金額を確認し、また、事務費については、人数などを確認するよう改められたい。

#### [措置結果]

年度ごとに負担している工事費の妥当性を把握するため、平成16年度決算報告書の工事費内訳書については、東急電鉄（株）が工事会社と契約した請負金額内訳明細の工事ごとの単価と、平成16年度決算確認における工事ごとの出来高数量により算出され集計したものであることから、これらを確認

して工種を構成する工事ごとの数量や金額を確認しました。  
また、事務費については、平成16年度の決算報告書から様式を改め、人数などを確認しました。

## 第2 財政援助団体等監査

### 1 平成14年度財政援助団体等監査結果報告（平成15年5月9日監査報告第1号）

(1) 出資団体（公の施設の管理受託事務を含む。）

ウ 財団法人横浜産業振興公社（経済局）

(ア) 団体の事務に関する事項

a 会計処理について改善を求めるもの

[監査結果]

貸借対照表の計上金額についてみたところ、次のようなものが見受けられたので、適切な事務処理に改める必要があると認められた。

(d) 消費税の納付及び還付については、現金収支に合わせて計上していたが、発生時の収入・支出に基づいた帰属年度とすべきもの

[措置結果]

財団法人横浜産業振興公社に対して、貸借対照表の計上金額について適切な事務処理を行うよう指導しました。

財団法人横浜産業振興公社では、本市からの補助金の精算の期限までに発生主義に基づく消費税額を含めた事業費を確定することが困難であるため、平成16年度の決算関係書類から、発生主義に基づく消費税の未納税額を注記することで対応しました。

### 2 平成15年度財政援助団体等監査結果報告（平成16年5月26日監査報告第1号）

(1) 出資団体（公の施設の管理受託事務を含む。）

ウ 財団法人横浜市青少年科学普及協会（市民局）

(ア) 団体の事務に関する事項

a 商品の管理について改善を求めるもの

[監査結果]

財団法人横浜市青少年科学普及協会は、横浜こども科学館内で売店を運営し、来館記念品や科学工作材料等の販売を行っている。

そこで、売店の商品管理の状況についてみたところ、年度末に実地棚卸を行い、商品残高を確認していたものの、商品の品目が多種にわたることから、商品の受払を記録した商品有高帳を作成していなかった。

そのため商品の帳簿残高が把握できず棚卸残高との差異を分析することで商品の管理が適正に行われているかを把握することができなかった。

については、実地棚卸の頻度を増やし、適宜、商品残高を把握することにより、商品管理が適切に行われているか、確認する必要があると認められた。

[措置結果]

市民局では、財団法人横浜市青少年科学普及協会に対して適正な事務処理を行うよう指導しました。

これを受けて同協会では、毎月実地棚卸を実施して商品残高を把握するとともに、平成17年1月からレジスターを導入し、商品毎の販売数量も把握して適切な商品管理に努めています。

なお、平成17年4月からは、売店の販売促進等の観点から、業務委託を実施する中で、POSシステムも導入するなど、より適切な商品管理を行っています。

オ 横浜新都市交通株式会社（道路局）

(7) 局の事務に関する事項

a 債権管理について改善を求めるもの

[監査結果]

本市では、金沢シーサイドライン建設に係る資金として、昭和62年度から平成元年度まで3回にわたり合計100億円を横浜新都市交通株式会社（以下「会社」という。）に有利子で貸付け、元金及び利息の一部返済を受けた後、未返済の元金については会社に無利子資金を3回に分割して貸付け、その際、当初の有利子貸付分について一括返済を受けた。

この間、平成7年4月1日に、会社との間で貸付契約を変更し、「平成7年4月1日以降到来する支払いはすべて、当分の間、これを猶予する。」とともに、確認書を取り交わし、「平成7年4月1日以降到来する利息の支払いについて、実質的に会社の負担とならないような措置を講じることとするが、その期間については、単年度の収支において、仮に利息を支払ったとしても、経常損失が出ない状態になるまでの間とする。」とし、変更契約以降発生した利息の猶予分については、平成14年度末現在、累積額で約25億円となっている。

しかし、猶予した当該利息については、法的には契約上支払時期を定めていない状況にあり、時効は5年となっていることなどから、債務承認等、債権の保全・確保を図る必要があるが、平成12年3月に債務承認書を会社から受けた以降、

債権保全手続を行っていないこと及び平成14年度に会社で単年度黒字が発生したことなどから、今後の利息の取扱いについて明確化し、それに応じた事務処理を行われたい。

[措置結果]

横浜新都市交通株式会社は、平成14年度以降単年度黒字を計上していますが、平成16年度末における借入金残高は約142億円、累積欠損金は約120億円と財務状況は未だ厳しい状況にあります。財務の改善を早期に進めるためには、借入金を優先的に返済すべきであるとの判断から、猶予利息については、引き続き支払を猶予することとしました。このため、猶予利息について、平成17年1月に横浜新都市交通株式会社から債務承認の文書の提出を受け、債権の保全を図りました。

今後は、利息の取扱いについて、毎年度の財政状況により、猶予の継続の必要性を判断し、債務の承認手続を行うこととしました。

カ 財団法人横浜市建築助成公社（都市整備局）

(7) 団体の事務に関する事項

- a みなとみらい公共駐車場の管理・運營業務委託契約について改善を求めるもの

[監査結果]

「みなとみらい公共駐車場」は、財団法人横浜市建築助成公社（以下「助成公社」という。）が整備し、管理運營業務については、「みなとみらい公共駐車場管理・運營業務委託契約書」に基づき、株式会社横浜国際平和会議場（以下「パシフィコ」という。）に委託している。

そこで、平成14年度の委託契約について確認したところ、パシフィコが提出した合計金額のみ記載された見積書の金額により契約を締結しており、仕様書には、設備保守管理業務や清掃業務の実施場所及び回数等が明記されていなかった。

また、パシフィコから施設管理業務等についての実施報告を受けておらず、委託料精算書の提出も受けることなく、当初契約金額どおりの支出を行っていた。

ついては、仕様書に具体的な業務内容を定め、業務内容ごとに費用を積算するとともに、業務報告を受け、適切に精算を行うよう改める必要があると認められた。

なお、助成公社では駐車場管制・管理システムの一元化による経費の節減を行ったところであるが、当駐車場の厳しい経営状況を考慮し、利用状況に即したより一層の経費節減の工夫を図る必要があると認められた。

[措置結果]

財団法人横浜市建築助成公社に対して、みなとみらい公共駐車場の管理・運營業務委託契約について改善を求めるよう指導しました。

これを受けて、財団法人横浜市建築助成公社は、平成16年度の契約について、契約変更を行い、実施場所、回数等を具体的に定めた仕様書を取り交わし、管理月報により、毎月履行状況を確認いたしました。

なお、平成16年度末において、仕様書と月報を照合し、精算を行いました。

経費削減については、節電、節水を行うなど光熱水費の低減に努めておりますが、引き続き利用状況に即した節減を図っていきます。

(2) 財政援助団体

ア 社会福祉法人横浜共生会（福祉局）

(ア) 局の事務に関する事項

a 補助金支出方法等について改善を求めるもの

[監査結果]

福祉局では、障害者地域活動ホームを整備するため、設置運営主体となる社会福祉法人等に対し、整備費及び設置準備費を補助している。このうち設置準備費については、建設委員会の運営経費として交付されている。

建設委員会は設置運営主体とは独立して設置され、地域の関係団体の総意を形成し、施設整備を促進するために地域住民団体代表者などで構成された組織で、設置運営主体の選定や活動ホームの事業内容の検討などを行っている。

そこで、「南区障害者地域活動ホーム（仮称）」の設置準備費補助金についてみたところ、設置運営主体として選定された社会福祉法人横浜共生会を経由して交付していたため、建設委員会は設置運営主体が選定されるまで補助を受けられなかった。

については、建設委員会の円滑な運営を図るため、補助金の支出先及び交付時期を改められたい。

[措置結果]

障害者地域活動ホーム建設委員会の運営経費として交付される設置準備費については、交付申請を建設委員会が行うことを明記するなど、平成17年3月18日付で要綱を改正し、建設委員会に対して活動時期に合わせて直接交付することとしました。

3 平成16年度第1回財政援助団体等監査結果報告（平成17年3月30日監査報告第4号）

(6) 財団法人横浜港埠頭公社（港湾局）

ア 団体の事務に関する事項

(イ) 福利厚生制度等について見直しを求めるもの

[監査結果]

公社では、職員に対する福利厚生を横浜港埠頭公社厚生会（以下「厚生会」という。）への助成及び職員への直接給付により行っているが、厚生会に対する公社の助成金が職員の支払った会費の約4倍となっており、公社の助成比率が本市や他の団体に比べて高い状態にある。

そこで、福利厚生の給付実態をみたところ、次のようなものが見受けられた。

a 結婚記念日祝金、新築・改築祝金などを給付しているもの

b 演劇の鑑賞等のために、毎年1回特別休暇1日とチケット（1人当たり1万5千円相当）2人分を職員に給付しているもの。また、別に演劇のチケット等（2万円）を職員に給付しているもの

c 年5万円を限度とした宿泊補助等を実施しているもの  
公社は、本市から多額の財政的援助を受けている団体であるので、福利厚生に係る助成率及び給付水準が、本市や他の財政援助団体と比較して、大きく均衡を失うことのないよう見直しを行う必要があると認められた

[措置結果]

財団法人横浜港埠頭公社に対して、適正な事務処理をするように指導しました。

これを受けて、財団法人横浜港埠頭公社は、平成17年度から、給付事業の見直しを行った結果、会費と横浜港埠頭公社厚生会への助成金の比率を1対1.5に縮小し、横浜市と同程度になるように改めました。

a 結婚記念日祝金、新築・改築祝金をはじめ、家族結婚祝金や卒業祝金を廃止しました。

b 演劇の鑑賞等の給付額については、限度額を合計3万円／年に縮小しました。

なお、特別休暇については、横浜港埠頭公社厚生会の実施内容と併せて横浜市の職免の実態も勘案しながら、検討していきます。

c 宿泊補助額についても、限度額を1万5千円／年に縮小しました。

4 平成16年度第2回財政援助団体等監査結果報告（平成17年5月27日監査報告第1号）

(2) 株式会社横浜アリーナ（経済局）

ア 局の事務に関する事項

(ア) 公有財産の修繕等に係る手続及び財産の管理について適正化を求めるもの

[監査結果]

経済局は、「イベントホールの建設および運営に関する基本的合意書」に基づき、株式会社横浜アリーナ（以下「(株)横浜アリーナ」という。）から、平成元年に同社が建設した大規模多目的ホール（横浜アリーナ）の寄付を受け、本市の普通財産としている。

当該ホールについては、「横浜アリーナの寄付及び施設の管理運営に関する契約書」等に基づき、新横浜地域の活性化等を目的として(株)横浜アリーナに無償で貸し付けており、維持管理は(株)横浜アリーナが行うが、修繕や設備更新等により追加取得した設備は本市に帰属するものとしている。

そこで、当該ホールの管理状況等についてみたところ、以下のような事例が見受けられたので、「横浜市公有財産規則」に基づき、修繕の申請及び承認や財産の増減異動に係る手続を行うよう改められたい。

a 空調設備機器の更新（取得価額約6億円）等当該ホールの修繕や設備更新について、申請及び承認が口頭で行われていたもの

b 公有財産台帳の記載変更等を行っていないかったもの

[措置結果]

a (株)横浜アリーナの予算策定時に、当該年度に予定されている20万円以上の修繕、更新等について、「横浜市公有財産規則」に基づく申請を一括して受け、承認を行うとともに、予定外の修繕、更新等が発生した場合は、その都度申請を受け、承認を行うよう改めました。

b 「横浜市公有財産規則」に基づき、公有財産台帳に建物の取得金額や付加された設備等についての記載を行うとともに、増減異動があった際は速やかに台帳に登録を行うよう周知徹底いたしました。

なお、決算期ごとに(株)横浜アリーナの固定資産台帳の提出を受け、適正な手続が行われていることを確認いたします。

(2) 横浜市場冷蔵株式会社（経済局）

イ 団体の事務に関する事項

(ア) 適正な財務諸表となるよう会計処理の改善を求めるもの

[監査結果]

市場冷蔵の平成15年度の財務諸表をみたところ、以下のようなものが見受けられたので、適正な会計処理となるよう改める必要があると認められた。

b 法人税等の納付見込額を未払金及び未払法人税等として、約4,300万円流動負債に計上しているが、実際の法人税等の納付状況をみたところ、納付額は約1,900万円であり、未払計上額が約2,400万円過大であったもの

[措置結果]

横浜市場冷蔵株式会社に対して、適正な会計処理を行うよう指導しました。

b 横浜市場冷蔵株式会社では、未払金及び未払法人税等について、平成16年度の決算で適正な額に改めました。

(6) 財団法人横浜市防災指導協会（消防局）

ア 団体の事務に関する事項

(ア) 適正な在庫管理等を行うよう求めるもの

[監査結果]

財団法人横浜市防災指導協会（以下(6)において「協会」という。）の平成15年度貸借対照表計上額についてみたところ、十分な記録や在庫確認が行われていないため、次のようなものが見受けられたので改める必要があると認められた。

a 商品の貸借対照表計上額について、受払簿残高と一致していないもの（約40万円）

b 貯蔵品について受払簿が作成されておらず、平成15年度末貸借対照表に計上した金額の適正性が確認できなかったもの（約490万円）

c 固定資産の在庫確認を実施したところ、救命講習用等人形（一体当たり約31万円ほか）について、平成15年度貸借対照表に22体計上すべきところ、18体のみの計上となっていたもの

d 商品及び貯蔵品の一部の貸借対照表価額に、協会の会計処理では消費税額を含めて計上すべきところ、消費税額が含まれていなかったもの

[措置結果]

財団法人横浜市防災指導協会に対して、適正な在庫管理等を行うよう指導しました。

これを受けて、財団法人横浜市防災指導協会は、

- a 商品の在庫確認を行うとともに受払簿に記入し、貸借対照表計上額と照合させました。
- b 貯蔵品の受払簿を新たに作成し、貸借対照表の計上額と照合させました。
- c 救命講習用等人形について在庫確認を行い、適正な会計処理を行いました。
- d 商品及び貯蔵品については消費税を含めた正しい金額で平成16年度決算から処理しました。  
また、平成17年度より備品台帳の写しを各課でも管理することとして適正な在庫管理に努めることとしました。

(ウ) 会計処理について改善を求めるもの

[ 監査結果 ]

財団法人横浜市防災指導協会（以下「協会」という。）の会計処理について見たところ、次のようなものが見受けられたので効率的かつ確実な経理事務手続に改める必要があると認められた。

- a 平成15年度正味財産増減計算書の「敷金等減少額（約279万円）」が、これまで「敷金」として貸借対照表に計上していた金額に誤りがあったことから、平成15年度収支計算書の「敷金等戻り収入（約287万円）」に比して、約8万円不足していたもの
- b 平成15年度貸借対照表の注記として記載されていた工具器具備品減価償却累計額の年度末残高が約44万円少なかったもの

なお、決算整理事項の多くを顧問税理士に依拠しており、各勘定の残高確認を十分に行っていなかったため、上記のような誤りがあったと考えられるので、協会内部のチェック体制を強化する必要があると認められた。

[ 措置結果 ]

財団法人横浜市防災指導協会に対して、会計処理について改善を求めるよう指導しました。

これを受けて、財団法人横浜市防災指導協会は、

- a 敷金等の資産の計上について適正な会計処理を行うよう改めました。
- b 減価償却累計額については、平成16年度決算から当期除却損を含めた正しい表記に改めました。

また、平成17年4月1日から経理担当者を1人増員し、経理事務の執行体制を充実させ、チェック体制の強化を図りました。

(エ) 委託事業と自主事業に係る経費の明確な区分を求めるもの  
[監査結果]

財団法人横浜市防災指導協会（以下「協会」という。）では、消防局から「応急手当普及啓発事業」の開催について委託を受け、救命講習などの事業を実施しているが、救命講習については受講希望者数の増加傾向があることから、毎年度、委託事業の実施数を超える部分の業務の一部について、協会独自の自主事業として実施し、同事業に要する経費を支出している。

そこで、協会の決算報告書を見たところ、委託事業と自主事業を一括して「救命講習事業費」として経理していた。

については、委託事業の収支を明確にするため、委託事業と自主事業に係る経費について明確に区分する必要があると認められた。

[措置結果]

財団法人横浜市防災指導協会に対して、委託事業と自主事業に係る経費の明確な区分を行うよう指導しました。

これを受けて、財団法人横浜市防災指導協会は、応急手当普及啓発事業については、平成17年度から、すべて消防局委託事業としました。

(オ) 委託事業の実施に当たり、効率的な執行を求めるもの

[監査結果]

消防局では「消防技術講習」の開催を、財団法人横浜市防災指導協会（以下「協会」という。）に委託して実施し、同講習は年10回、630人の受講を見込んだ委託料の積算を行っていたが、平成15年度の実績は年10回開催して323人の受講にとどまっていた。

講習の実施に当たっては、協会の負担でテキストとして「自衛消防マニュアル（全139ページ、作成印刷費2,570円）」を局の監修により年度当初に作成し、受講者に有料配付（3,500円）していたが、平成16年度に統計データや法令改正等により改訂版を作成することとなったため、平成15年度末時点での未販売の在庫約300冊（約77万円）分が使用できない状況となっていた。

については、「消防技術講習」がここ数年委託時の予定受講者数の約半分程度の実績となっていることや、法令改正等の動向も踏まえ、協会は、使用するテキストの作成部数や仕様・改訂等について、局と十分調整の上効率的な執行となるよう改善する必要があると認められた。

[措置結果]

財団法人横浜市防災指導協会に対して、委託事業の実施に当たり、効率的な執行を求めるよう指導しました。

これを受けて、財団法人横浜市防災指導協会は、テキストの作成部数については、消防局予防課とこれまで以上に十分調整して作成するとともに、平成17年度から年度毎に変化するデータについては、テキストの内容からはずし、在庫が出ても次年度に使用できるよう内容を改めました。

(カ) 懇親旅行等への支出について改善を求めるもの

[監査結果]

財団法人横浜市防災指導協会（以下「協会」という。）では、職員に対する福利厚生事業を実施するため、協会の職員が加入する厚生会に対して助成金を交付している。

同厚生会に対する協会の助成金は、職員の支払った会費の約4倍になっており、本市に比べて高い状態にある。

また、協会では、厚生会とは別に、福利厚生事業の一環として平成15年度及び平成16年度に次の行事を実施し、福利厚生費を支出していた。

a 平成16年11月に湯河原町の旅館に1泊し、参加者32人分の宿泊代金等（約43万円）を職員宿泊研修会という名目で、支出していたもの

b 平成15年7月に職員暑気払い懇親会を実施し、参加者36人分の飲食代金（約18万円）を支出しており、また平成16年度にも同様に参加者28人分の飲食代金（約24万円）を支出していたもの

c 平成17年1月に職員新年会を実施し、参加者33人分の飲食代金（約12万円）を支出していたもの

については、平成16年4月に横浜市と協会の間で協約を締結し、「一般管理費の10パーセント削減、研修制度の充実、組織の活性化等」を協約事項として定めたことから、協会は局と連携を密にして、福利厚生事業を見直し、効率的・効果的な経費執行等に努める必要があると認められた。

[措置結果]

財団法人横浜市防災指導協会に対して、懇親旅行等への支出について改善を求めるよう指導しました。

これを受けて、財団法人横浜市防災指導協会は、平成17年度から職員厚生会費の個人負担額を月500円から1,000円に増額するとともに、職員厚生会に対する助成金は1人当たり年30,000円から15,000円に減額しました。

その結果、厚生会費と助成金の比が、1：1.25となりました。

また、厚生会に対する助成以外の懇親会等への補助としての福利厚生費は、平成17年度から支出しないことに改めました。

(7) 横浜市水道局職員厚生会（水道局）

ア 局の事務に関する事項

(ア) 厚生事業助成金の交付額について見直しを求めるもの

[監査結果]

水道局は、横浜市水道局職員厚生会（以下(7)において「厚生会」という。）に対して毎年度厚生事業助成金を交付しており、平成15年度では厚生会収入の72.0%（税務申告時の決算書による）が、この助成金となっている。

そこで、厚生会の運営状況及び財政状態についてみたところ、以下のような状況であったので、助成金の交付額の見直し等を早急に推進されたい。

a 会員の支払った会費に対する厚生会の助成額が平成15年度は約6.3倍、平成16年度は約3.7倍となっているもの（横浜市職員厚生会（以下(7)において「本市厚生会」という。）平成16年度予算は約1.5倍）

b 平成15年度決算で約240万円の純利益を計上している（税務申告時の決算書による）もの

[措置結果]

厚生事業助成金の交付額の見直しについては、平成15年度に水道経営改革プランの一環として策定した4か年の改善計画に基づき、助成金の削減等に取り組んでおります。

17年度予算では、会費と助成金の比率を1対2に改善いたしました。さらに、改善計画を見直して、18年度の助成金比率を1対1（16年度決算比較で約60%の削減）とすることにいたしました。

イ 局及び団体の事務に関する事項

(ア) 会員への給付内容等について見直しを求めるもの

[監査結果]

厚生会では、「横浜市水道局職員厚生会規則」等に基づき、会員に対する福利厚生のための給付等を行っている。

そこで、会員への給付等の実態をみたところ、以下のようなものが見受けられた。

b 結婚10、15周年にそれぞれ結婚記念品及び結婚25周年に結婚記念特別祝金の給付を行っていたもの

c 本市厚生会では、勤続10、20及び30年時に合計12万円相当の招待旅行利用引換券を給付しているが、厚生会では、

勤続10、15、20及び25年並びに55歳時に合計で32万5,000円相当の招待旅行利用引換券を給付していたもの。また、水道局の永年勤続者に対する職務専念義務の免除の日数は合計15日であり、本市の合計6日と比較して均衡を失っていたもの

d 運動会役員に対するユニフォーム等の支給や、運動会の中で行われる抽選会の景品の費用など、「職員と家族の運動会」に係る費用を全額厚生会で負担していたもの  
これらの給付等は、本市厚生会では行われていないものや廃止されているものなどであり、本市厚生会と比較して均衡を失っている。

については、給付内容等について早急に見直す必要があると認められた。

[措置結果]

水道局の永年勤続者に対する職務専念義務の免除の日数につきましては、平成18年度から合計5日に改めます。

また、厚生会に対して、適正な給付となるよう指導しました。

これを受けて、厚生会では、次のとおり改めました。

b 結婚10、15周年記念品の給付は平成16年度をもって廃止いたしました。また25周年の特別祝金の給付も、平成17年6月末をもって廃止いたしました。

c 本市厚生会では給付されていない勤続15、25年及び55歳時の招待旅行引換券については、17年度をもって廃止することを決定しました。なお、17年度の給付額についても、見直しをしてそれぞれ約20%削減いたしました。

d 運動会役員に対するユニフォーム等の支給については、16年度をもって廃止することとしました。また、17年度は運動会の抽選会景品の費用について15年度決算比較で約65%削減しました。

この結果、運動会に係る費用の総額を前年度に比べて約48%削減しました。

ウ 団体の事務に関する事項

(ウ) 会議等に係る費用について適正な支出を求めるもの

[監査結果]

厚生会では、平成16年度に約105万円の会議費を支出している。

そこで、会議等に係る費用の支出状況についてみたところ、以下のような事例が見受けられた。

a 理事会開催後の懇親会に係る費用を全額負担していたも

の

b 理事による審議機関である委員会の開催後に行われた懇親会に係る費用を全額負担していたもの

c 厚生会主催の行事について審議するための職員団体支部長会議後に行われた懇親会費用を全額負担していたもの  
厚生会は、会員の互助共済及び福利厚生を図るため必要な事業を行うことを目的とした組織であるため、会員全体の福利厚生につながるように適正な費用支出を行うよう改める必要があると認められた。

[措置結果]

厚生会に対して、会員全体の福利厚生につながるように適正な費用支出を行うよう指導しました。

これを受けて、厚生会では、会議等に係る費用の支出について見直しを行い、17年度以降は、理事会、各種委員会等の会議後の懇親会に対して、厚生会で費用負担を行わないよう改めました。

第3 行政監査

1 平成15年度行政監査結果報告（平成16年5月26日監査報告第1号）

「一般廃棄物処理行政の効率化」

(1) 収集作業の効率的な執行を求めるもの（資源循環局）

[監査結果]

実査を行った3事務所における年末年始期間と12月及び1月の2か月間との収集効率の差異は、他の収集事務所においても生じていると考えられることから、さらに事務所における収集実績を検証し、新たな分別収集体制との整合を図りつつ、繁忙期とそれ以外の時期の作業密度の差が過大とならないよう、より一層業務量の状況に応じた対応を行うなど収集作業の効率的な執行を図りたい。

[措置結果]

監査が実施された平成15年度に比べ、平成17年4月から本格的な分別収集の全市拡大が行われるなど収集業務を取り巻く状況が変化しているため、ごみ収集の回転数や1回転当たりの平均収集量で比較することはできませんが、次の改善措置を実施することにより、収集時の作業密度の適正化に努め、業務の効率化を図っております。

- ・平成15年度には西区及び中区の一部について実施されていた収集業務の委託を、平成17年4月からは西区及び中区の全域に拡大していること。
- ・本格的な分別収集の全市拡大実施に伴い、収集車両数

が増加しましたが、車両数に対応する職員数は、退職者不補充の方針のもと、アルバイト等により対応することにより職員体制を適正化していること。

- ・ 本格的な分別収集の全市実施により、通常の収集作業に加えて、適正排出物と不適正排出物を判別し、不適正排出物にはシール添付の上、取り残す作業が増加したが、これを既存の収集体制により実施していること。
- ・ 収集活動の際に、市民から分別方法について具体的な相談があった場合、これに応ずる等の啓発活動を実施していること。

(3) リサイクルプラザにおける事業のあり方について改善を求めるもの（資源循環局）

[ 監査結果 ]

市民に対するリサイクル意識の啓発の場という施設の位置づけを考慮すると、事業の採算をとることはそもそも困難であるが、事業実績の推移から考えて、リサイクル意識の啓発という事業効果が十分にあがっているとは考えにくい。

今後は、家具類の展示販売をはじめとする事業の効率的な執行に努めるとともに、家具類の搬入方法に関する改善や施設機能について市民のリサイクル意識の啓発に向けたリサイクル教室等の開催、市民自らの企画によるリサイクル事業のために活用する機能を充実するなど、リサイクル意識の啓発という目的に向けて、事業の改善を図られたい。

[ 措置結果 ]

家具類の展示販売につきましても、平成16年度より、粗大センターにリサイクルできる家具類を選別する職員を各2名配置し、リサイクルプラザ向け家具類の選別・収集に努め、また、リサイクルプラザにおいては、再生家具の展示申込期間の延長や購入申込品数の拡大を行った結果、展示品数については平成15年度の3,223点から平成16年度の3,644点へと増加し、展示品購入者数も平成15年度の2,692人から平成16年度の2,987人へと増加しました。さらに、平成17年9月からは、インターネットによる一部展示品の抽選申込を実施し、市民の利便性を高めています。

リサイクルプラザにおける、市民が自らの企画によるリサイクル事業のために活用する機能につきましても、研修室貸出に努めた結果、リサイクル関連での研修室貸出件数が平成15年度の21件から平成16年度の95件へと増加しました。また、リサイクルプラザでのフリーマーケットの開催については、平成17年度より、鶴見リサイクルプラザに加えて、青葉リ

サイクルプラザでも開催することにするなど市民のリサイクル意識の啓発に努めております。

これらの見直しにより、リサイクルプラザ全体の入場者数は、平成15年度の30,321人から平成16年度の37,542人へと増加しております。

今後も、リサイクル意識の啓発という目的に向けて、さらなる市民サービスの向上に努めてまいります。

## 2 平成16年度行政監査結果報告（平成17年5月27日監査報告第1号）

### 「補助金に係る事務事業」

#### (1) 補助金交付要綱の整備を求めるもの（福祉局、衛生局）

##### [ 監査結果 ]

補助金は、対価なくして市以外の者に金銭を交付するものであり、補助手続の透明性・公平性を確保することが特に重要となる。そのため、要綱で交付対象の事業内容、対象経費、申請・交付手続、報告・精算手続等を具体的に定めておくことが望ましい。

しかし、今回、各局、区及び事業本部の補助事業の監査を実施したところ、各局においては、補助金交付要綱が定められていない事例が多数見受けられたので、要綱を整備し、補助手続の明確化を図られたい。

補助金交付要綱が定められていないものは次のとおりである。

補助事業名	補助金交付先	所管局
福祉保健研修交流センター「ウィリング横浜」運営費補助	(福)市社会福祉協議会	福祉局
地域福祉保健活動支援事業補助		
更生保護法人補助	更生保護法人まこと寮ほか1団体	
横浜いのちの電話補助	(社)横浜いのちの電話	
横浜いのちの電話補助(外国語相談事業)		
障害者のスポーツ・文化振興事業補助	(福)市リハビリテーション事業団	

(福)市福祉サービス協会補助	(福)市福祉サービス協会	衛生局
(財)市総合保健医療財団自主事業補助	(財)市総合保健医療財団	
鶴見ふれあいセンター全館管理経費補助	鶴見ふれあいセンター管理委員会	
精神障害者相談事業補助	市精神障害者家族会連合会	
地域医療連携センター運営事業補助	(社)市医師会	
看護人材確保育成事業補助	(社)県看護協会	
県小児保健協会運営費補助	県小児保健協会	
市歯科技工士会学術大会補助	市歯科技工士会	
特定疾患患者会補助	県難治性疾患団体連絡協議会横浜地区協議会ほか3団体	
(財)かながわ健康財団腎・アイバンク推進本部運営費補助	(財)かながわ健康財団	
日本中毒情報センター賛助会費補助	昭和大学藤が丘病院ほか1団体	

[措置結果]

補助事業の執行をより適正に行うため、交付対象の事業内容、対象経費、申請・交付手続、報告・精算手続等を具体的に定めた要綱を制定しました。

措置を講じた事業は次のとおりです。

措置を講じた事業の一覧

所管局	補助事業名	措置の状況
福祉局	福祉保健研修交流センター「ウィリング横浜」運営費補助	平成17年10月制定
	地域福祉保健活動支援事業補助	平成17年10月制定

	更生保護法人補助	平成17年9月制定
	横浜いのちの電話補助	平成17年9月制定
	横浜いのちの電話補助 (外国語相談事業)	平成17年9月制定
	障害者のスポーツ・文化振興事業補助	平成17年10月制定
	(福)市福祉サービス協会補助	平成17年10月制定
衛生局	(財)市総合保健医療財団自主事業補助	平成18年度に補助金を廃止します
	鶴見ふれあいセンター全館管理経費補助	平成17年4月制定
	精神障害者相談事業補助	平成17年4月制定
	地域医療連携センター運営事業補助	平成17年10月制定
	看護人材確保育成事業補助	平成17年8月制定
	県小児保健協会運営費補助	平成17年8月制定
	市歯科技工士会学術大会補助	平成17年4月制定
	特定疾患患者会補助	平成17年3月制定
	(財)かながわ健康財団腎・アイバンク推進本部運営費補助	平成17年8月制定
	日本中毒情報センター賛助会費補助	平成17年4月制定

(2) 関係書類を閲覧に供する義務について明示することを求めるもの(文化芸術都市創造事業本部、市民局、福祉局、衛生局及び磯子区)

[ 監査結果 ]

横浜市市民活動推進条例(以下「条例」という。)第12条では、市民活動を行う者は、市から助成金の交付等の特別な支援を受けて事業を行うときには、規則の定めるところにより、事業実施前には申請理由を記載した交付申請書類や事業計画及び収支予算を記載した書類等を、事業終了後には事業

結果及び収支計算を記載した書類等を提出しなければならない、また、市民活動を行う者及び市長は、規則の定めるところにより、これらの書類又はその写しを、一般の閲覧に供しなければならないと規定されている。そのため、市民活動を行う者に対して補助金を交付する際には、条例で規定される義務について明示することが望ましい。

しかし、今回、各局、区及び事業本部の補助事業の監査を実施したところ、市民活動に該当すると思われる補助事業にもかかわらず、関係書類等を一般の閲覧に供する義務につき、補助金交付要綱等に明示されておらず、補助事業者に対する当該義務の告知がなされていない事例が見受けられたので、当該義務を明示し、条例の適切な運用を図られたい。

市民活動に該当すると思われる補助事業で、要綱や交付決定通知に明示されていなかったものは次のとおりである。

補助事業名	補助金交付先	所管局等
市民広間演奏会補助	市民広間演奏会	文化芸術 都市創造 事業本部
芸術文化支援事業補助	横浜交響楽団ほか6団体	
青少年団体活動事業補助	市青年団体連絡協議会 ほか2団体	市民局
ハンディキャブ（身体障害者移動支援事業）補助	市障害者社会参加推進センター	福祉局
精神障害者相談事業補助	市精神障害者家族会連合会	衛生局
市健康づくり月間事業補助	鶴見区健康づくり月間実行委員会ほか17団体	
磯子まつり補助	磯子まつり実行委員会	
地域文化振興事業補助	文化協会所属団体（10団体）	磯子区
秋桜コンサート補助	秋桜コンサート実行委員会	
磯子木曜コンサート補助	磯子木曜コンサート運営委員会	
磯子コンサート補助	磯子コンサート実行委員会	

いそごふるさと劇場事業補助	いそごふるさと劇場実行委員会
区フットサル普及委員会補助	区フットサル普及委員会

[措置結果]

市民活動に該当する補助事業について、補助金交付要綱等を改め、関係書類等を一般の閲覧に供することを明示しました。

なお、一部の事業は廃止しました。

措置を講じた事業は次のとおりです。

措置を講じた事業の一覧

所管局等	補助事業名	措置の状況
文化芸術都市創造事業本部	市民広間演奏会補助	平成17年8月に要綱改正
	芸術文化支援事業補助	平成17年8月に要綱改正
市民局	青少年団体活動事業補助	青少年団体活動事業補助について、すべての補助を統合し新たな要綱を17年4月に制定しました。
福祉局	ハンディキャブ（身体障害者移動支援事業）補助	平成17年3月に要綱改正
衛生局	精神障害者相談事業補助	平成17年4月に要綱改正
	市健康づくり月間事業補助	平成17年6月に要綱改正
磯子区	磯子まつり補助	平成17年6月に要綱改正
	地域文化振興事業補助	平成17年3月に要綱改正
	秋桜コンサート補助	平成16年度で事業を廃止
	磯子木曜コンサート補助	平成17年3月に要綱改正
	磯子コンサート補助	平成16年度で事業を廃止
	いそごふるさと劇場事業補助	平成16年度で事業を廃止
	区フットサル普及委員会補助	平成16年度で事業を廃止

- (3) 適切な報告書類の徴収に努めるよう求めるもの（横浜プロモーション推進事業本部、文化芸術都市創造事業本部、市民局、福祉局、衛生局、経済局、磯子区及び戸塚区）

[ 監査結果 ]

補助金を交付した際は、事業完了後、補助事業者から詳細な事業実施報告と収支計算報告を徴収し、補助金の使途が市の補助目的に合致しているか検証することが重要である。

また、補助事業の態様によっては、市の補助金が、補助事業者の下部組織等に配付されたり、補助事業者から他の者に間接補助されることがあるが、このような場合であっても、補助金の最終的な使途について検証することが求められる。

しかし、今回、各局、区及び事業本部の補助事業の監査を実施したところ、報告書類の記載が概括的に過ぎるもの、報告書類が一部遺漏しているもの、報告書類上、補助事業者の下部組織等や間接補助事業者による最終的な支出内訳の記載がないもの等の事例が多数見受けられたので、適切な報告書類の徴収に努められたい。

報告書類に問題点が見受けられたものは次のとおりである。

ア 報告書類の記載が概括的に過ぎるもの

補助事業名	補助金交付先	所管局等
横浜観光プロモーションフォーラム助成	(財)横浜観光コンベンション・ビューロー	横浜プロモーション推進事業本部
デジタルコンテンツコンテスト開催補助	(財)横浜産業振興公社	
フランス映画祭横浜市民交流事業補助	(財)市芸術文化振興財団	文化芸術都市創造事業本部
横浜国際人権センター人権啓発事業補助	横浜国際人権センター	市民局
市私立保育園園長会補助	市私立保育園園長会	福祉局
欧米経済交流事業補助	(財)横浜産業振興公社	経済局
アジア経済交流事業補助	(財)横浜産業振興公社	
中国経済交流事業補助	(財)横浜産業振興公社	

横浜輸入ビジネス促進センター運営事業補助	(財)横浜産業振興公社	
横浜市場まつり事業補助	横浜市場まつり委員会	
区国際交流フェスティバル補助	区国際交流フェスティバル実行委員会	磯子区
杉田梅愛好会補助	杉田梅愛好会	
地域文化振興事業補助	区文化協会ほか公募団体(5団体)	戸塚区

イ 報告書類が一部遺漏しているもの

補助事業名	補助金交付先	所管局等
ふれあいキャンプ事業補助	市心身障害児者を守る会連盟	福祉局
自治会・町内会館整備費補助	自治会町内会(3団体)	磯子区
自治会・町内会館整備費補助	自治会町内会(3団体)	戸塚区

ウ 報告書類上、補助事業者の下部組織等や間接補助事業者による最終的な支出内訳の記載がないもの

補助事業名	補助金交付先	所管局等
勤労者等福祉事業費補助	(財)市勤労福祉財団	市民局
青少年非行防止・保護育成事業補助	市保護司会協議会	
(財)市交通安全協会補助	(財)市交通安全協会	
市遺族会補助	市遺族会	福祉局
地域医療連携センター運営事業補助	(社)市医師会	衛生局
市健康づくり月間事業補助	鶴見区健康づくり月間実行委員会ほか17団体	
磯子まつり補助	磯子まつり実行委員会	
区青少年指導員活動費補助	区青少年指導員協議会	

区学校・家庭・地域連携事業補助	区青少年育成協議会	戸塚区
区体育指導委員連絡協議会活動補助	区体育指導委員連絡協議会	
戸塚区民まつり補助	戸塚区民まつり実行委員会	
区青少年指導員活動補助	区青少年指導員協議会	
区社会環境浄化活動事業補助	区青少年指導員協議会	
区体育協会補助	区体育協会	
区体育指導委員活動補助	区体育指導委員連絡協議会	
とつか学習ナビゲーター事業補助	とつか学習ナビゲーター交流会	

[措置結果]

ア 補助金の使途が本市の補助目的に合致しているか検証できるよう、事業内容や収支等についての詳細な報告を求めよう改めました。

イ 報告書の一部が不足していたものについては、関係資料受の提出を受けました。

ウ 補助団体の報告に、下部組織や間接補助事業者の報告書類等も併せて添付するよう指導し、提出を受けました。

措置を講じた事業は次のとおりです。

ア 報告書類の記載が概括的に過ぎるもの

所管局等	補助事業名	措置の状況
横浜プロモーション推進事業本部	横浜観光プロモーションフォーラム助成	平成16年度の報告から改善
	デジタルコンテンツコンテスト開催補助	平成16年度の報告から改善
文化芸術都市創造事業本部	フランス映画祭横浜市民交流事業補助	平成16年度の報告から改善
市民局	横浜国際人権センター人権啓発事業補助	平成16年度の報告から改善
福祉局	市私立保育園園長会補助	平成17年度の報告から改善の見込み(要綱は改正済み)

経済局	欧米経済交流事業補助	平成16年度の報告から改善
	アジア経済交流事業補助	平成16年度の報告から改善
	中国経済交流事業補助	平成16年度の報告から改善
	横浜輸入ビジネス促進センター運営事業補助	平成16年度の報告から改善
	横浜市場まつり事業補助	平成16年度の報告から改善
磯子区	区国際交流フェスティバル補助	平成16年度の報告から改善
	杉田梅愛好会補助	平成16年度の報告から改善
戸塚区	地域文化振興事業補助	平成17年度の報告から改善の見込み（要綱は改正済み）

イ 報告書類が一部遺漏しているもの

所管局等	補助事業名	措置の状況
福祉局	ふれあいキャンプ事業補助	平成16年度の報告から改善
磯子区	自治会・町内会館整備費補助	平成16年度の報告から改善
戸塚区	自治会・町内会館整備費補助	平成16年度の報告から改善

ウ 報告書類上、補助事業者の下部組織等や間接補助事業者による最終的な支出内訳の記載がないもの

所管局等	補助事業名	措置の状況
市民局	勤労者等福祉事業費補助	平成16年度の報告から改善
	青少年非行防止・保護育成事業補助	平成16年度の報告から改善
	(財)市交通安全協会補助	平成16年度の報告から改善
福祉局	市遺族会補助	平成16年度の報告から改善

衛生局	地域医療連携センター運営事業補助	平成16年度の報告から改善
	市健康づくり月間事業補助	平成17年度の報告から改善（平成17年6月に各区に対して周知）
磯子区	磯子まつり補助	平成16年度の報告から改善
	区青少年指導員活動費補助	平成16年度の報告から改善
	区学校・家庭・地域連携事業補助	平成16年度の報告から改善
	区体育指導委員連絡協議会活動補助	平成16年度の報告から改善
戸塚区	戸塚区民まつり補助	平成17年度から下部組織への補助を廃止
	区青少年指導員活動補助	平成16年度の報告から改善
	区社会環境浄化活動事業補助	平成16年度から下部組織への補助を廃止
	区体育協会補助	平成16年度の報告から改善
	区体育指導委員活動補助	平成16年度の報告から改善
	とつか学習ナビゲーター事業補助	平成16年度の報告から改善

(4) 補助団体の自立化の促進等を求めるもの（市民協働推進事業本部、経済局、磯子区及び戸塚区）

[ 監査結果 ]

市の補助金は、市以外の者が行う事業や活動を支援するために支出するものであり、補助事業の実施は本来市の業務ではないため、市が補助団体の事務局業務を取り扱うことは、極力避けることが望ましい。

しかし、今回、各局、区及び事業本部の補助事業の監査を実施したところ、補助団体の事務局業務を、市の補助事業所管課等が取り扱っているものが多数見受けられた。

ついては、補助団体の自立化に向けて自主運営能力の育成等の指導に努めること、又はより適切な協働手法への見直しを検討されたい。

補助団体の事務局が市の補助事業所管課等に置かれているもので、補助団体の自立化の促進や協働手法の再検討等が求められるものは次のとおりである。

補助事業名	補助金交付先	所管局等
市防犯協会連合会補助	市防犯協会連合会	市民協働推進事業本部
市中央卸売市場南部市場まつり事業補助	市中央卸売市場南部市場まつり実行委員会	経済局
市中央卸売市場南部市場自治会衛生事業補助	市中央卸売市場南部市場自治会	
区国際交流フェスティバル補助	区国際交流フェスティバル実行委員会	磯子区
いそごふるさと劇場事業補助	いそごふるさと劇場実行委員会	
区自転車等放置防止推進協議会活動補助	自転車等放置防止推進協議会（2団体）	戸塚区

[措置結果]

補助事業の統廃合や、補助団体の規約を改正するなど、自主運営に向けた取組を行うことにより、団体自ら運営を行うよう改めるなど、協働手法の見直し等を図りました。

今後も、自主運営能力の育成を推進するとともに、協働手法の検討を進めます。

措置を講じた事業は次のとおりです

措置を講じた事業の一覧

所管局等	補助事業名	措置の状況
市民協働推進事業本部	市防犯協会連合会補助	補助事業の一部廃止や、規約の改正など自立化に向けた取組を実施
経済局	市中央卸売市場南部市場まつり事業補助	平成17年6月から事務局を卸売業者の輪番制としました
	市中央卸売市場南部市場自治会衛生事業補助	
磯子区	区国際交流フェスティバル補助	平成17年度から団体自らが運営事務を行うよう改めました

	いそごふるさと劇場事業補助	平成16年度で事業が終了しました
戸塚区	区自転車等放置防止推進協議会活動補助	平成17年度から団体自らが運営事務を行うよう改めました

(5) 人権啓発補助事業について適正な補助金の執行を求めるもの（市民局）

[ 監査結果 ]

市民局は、国連登録NGO横浜国際人権センター（以下「センター」という。）に対して、センターが行う、国境なき医師団パネル展、人権啓発講演会、広報パンフレット発行、ホームページ運営を対象として、2,600,000円の補助金を交付した。

また、センターから提出された「交付対象事業の報告書」及び「交付対象事業の収支計算書」をみたところ、人権啓発事業として、「横浜地区対象講演会」、「AMDA支援パネル募金展」、「広報用パンフレット制作」、「ホームページ運営」を実施した旨の報告がなされていた。

しかし、実地調査を行った平成16年12月9日現在、センターのホームページの内容は、平成13年度当時の内容にとどまっていた。

今後は、補助事業の実施内容及び収支状況について確認を行うとともに、必要に応じて精算手続を行うなど適正な補助金の執行となるよう改められたい。

[ 措置結果 ]

平成16年度からは、具体的かつ詳細な実施報告及び収支報告の提出を求め、補助の対象事業が適正に執行されているか十分に確認を行うよう改めました。

なお、適切なホームページの運営について、申し入れを行いました。

(10) 訪問看護リハビリテーション研修会のあり方について補助事業者との調整を求めるもの（福祉局）

[ 監査結果 ]

福祉局は、訪問看護ステーション（以下「ステーション」という。）の整備促進、訪問看護サービスの質の向上を図るための研修等の事業を実施するために、社団法人横浜市医師会に対して補助金5,000,000円を交付している。

この補助金の交付を受けて、市医師会ではリハビリテーシ

ョン研修会を3回、各区医師会では訪問看護リハビリテーション  
 ョン研修会を16回実施していた。

そこで、各研修会の参加者を調べたところ、市医師会が実施した3回の研修会には医師会関連のステーション以外からも参加していたが、各区医師会が実施した16回の訪問看護リハビリテーション研修会は医師会関連のステーション向けの研修会として開催されていた。

市医師会が実施したリハビリテーション研修（3回）の参加者数		
	設立主体	参加人数
1回～3回の合計	医師会関連	27人
	医療法人	47人
	社会福祉法人	6人
	営利法人等	27人
	合計	107人

区医師会が実施したリハビリテーション研修会（医師会関連のステーション向けに16回開催）の参加者数		
区	開催数	参加人数
西区	2回	31人
中区	1回	50人
南区	1回	34人
磯子区	3回	60人
金沢区	1回	8人
港北区	1回	18人
緑区	1回	40人
都筑区	2回	37人
戸塚区	1回	10人
栄区	2回	18人
瀬谷区	1回	22人
合計	16回	328人

については、各区医師会が実施する研修会の参加対象者を一般向けの研修事業とするなど、より効果的な事業となるよう市医師会と調整を図られたい。

[措置結果]

訪問看護リハビリテーション研修会については、平成17年度から広く参加者を募集するよう市医師会に指導しました。

これを受けて、市医師会は各区医師会に対して、広く参加者を募集するよう周知しました。

- (ii) 横浜市ふれあいショップ設置費補助事業について、補助事業者に対する適切な改善指導等を求めるもの（福祉局）

[監査結果]

福祉局では、障害者の就労の場を確保し、障害者に対する市民の理解を深めるために、飲食物の提供、障害者地域作業

所自主製品の販売等を行うふれあいショップの設置費を補助している。平成15年度は、社会福祉法人こうよう会に対して「ふれあいショップH×3（エイチバイスリー）」の設置に要する費用として9,952,700円の補助金を交付した。

「横浜市ふれあいショップ設置運営要綱」では、運営の委託、店舗の貸付けは行わないこと、設置費、初度調弁費及び店長事前雇用費を補助対象経費とすること等を規定している。

そこで、関係書類をみたところ、次のような事項が見受けられたので、補助事業者に対する適切な改善指導を行うとともに、運営要綱の見直しを含めた適正な執行に改められたい。

ア 補助事業者と運営補助の受託者の間で締結された「運営補助業務委託契約書」をみると、運営に関して補助業務を委託するとあり、補助事業者は補助金額全額を運営補助の受託者に支払い、店長及びサポート店員5人の賃金の受領書の宛先も当該受託者になっていた。これらのことから、社会福祉法人こうよう会は、運営委託を行っていると考えられるもの。

イ 運営要綱では、サポート店員5人の事前雇用費は補助対象外であるにもかかわらず、補助金を精算させていなかったもの。

[措置結果]

ア 運営委託の是正を指導し、平成17年4月から社会福祉法人「こうよう会」が自ら運営業務を行うよう改善されました。

イ ふれあいショップの開設時には、サポート店員の事前雇用が必要であるので、店長等事前雇用費として補助の対象とするよう、平成17年7月に要綱を改正しました。

(12) 横浜市障害者グループホーム設置運営費補助金について適正な執行を求めるもの（福祉局）

[監査結果]

福祉局では、障害者が地域で共同生活を営む障害者グループホームの設置を促進し、障害者の自立した生活を支援することを目的として、障害者グループホームの設置、運営に係る経費を補助している。平成15年度は、設置費については12法人（35か所）に対して90,139,000円、運営費については33法人（157か所）に対して260,678,600円の補助金を交付した。

「横浜市障害者グループホーム設置運営費補助要綱」では、設置費補助金の交付を受けた者は設置後速やかに、また、

運営費補助金の交付を受けた者は会計年度終了後30日以内に、実績報告をしなければならないとされている。

そこで、実績報告の提出状況をみたところ、平成16年12月16日現在、設置費については3法人から、運営費については6法人からの提出が確認できたものの、その他の法人についてはその提出の有無が確認できず、所管課においても把握されていなかった。また、提出が確認できたものについても供覧等の処理が行われていなかった。

については、補助事業者に対して適正な報告書提出について指導を行うとともに、補助要綱等に基づく適正な事務処理に改められたい。

[措置結果]

グループホーム運営費補助対象事業者に対して、適正な報告書の提出について指導を行い、平成16年度の補助金に対する報告書から適正に提出されるよう改善しました。

また、提出された報告書については、供覧を行うよう改めました。

(14) 民間社会福祉施設災害時対応備蓄物資整備事業について適正な執行を求めるもの（福祉局）

[監査結果]

本市防災計画（震災対策編）では、災害発生時に市立小中学校に開設される地域防災拠点での避難生活に対応できない在宅要援護者のため、社会福祉施設等を特別避難場所として指定することとされている。

福祉局では、「横浜市民間社会福祉施設災害時対応備蓄物資整備事業助成要綱」（以下「助成要綱」という。）に基づき、民間社会福祉施設を特別避難場所として指定し、在宅要援護者のための応急備蓄物資を整備することを目的として、施設種別ごとに各所管課が補助金を交付している。

平成15年度における補助金の執行状況は次のとおりである。

（単位：円）

所管課	施設種別	施設数	執行額
福祉のまちづくり課	地域ケアプラザ	69	6,939,127
保護課	更生施設	1	5,600
児童家庭課	児童養護施設、児童自立支援施設、乳児院、情緒障害児短期治療施設、母子生活支援施設	5	482,100

障害福祉課	障害者地域活動ホーム	29	1,922,000
障害施設課	更生施設、授産施設、重症心身障害児施設、身体障害者通所授産施設、身体障害者療護施設、知的障害児施設、盲児施設	24	1,985,848
高齢施設課	養護老人ホーム、老人短期入所施設、ケアハウス、軽費老人ホーム、特別養護老人ホーム	45	2,794,231
計		173	14,128,906

助成要綱では、応急備蓄物資の内訳を食糧・水、粉ミルク、毛布、紙オムツ等と規定しているものの、備蓄物資の具体的な管理・更新方法等について定められていない。

また、補助事業者からの完了報告書についてみたところ、領収書の不備や購入した備蓄物資の具体的な品目及び数量が不明なもの等が見受けられたが、所管課はその確認を行っていなかった。

ついては、当該補助事業によって整備された備蓄物資が、災害発生時に有効に活用されるよう、備蓄物資の管理・更新方法等について規定するなど助成要綱の見直しを行うとともに、提出書類の厳正な審査を行うなど適正な執行に改められたい。

[措置結果]

助成要綱を平成17年10月に改正し、備蓄物資の管理方法、処分方法及び更新時の取扱いについて決めました。

また、報告の作成を正確に行うよう各団体に対して指導するとともに、報告を適正に確認するよう改めました

(17) 在宅寝たきり高齢者等訪問歯科診療事業について報告内容の明確化を求めるもの（衛生局）

[監査結果]

衛生局は、社団法人横浜市歯科医師会が実施する、在宅の寝たきり高齢者等を対象とした訪問歯科診療事業に対して、補助金26,837,820円を交付している。

当該補助事業は、横浜市歯科保健医療センターを拠点として実施される訪問歯科診療事業と各区歯科医師会単位で実施される訪問歯科診療を推進するための各区歯科医師会推進会議の2つからなっている。

推進会議は、各区歯科医師会が訪問歯科診療を実施する上で必要な情報収集等のために開催されているものであるが、開催経費として、市歯科医師会本部から各区歯科医師会に対して一律 300,000 円、合計 5,400,000 円が配付されている。

そこで、市歯科医師会から提出された報告書をみたところ、推進会議の会議内容が「訪問歯科診療」と関わりがあるかどうか判明しない報告もあり、また、各区歯科医師会の収支内容も不明であった。

したがって、衛生局は、市歯科医師会に対して事業実施状況及び収支状況に関する報告内容の明確化を求め、適正な補助金執行となるよう改められたい。

[措置結果]

平成 17 年度から、事業内容や収支状況が明確なものとなるよう、報告書の様式を改め、より詳細なものとししました。

(21) 母児二次救急システム運営費補助について改善を求めるもの（衛生局）

[監査結果]

衛生局は、市内における母体、胎児、新生児等に係る二次救急医療体制の充実を図るため「横浜市母児二次救急システム」を運営しており、このシステムへの参加基準を満たした 11 の二次救急病院に対して合計 44,000,000 円の補助金を交付しているが、次のような事例が見受けられたので、システムの効果的な推進のために改善を図られたい。

ア 「システム実施要綱」によれば、参加基準に加えて、

- ・小児科常勤医が勤務し、かつ当直体制又はオンコール体制が整っていること。
- ・麻酔科常勤医が勤務し、かつ当直体制又はオンコール体制が整っていること。

等の希望条件を規定しているものの、補助金申請に当たって、希望条件に関する情報を提供した病院は 11 病院中 2 病院に過ぎず、情報提供の義務づけ等が必要と考えられるもの

[措置結果]

ア 平成 17 年 3 月に要綱を改正し、補助金申請時の事業計画書に小児科医・麻酔科医の勤務体制を記載するよう様式を改め、提出を受けるようにしました。

(22) 外国人救急医療対策費補助金交付決定の審査会構成の改善を求めるもの（衛生局）

[監査結果]

衛生局は、県との共同の補助事業として、市内に居所を有する外国籍市民が救急医療を受けた場合の医療費未収金について、県内医療機関からの申請に基づき、申請内容の審査・交付決定を経て、補助金を交付している。

平成15年度の補助実績をみたところ、補助金交付を受けた医療機関としては、済生会神奈川県病院をはじめとして県内22の医療機関に合計20,810,000円の補助金が交付されていたが、22の医療機関には、横浜市立の各病院も含まれており、補助金額は全体の約34%になっていた。

(単位：円)

医療機関名	申請金額	交付金額
市民病院	751,000	731,000
脳血管医療センター	5,825,000	1,691,000
港湾病院	2,223,000	1,791,000
市民総合医療センター	3,016,000	2,805,000
合計	11,815,000	7,018,000

補助申請の審査体制をみたところ、審査委員7人からなる外国人救急医療対策費補助金交付審査会が置かれているが、7人には市民病院副病院長、港湾病院副病院長及び市民総合医療センター院長の3人が含まれていた。

ついては、審査手続の公平性を明確にする観点から、審査会構成の見直しを図られたい。

[措置結果]

「外国人救急医療対策費補助金交付要綱」に規定されていた、市立病院職員から審査委員への充て職規定を削除し、審査会構成の見直しを行いました。

(23) 補助事業に係る事業報告書等の速やかな提出を求めるもの  
(衛生局)

[監査結果]

衛生局では、平成15年度に次の補助金を交付しており、補助の条件として補助事業終了後速やかに事業報告書及び収支報告書を提出すべきものとしていたが、監査を実施した平成16年10月現在、補助事業者からの事業報告書又は収支報告書が未提出であったにもかかわらず、平成16年度も補助金が交付されていた。

ついては、事業報告書の速やかな提出など補助条件の厳正な運用を図られたい。

(単位：円)

補助事業者	補助事業名称 及び内容	事業期間 ・実施日	補助金額
(社)横浜市医師会	医師補習教育事業： 医師会会員医師が必要な医療知識の習得、技術の向上等	平成15年4月1日～平成16年3月31日	4,000,000
横浜市眼科医会	「目の愛護デー」事業： 目の健康、目の大切さに対する知識の普及、啓発等	平成15年10月12日	100,000
横浜市歯科技工士会	平成15年度横浜市歯科技工士会学術大会 事業：歯科技工に関する講演等	平成16年2月1日	400,000
横浜市浴場共同組合	公衆浴場利用促進事業： 公衆浴場利用に向けた市民向け啓発事業	平成15年4月1日～平成16年3月31日	3,750,000

[措置結果]

補助金を交付した団体に対し、事業終了後速やかに事業報告書及び収支報告書を提出するよう指導しました。

なお、平成16年度の補助事業にかかる事業報告書は次のとおり提出されました。

ア 医師補習教育事業 平成17年5月提出

イ 目の愛護デー事業 平成16年10月提出

ウ 歯科技工士学術大会補助 平成17年3月提出

エ 公衆浴場利用促進事業 平成17年3月提出

(24) 精神障害者訪問介護事業について適正な事務手続を求めるもの(衛生局)

[監査結果]

衛生局は、精神障害により日常生活を営むのに支障のある精神障害者に対し、居宅にホームヘルパーを派遣し、食事、身体の清潔の保持等の介助、その他の日常生活を営むのに必要な便宜を供与することによって精神障害者の社会復帰を図ることを目的として、公益法人のほか生活協同組合、特定非営利活動法人などの民間事業者(以下「指定事業者」という。)を指定し、ホームヘルパー派遣費用の一部を補助してい

る。平成15年度における指定事業者数は41事業者、補助額は96,904,411円となっていた。

そこで、補助金の執行状況をみたところ、「精神障害者訪問介護事業実施要綱」では、補助金を受けようとする指定事業者は、毎月派遣状況を取りまとめ、翌月20日までに請求を行うものとされているが、申請期限を過ぎているもの、数か月分をまとめて申請しているものが見受けられたので、実施要綱に従い、適正な執行に改められたい。

[措置結果]

平成16年4月「横浜市精神障害者訪問介護事業実施要綱」を改正するとともに、新たに「横浜市精神障害者訪問介護事業補助金交付要綱」を整備し、正当な理由がある場合は翌月以降の請求と合わせて申請できることとしました。

指定事業者に対し、要綱の周知徹底を図るとともに、適正な申請手続を行うよう、引き続き指導を行います。

(27) 中央卸売市場の市場まつり補助事業について改善を求めるもの（経済局）

[監査結果]

中央卸売市場本場及び南部市場では、市場のイメージアップと活性化を図るため、それぞれ卸売業者が中心となり委員会を結成し、市場まつりを実施している。

経済局では、本場については横浜市場まつり委員会に対して、南部市場については南部市場まつり実行委員会に対して、市場まつりの開催経費としてそれぞれ100万円の補助金を交付している。

そこで、市場まつりの事業内容をみたところ、次のような事例が見受けられたので、改善を図られたい。

ア 横浜市場まつり委員会では、市場まつりにおいて市場関係事業者以外の出店者からブース出店料を徴収していたが、出店料を横浜市場まつり委員会の収支報告に計上していなかったもの

イ 横浜市場まつり委員会及び南部市場まつり実行委員会は、市場まつりの実施に当たって市場の敷地、施設を使用しているが、必要とされる使用許可手続をとっていないもの

[措置結果]

ア 横浜市場まつり委員会に対して、市場関係事業者以外の出店者からのブース出店料を計上するなど適正な事務処理をするよう指導しました。

なお、平成16年度の収支報告については、平成17年5月

に報告を受けました。

イ 「横浜市場まつり2005」の実施に当たっては、横浜市場まつり委員会から、また、「第17回南部市場まつり」の実施に当たっては、南部市場まつり実行委員会から、市場の敷地、施設の使用許可申請書の提出があり、それを受けて平成17年7月15日付で行政財産の目的外使用許可書を交付しました。

(30) 地区G30活動委員会助成金について適正な執行を求めるもの（磯子区及び戸塚区）

[監査結果]

磯子区及び戸塚区では、「地区G30活動委員会活動助成金交付要綱」に基づき、区内の地区連合町内会の単位で結成された地区G30活動委員会（以下「委員会」という。）に対して、その活動をより推進し、充実させるため、1委員会あたり30,000円の補助金を交付している。

平成15年度は、磯子区は10委員会、戸塚区では16委員会に対して補助金を交付した。

交付要綱では、補助対象事業は、委員会が主催、共催又は後援する実践活動、普及啓発活動、その他G30行動を推進するために必要な活動と規定している。

そこで、各委員会から提出された事業報告書をみたところ、収支決算額に千円以下の端数がないもの、実施計画に対応した実績が確認できないものが見受けられたが、所管課はその内容について確認等を行っていないので、交付要綱に基づく適正な執行を図られたい。

[措置結果]

平成16年度分から活動実績の確認を適切に行うよう改めました。

また、委員会に対し収支決算書は円単位で正確に作成するよう指導し、平成16年度分から改善されました。

(31) スポーツ広場、町のはらっぱ運営事業に対する補助金執行について改善を求めるもの（磯子区及び戸塚区）

[監査結果]

各区においては、遊休化している市有地の有効活用を図るため、「横浜市広場・はらっぱ要綱」等に基づき、「地域スポーツ広場」や「町のはらっぱ」として一般の利用に供している。

市有地の提供に当たっては、地元の管理運営委員会と土地利用に関する覚書を締結し、管理運営委員会が清掃、草刈り、軽微な修繕等の管理を行い、区が管理運営委員会に対して

管理に要する経費を補助することとしている。

そこで、磯子区及び戸塚区におけるスポーツ広場、町のはらっぱ運営事業をみたところ、次のような事例が見受けられたので、改善を図られたい。

ア 管理に要する経費の補助金額は、土地の面積に補助単価を乗じて算出するところ、市有地を所管する局が使用承認した面積と異なる面積で補助金を算定・交付していたもの（磯子区「栗木スポーツ広場」、杉田大谷町のはらっぱ）

イ 誰もが自由に利用できることとなっている「町のはらっぱ」が主に特定の少年スポーツクラブの使用とされていたもの（磯子区「丸山第一町内会はらっぱ」）

エ 補助要綱に収支報告書の提出義務の規定しかないため、管理運営委員会から収支報告書の提出しか受けておらず、事業実績報告の把握を行っていないもの（戸塚区）

[措置結果]

ア 平成17年度から、所管する局が使用承認した面積に基づき、補助金を算定するよう改めました。

イ 「丸山第一町内会はらっぱ」運営委員会に対し、誰でも自由に利用できるようにするよう指導し、誰でも利用可能である旨の看板が設置されるとともに、門扉を常時開放するよう改善されました。

エ 平成17年4月に補助金交付要領を改正し、収支決算書に加え、事業実績報告書の提出を定めました。

なお、管理運営委員会から平成16年度事業実績報告の提出を受けました。

(32) 区民まつり実行委員会補助事業について自主財源の確保等を求めるもの（戸塚区）

[監査結果]

戸塚区では、区民が相互の交流を深め、郷土愛を育むこと目的として戸塚区民まつり実行委員会が開催する戸塚ふれあい区民まつり、ふれあい文化祭及び戸塚宿400周年記念事業イベントに要する経費として、「戸塚区民まつり補助金交付要綱」に基づき、平成15年度は、戸塚区民まつり実行委員会に対して8,960,000円の補助金を交付した。

そこで、戸塚区民まつり実行委員会の収支決算書をみたところ、ほぼ全額が補助金で賄われていたので、自主財源の確保等適切な指導を行われたい。

[措置結果]

平成16年度から物品販売を行う店舗へ出店料の負担を求め

ることとしましたが、平成17年度からは、出店料の負担を求め、店舗及び負担額を拡大するとともに、区内企業・事業所等への協賛依頼に取り組んでおり、補助金に対する自主財源の比率を高めるよう努めています。

(補助金交付に係る統一的基準の制定を求めるもの)

[意見]

本市における各団体等に対する補助金の交付は、各所管部局において個別に交付要綱等を定めて行っているものが通例である。

しかし、個別の交付要綱等による交付条件の設定等が不十分であったり、交付要綱等が未整備であったために、一部に適正を欠く事例が見受けられた。

これらのうち、交付手続に関する基本的な事項についての統一的な基準があり、それに従って条件設定を行い、交付手続を進めていけば防ぐことができたものもあると考えられる。

については、補助金に係る予算の適正な執行を図るため、補助金交付に係る統一的な基準を制定されたい。

[意見への対応状況]

補助金に係る予算のより一層の適正な執行を図るため、平成17年11月に補助金交付に係る統一的な基準を定めた「横浜市補助金等の交付に関する規則」を制定しました。

#### 第4 包括外部監査

##### 1 平成14年度包括外部監査報告（平成15年1月20日提出） 「水道事業」に係る監査

###### 7. 委託契約

###### (2) B社との業務委託契約

<結果>

小型満期メーター据替作業については、他の自治体でのメーター据替業務の入札実績では、かなりの数の入札参加業者があることから、作業ノウハウに関しては条件を満たしている業者が多数存在することが推察されます。また、メーター据替計画戸数に基づく業務を遂行できる体制という条件については、口径ごとの発注や数量割り当てによる発注、各区単位等ブロックごとによる発注など、様々な方法を工夫することによって、他の民間業者でも業務を遂行できる体制という条件を満たすことができると考えられます。これにより、契約参加の公平性を保つとともに、経済的な契約を結ぶことが必要と考えられます。（水道局）

[措置結果]

小型満期メーター据替作業については、平成17年4月から3区（緑、青葉、都筑区）について競争入札を実施し、平成19年度までに全区に拡大していきます。

## 9. 人件費

### (3) 給与支給方法

#### < 意見 >

現在、水道局をあげて業務の効率化を図り、財政の健全化のために経費の削減に努力しているところです。給与支払いについて完全振込へのシフトは、身近なところからできる事務の効率化ではないかと考えます。職員の理解と協力を得ながら、完全振込制を採用されることが望まれます。（水道局）

#### [ 意見への対応状況 ]

給与支給方法の口座振込へのシフトについては、局をあげて取組を進め、その結果、給与の全額口座振込率は、平成14年度では、15.1%でしたが、平成16年度は45.0%となり、平成17年10月には、70.3%となりました。

今後とも、各所属において、職員の理解と協力を得ながら、引き続き、率の向上に努めてまいります。

## 2 平成15年度包括外部監査報告（平成16年2月20日提出）

### 「公の施設の管理運営」に係る監査

## 第4章 動物園報告書

### 11. 物品管理

#### (4) 備品および薬品の実地たな卸

「備品および薬品の実地たな卸の実施を求めるもの」

#### < 結果 >

各動物園とも実地たな卸は、平成13年度に現在の様式の台帳に切替えた際に一部の備品について現物照合を行ってはいるものの、実質的にはほとんど行われていません。少なくとも年1回以上は、規定どおりに備品の実地たな卸を行わなければなりません。その上でさらに、実地たな卸要領を定めてたな卸手続を標準化し、また、備品整理票を備品に貼り付けて備品の個別認識を容易にする等によって、備品管理を適切かつ有効に行うことが求められます。

また、各動物園とも薬品のたな卸頻度が不十分であり、「動物園・繁殖センターにおける薬品管理要領」に基づき、毒物・劇薬は四半期に1回以上の確認、一般薬は年1回以上の確認ができるように実地たな卸を実施しなければなりません。以上について、受託者に同様の指導

をすべきであると考えます。なお、現地調査終了後、各動物園で薬品の実地たな卸が実施されたことを確認しました。（環境創造局）

[措置結果]

各動物園では、平成17年3月に、物品管理の方法や実地たな卸の手順等を定めた「物品管理要領」を制定し、これに基づいて、平成16年度末に、備品の実地たな卸と備品整理票の貼付を実施いたしました。

12. 委託契約

(1) 野毛山動物園および金沢動物園の外部委託契約にかかる委託費

「野毛山動物園および金沢動物園にかかる委託費の支出区分の適正化を求めるもの」

<結果>

委託費を動物園費と公園管理費に区分する基準が明確でないため、野毛山動物園および金沢動物園のコストが正確に算定されているとは言えません。動物園部分とそれ以外の公園部分にかかる支出の負担区分については、委託費を算定するための設計金額に基づく等の合理的な基準により適正に処理すべきです。（環境創造局）

[措置結果]

清掃、夜間警備など、動物園と公園で一括して委託していたものについては、平成17年度から、委託の仕様や設計の見直しを行い、動物園部分については動物園費で執行し、公園部分は公園管理費で執行するよう改めました。

第6章 スポーツセンター報告書

8. 物品管理

(3) 備品の実地たな卸

「備品の実地たな卸要領の作成および実地たな卸の実施を求めるもの」

<結果>

備品の実地たな卸は、昨年度から備品台帳の整備のために年度中に行っていますが、経理責任者に結果報告はなされていません。また、実地たな卸にかかる実施要領等が整備されていないため、その方法等は各スポーツセンター任せになっています。

実地たな卸の正確性を確保するため、事業団に実地たな卸実施要領を整備させ、各スポーツセンターに規定どおりに、毎会計年度末において実地たな卸を実施し、そ

の結果を経理責任者および区に報告させるよう受託者を指導する必要があります。（西区、緑区および戸塚区）

[措置結果]

実地たな卸実施要領の作成及び実地たな卸の実施等について、受託者を指導しました。

これを受けて、受託者では、平成17年3月に、「スポーツセンター物品たな卸実施要領」を策定し、これに基づいて、平成16年度末に実地たな卸を行い、その結果について、区に報告されました。

第7章 横浜国際総合競技場報告書

2. 財団法人横浜市スポーツ振興事業団の事業概要

(6) 業務分担

「販売促進活動を専担する人材の配置を求めるもの」

<意見>

イベント誘致等の営業活動について専任がおらず不十分であるため、横浜国際総合競技場を広く売り込み、ビッグイベントを誘致し広告収入を上げる営業担当の人材を配置する等の対策が有効であると考えます。（環境創造局）

[意見への対応状況]

横浜国際総合競技場（現日産スタジアム）の活性化については、ネーミングライツの導入や冬場の大規模大会の開催などにより、大幅な収益を確保したところです。

営業担当の人材については、これまでのところ人材の確保ができておりませんが、組織全体で営業努力を行った結果、収益の向上が図られている状況であり、今後は、営業担当を明確に定め、研修等を行いながら、イベント誘致をはじめ、営業活動の更なる推進を図ってまいります。

6. 利用計画と目標管理

(1) 小規模な大会・イベントおよび冬場の有効利用

「小机競技場、三ツ沢公園球技場・陸上競技場との利用調整および冬場の有効利用を求めるもの」

<意見>

横浜国際総合競技場では、約7万人収容の巨大スタジアムにもかかわらず、入場者数が10,000人以下の大会・イベントが少なからず行われています。それらは概ね冬場に利用されており、しかも全て有料大会ではありません。このような利用の状況は、冬場における利用日数のアップにはなりませんが、競技場を有効に利用していると

は言い難いと考えます。

小規模の大会・イベントは小机競技場もしくは三ツ沢公園球技場・陸上競技場での開催とする等、相互に連携して利用の調整を図ることで、横浜国際総合競技場で空いた日に大規模イベントを誘致し、特に冬場の利用者数のなお一層の増加を図るべきではないかと考えます。（環境創造局）

[意見への対応状況]

横浜国際総合競技場（現日産スタジアム）の冬場の利用促進については、サッカーなどの大規模大会の開催等により、入場者数は、平成14年度の89,496人から、平成16年度は285,452人に増加しました。

また、三ツ沢公園球技場・陸上競技場との連携については、日産スタジアムで行われる大会の練習会場として設定するなど、相互の利用調整を図りました。

今後とも、サッカー及びラグビーの関係団体を中心に、誘致を働きかけ、入場者の確保に努めてまいります。

(2) 目標管理と有料利用者数の増加

「横浜国際総合競技場の利用計画が目標管理に基づくことを求めるもの」

<意見>

横浜国際総合競技場、小机競技場、三ツ沢公園球技場・陸上競技場の利用計画は、それぞれが相互に連携・補完しあったものでなければなりません。前年実績ベースの利用計画ではなく、それぞれの競技場の機能・特徴に応じて、実収入の増加を図る個別の大会・イベントの利用を想定した目標管理に基づいたものでなければならぬと考えます。（環境創造局）

[意見への対応状況]

横浜国際総合競技場（現日産スタジアム）及び小机競技場（現日産フィールド小机）は、主にプロスポーツ大会等を中心に、また、三ツ沢公園球技場・陸上競技場は、主にアマチュアスポーツ大会を中心に行うという大きな利用方針のもとで、それぞれの競技場の機能・特徴に応じた目標を設定して、実収入の増加を図るため、大会やイベントの誘致等を行いました。

その結果、平成16年度は、前年度に比べ、日産スタジアムで約800万円、三ツ沢公園球技場・陸上競技場では約890万円、収入が増加いたしました。

なお、日産スタジアムの平成17年度予算では、前年度

予算に比べ、約2,400万円の収入増を図るという目標を設定し、現在、取組を進めております。

7. 広告収入

「常設看板収入の増加に努めることを求めるもの」

< 意見 >

看板設置スペースは空きがあります。市一般財源の負担を引き下げるのはネーミングライツばかりではないと思います。個別の収入項目についても具体的な金額目標を設定した目標管理を行うことが望まれます。（環境創造局）

[ 意見への対応状況 ]

常設看板の空きスペースについては、その解消に努めた結果、平成15年度の8か所から、平成17年度には5か所となりました。

また、常設看板収入については、平成17年度から、金額目標を設定し、新規顧客の獲得を目指して、スポーツ関係事業者等への営業活動に取り組んでおります。

9. 出納・資金の管理

(3) 利用料金の回収不能

「債権貸倒れの再発防止を求めるもの」

< 意見 >

利用料金の一部に貸倒れが見られます。債権の回収管理の徹底を計り、債権事故の再発を防ぐためにも債権管理規程等を整備して手続を厳格に運用するよう受託者を指導する必要があります。（環境創造局）

[ 意見への対応状況 ]

債権の回収管理を徹底するよう、受託者を指導しました。

これを受けて、受託者では、平成17年4月に、「債権管理事務要領」を制定し、これに基づいて適正な事務処理を行っております。

なお、平成15年度の事例以降、貸し倒れの発生はありません。

(4) 後納利用料金の債権管理

「後納利用料金の債権回収管理の強化を求めるもの」

< 意見 >

利用料金の後納扱いについては債権の回収管理を必要とします。債権の回収が遅延しないような債権管理を行うためにも、利用料金の後納に関する内部承認、滞留債権報告、速やかな入金処理等についての規程を整備するよう受託者を指導する必要があります。（環境創造局）

[意見への対応状況]

後納利用料金の債権回収管理を強化するよう、受託者を指導しました。

これを受けて、受託者では、平成17年4月に、「債権管理事務要領」を制定し、利用料金等を後納できる場合の基準を明確にするとともに、内部承認、滞留債権の報告及び速やかな入金処理等について規定し、債権の確実な回収に取り組んでおります。

10. 物品管理

(1) 備品の管理

「物品管理簿の記載および備品整理票の貼付を求めるもの」

<結果>

物品管理簿については、備品の保管場所の記述が不適切であり、さらに、供用後における追加購入備品の多くが記載されていません。また、多くの備品に備品整理票が貼付されていません。

物品管理簿には、保管にかかる全ての備品を記載して、物品管理者が物品管理簿をもって常に備品の保管状況を把握できる状態にし、加えて、全ての備品に備品整理票を貼付するよう受託者を指導しなければなりません。

(環境創造局)

[措置結果]

物品管理簿の記載及び備品整理票の貼付について、受託者を指導しました。

これを受けて、受託者では、平成16年度末に、現物確認を実施し、「物品管理簿」を作成いたしました。

また、併せて、全ての備品について、備品整理票の貼付を行いました。

(2) 備品の実地たな卸

「備品の実地たな卸の実施を求めるもの」

<結果>

昨年まで事業団による備品の実地たな卸は行われていません。今回の実地調査時の実地照合でも多くの不突合がありました。備品の実地たな卸の要領を定めて、備品を漏れなく、重複なく、間違いなくカウントし、そのたな卸結果を物品管理簿に適時・適切に反映するよう受託者を指導する必要があります。(環境創造局)

[措置結果]

備品の実地たな卸の実施について、受託者を指導しま

した。

これを受けて、受託者では、「物品たな卸実施要領」を定め、平成17年3月末に実地たな卸を実施し、その結果を、「物品管理簿」に反映いたしました。

(3) 薬品等の管理規程の整備

「薬品等管理の強化を求めるもの」

< 結果 >

薬品管理についての管理規程がありません。薬品等の取扱い・管理について具体的な事務処理の規程を設け、その使用・在庫等の管理を確実に実施するように指導する必要があります。

また、実地たな卸の方法等についての規程がないため、たな卸実施要領等の規程を作成して、適時・適切な現物確認を行い、結果報告書を作成するよう受託者を指導すべきです。（環境創造局）

[ 措置結果 ]

薬品等の管理を強化するよう、受託者を指導しました。

これを受けて、受託者では、平成16年9月に、「薬品管理要領」を制定し、在庫管理及び実施たな卸の方法等を定めました。

これに基づいて、毒物及び劇物は四半期に1回、一般薬品については年1回、たな卸を実施し、その結果を記録しております。

13. 情報システム

(1) システム保守に関する業務再委託契約

「温水利用型健康施設（スポーツコミュニティプラザ）の入退場システム保守に関する業務再委託費内訳の見直し検討を求めるもの」

< 意見 >

平成14年度から平成15年度にかけて委託代金を約3分の2に押さえたことは評価できますが、さらに内容を見直す余地がないか、受託者に継続的な検討を行うよう指導することが必要です。

直接人件費については、数量1単位当たり工数×数量×労務単価で積算されますが、平成15年度契約の際には、数量（点検対象と点検回数）の見直しを行っております。しかし、数量1単位当たり工数には、ソフトウェア技術者とハードウェア技術者の双方が含まれていますが、点検内容毎の数量1単位当たり工数が点検内容に合致し

た工数となっているか、特にソフトウェア技術者とハードウェア技術者の比率が妥当であるかの検討および協議も指導が必要です。

また、数量についても毎月の点検が必要なもの、隔月にする等にして頻度を少なくすることができるものなどに切り分けを行うことも可能であると思われます。

定期交換部品について、平成15年度には、自動券売機の交換周期を見直し、数年に1度の交換であったものを、可能な限り修理して使用するように変更しています。その他の部品についても同様な交換周期の見直しを検討するよう受託者への指導が必要です。（環境創造局）

[意見への対応状況]

温水利用型健康施設の入退場システム保守業務再委託費の内訳について、見直しを検討するよう、受託者を指導しました。

これを受けて、受託者では、直接人件費の積算について、点検や緊急対応のために来場した技術者の人数を確認し、実態に合った工数になるよう歩掛りの見直しを行いました。

また、点検数量や定期交換部品については、平成15年度に自動券売機の交換周期を見直した以降も、他の機器や部品について、周期や必要性等の見直しを継続して行っており、使用頻度が少ないものについては、点検回数の削減や定期的な部品交換の廃止などを行っております。

3 平成16年度包括外部監査報告（平成17年2月18日提出）

「土地・建物の開発・供給・管理等を行っている出資団体」に係る監査

第3章 公社の管理運営

2. 公社の経営管理

(1) 理事会、評議員会および参与会

「公社の意思決定機関の明確化を求めるもの」

<意見>

理事会、評議員会および参与会いずれもその構成員は過半もしくは全員が非常勤のため、機動的な意思決定が困難な状態であり、また、外部学識経験者のいないところでは、結果として実質的な討議に欠けるところもあるのではないかと推察されるところです。そこで各公社における実務では、公社運営上の業務に関する諸事項の討議および意思決定は、常勤理事会や部課長会といった常

勤者による会議体でなされていますが、会議議事録等が備え置かれていないため、どのような討議を経て合意されるに至ったのかを事後的に立証する資料が残されていません。ならば、株式会社で見られる常勤取締役で構成される常勤役員会、役付取締役で構成される常務会、または執行役員で構成される執行役員会と同様な、実際に実質的な業務上の討議および意思決定を行っている会議体を制度化して、討議および意思決定のプロセスの透明化を図る必要があるのではないかと考えます。（保全公社、助成公社、供給公社、開発公社）

[意見への対応状況]

各公社では、これまでも最終的な意思決定は、文書により適正に行ってまいりましたが、討議及び意思決定のプロセスの透明化を図る観点から、次のような対応を行いました。

土地開発公社では、平成17年度から、常勤役員、部長及び課長等で構成する経営会議を、原則として毎月開催することとし、当該会議の記録を作成することにしました。

建築保全公社では、平成16年9月の定例常勤役員会から、議事録を作成し、討議及び意思決定のプロセスの透明化を図りました。

建築助成公社では、意思決定を伴う案件につきましては、部課長会の会議録を作成する方向で検討しています。

住宅供給公社では、常勤役員等で構成する「経営委員会」を、平成17年10月に制度化し、意思決定のプロセス等の透明化を図っております。

## (2) 役員報酬

「役員賞与の支給金額決定方法の改善を求めるもの」

<意見>

各公社の常勤理事に支給する期末賞与に関する支給規程は、横浜市の要綱で「当該団体の財政事情に応じて、役員については職務の達成度及び団体運営に対する貢献度を勘案して、賞与を支給することができる。」と定められているにもかかわらず、実際には総務局から示された金額を支給しており、その支給月数は理事も一般職員と同じです。

各所管局は団体の経営者たる理事の賞与を、規定どおりに職務の達成度および団体運営に対する貢献度を勘案

してその支給額を決定するよう団体に働きかける必要があります。（総務局、まちづくり調整局、財政局）

[意見への対応状況]

平成17年6月に、総務局から外郭団体の所管局に対し、団体役員の特賞について、本市要綱で定められているとおりに、団体の財政事情に応じ、職務の達成度及び団体運営に対する貢献度を勘案して賞与を支給する旨各団体に指導するよう通知しました。

これを受けて、財政局では土地開発公社に対して、まちづくり調整局では建築助成公社、住宅供給公社及び建築保全公社に対して、適切な対応をするよう指導しました。

その結果、土地開発公社では、常勤理事の特賞について、平成17年6月から、職務の達成度及び団体運営に対する貢献度を勘案して支給額を決定するよう改めました。

また、建築助成公社は、平成17年12月から、建築保全公社及び住宅供給公社では、平成18年度から実施いたします。

なお、これまで本市退職者が団体の役員として着任する際に、総務局から所管局に対して、当該退職者の報酬月額及び年収額を目安として示しておりましたが、適切な賞与額決定のため、平成16年度から報酬月額のみを提示するようしております。

「監事に支給する報酬に関する規程の整備を求めるもの」

<意見>

監事に支給する報酬に関する規程が整備されていません。監事は財団法人の機関として機能するものであり、その責務に応じた報酬が支給されてしかるべきです。したがって、監事に支給する報酬に関する規程の整備が必要です。（総務局、まちづくり調整局、財政局）

[意見への対応状況]

平成17年6月に、総務局から外郭団体の所管局に対し、監事に支給する報酬に関する規程を整備する旨を各団体に指導するよう通知しました。

これを受けて、財政局では土地開発公社に対して、まちづくり調整局では監事報酬の規定が整備されていない建築保全公社及び住宅供給公社に対して、適切な対応をするよう指導しました。

その結果、土地開発公社では、平成17年8月に監事報酬に関する要綱を制定しました。

住宅供給公社では、平成17年6月に「役員報酬等に関する規程」を制定し、この中で、監事の報酬について規定しました。

また、建築保全公社は、平成18年3月までに規程の整備を行います。

(3) 公社の情報システム

「情報管理方針の策定と契約条項の見直しを求めるもの」

< 意見 >

情報保護の方針が策定されていない公社があります。業務を委託した場合の委託先における情報保護の責任と義務について、契約条項等として統一して標準化した取扱いを行っていません。

まずは、情報保護の方針を策定していない公社は方針を策定し、公社を主管する局は、公社での方針および基準の策定状況と内容を確認する必要があります。

また、情報保護に関する責任および権限と義務について、契約書等の条項を標準化および統一し、過去に締結した契約書等については、協議書・覚書等を追加で取り交わし、更改が近いものについては契約更改にあわせて条項を見直し・変更・追加する必要があります。（総務局、財政局、まちづくり調整局、保全公社、助成公社、供給公社、開発公社）

[ 意見への対応状況 ]

平成17年7月に、総務局から外郭団体の所管局に対し、情報保護の方針等が策定されていない団体については、方針及び基準を策定すること、また、委託先における情報保護の責任と義務について、契約条項等を明確にするとともに、過去に締結した契約書等については、覚書等の追加の取り交わしや、契約更改にあわせて条項を見直すなどの対応を行う旨通知しました。

これを受けて、財政局では土地開発公社に対して、まちづくり調整局では建築助成公社、住宅供給公社及び建築保全公社に対して、適切な対応をするよう指導しました。

その結果、土地開発公社では、平成17年8月に、「個人情報保護に関する要綱」を制定するとともに、システム保守業務委託等について、平成17年度から、契約書

の条項を市に準じた内容に改めました。

建築助成公社では、既に「個人情報の保護に関する要綱」を制定していましたが、個人情報保護法の施行に併せ、平成17年3月に「個人情報保護宣言」を策定しました。また、公社業務オンラインシステムの運営・保守に係る業務委託について、平成17年度から、個人情報保護に関する条項を明記した契約書に改めました。

住宅供給公社では、平成17年7月に、「個人情報の保護に関する規程」を制定し、情報保護のための方針を策定しました。また、分譲住宅及び賃貸住宅管理システム等の業務委託について、平成17年度から、契約約款の条項を国土交通省のガイドラインに則した内容に改めました。

建築保全公社では、「個人情報の保護に関する規程」は既に制定しておりますが、今後、平成18年3月までに改正するとともに、給与システムの業務委託については、平成17年度から、個人情報保護に関する覚書を取り交わしました。

#### 第4章 財団法人横浜市建築保全公社報告書

##### 3. 経営管理

##### (3) 業務のコンピュータ化

「会計システムの保守対応を求めるもの」

##### < 意見 >

会計システムのベースは古い技術に依存したシステムであることから、保守業者が近い将来にサービス提供を停止する可能性があります。

保守が突然停止されることを避け、計画的に対応して業務への影響を最小限に留めるために、定期的に業者と情報交換を行って、保守の停止に備えることが望まれます。(保全公社)

##### [ 意見への対応状況 ]

建築保全公社では、平成17年4月から、新たな会計システムを導入しました。

##### 5. 学校建設事業

##### (4) 学校校舎先行取得と国庫負担金

「学校建設にかかる国庫負担金交付を考慮した買取り予算の設定を求めるもの」

##### < 結果 >

保全公社により先行建設された学校施設の買取りについて、市の買取りが長期に先延ばしされた結果、約4億

円の公立学校施設整備国庫負担金を受け取ることができませんでした。さらに、平成17年度予算では、約1億円の負担金を受け取れません。

今後は、国の三位一体改革における補助金削減が検討されていることもあり、買取予算を設定するにあたり、負担金を受け取れない事態を極力未然に防止する必要があります。（財政局）

[措置結果]

学校施設の買い取りにつきましては、平成17年度の予算編成に当たり、平成24年度までに、全ての施設の買い取りを完了する計画を作成いたしました。

この計画は、厳しい財政状況の中での予算計上ではありますが、極力、負担金を受け取れない事態を防止することを考慮した計画としております。

しかしながら、国庫負担金の交付要件である、竣工後10年を経過している施設もあり、また、厳しい財政状況の中で、やむを得ず、負担金を受け取れない施設も一部生ずる見込みですが、予算の執行状況を見ながら、早期の買い取りに努めてまいります。

第5章 財団法人横浜市建築助成公社報告書

3. 経営管理

(3) 業務のコンピュータ化

「バックアップデータの外部保管場所の見直しを求めるもの」

<結果>

貸出管理システム（住宅融資事業、市街地整備融資事業）は、データを外部保管（横浜市中区山下町）していますが、保管場所が近隣であるため大規模災害の場合は同時に被災する可能性が高いと思われれます。貸出管理システムのバックアップデータの外部保管場所を見直す必要があります。（助成公社）

[措置結果]

建築助成公社では、バックアップデータの外部保管場所を、平成17年4月から、横浜市外の遠隔地に変更しました。

「貸出管理システムの運用委託の検討を求めるもの」

<意見>

貸出管理システムは、助成公社内に2台のサーバを設置し、そのうち1台は常時使用していますが、他の1台はバックアップ用として普段は使用していません。他に

委託先にデータバックアップ兼開発用サーバ1台が設置されており、回線により接続されています。常時使用していないバックアップ用サーバを普段は開発用として使用することにより稼働率が向上します。これにより委託先に設置しているサーバの廃止あるいは縮小が可能になります。このような検討により稼働率の向上およびコストの削減を図ることが必要と考えられます。また、委託会社によるシステム運用が契約時に期待したとおりに行われているかどうか、定期的あるいは契約更改時に委託会社の業務執行、障害・事故の発生、契約の遵守等の状況を総合的に評価し、その評価結果に応じて委託条件を見直すことが望まれます。（助成公社）

[意見への対応状況]

建築助成公社では、委託先に設置していたサーバについては、平成17年3月に廃止しました。これにより、サーバは、常時使用するものと、トラブル発生時の緊急対応用予備機の2台となりました。

また、システムの運用に係る業務執行状況や障害・事故の発生等の状況については、毎月報告を求めるとともに、契約遵守等の状況について総合的な評価を行い、その結果を、平成18年度契約の委託条件の見直しに反映させます。

4. 融資事業

(2) 債権回収 / 信用リスク

「償還部債権保全課整理係における初期延滞者への督促人員の見直しおよび督促業務にかかる管理体制の改善を求めるもの」

< 結果 >

延滞が1～3回までの延滞者に対しては電話により督促を行っていますが、平成16年8月の延滞者に対して、延滞が判明してから担当者が督促の連絡を行うまで平均で10.8日を要しています。対応が遅れている原因は、まず督促業務の人員が不足していることにあります。組織内での人員配置の見直しや回収部署への人員の増強を検討し、債権回収に万全を期す体制づくりを行う必要があると考えます。

また、助成公社では延滞回収の督促業務において、督促を行う期限が設けられていないことから、連絡の期限を定めた規程を整備する必要があります。担当者による督促連絡の期限を設け、日々の連絡事項に関する報告書

を作成し、上位の権限者がこれらを確認する等の延滞回収に対する内部管理体制を見直す必要があります。（助成公社）

[措置結果]

建築助成公社では、初期延滞者への督促業務の執行体制について、組織内の人員配置を見直し、平成17年4月から、担当職員を、これまでの5名から7名に増員しました。

また、電話督促期限を、延滞判明から2週間以内と定め、日々の電話督促の結果や不在者等に係る追加督促の結果については、定例確認簿により所管課長が確認することとし、内部管理体制の強化を図りました。

「初期延滞者への電話による督促業務の改善を求めるもの」

<結果>

初期延滞者に対する平成16年8月の電話連絡を調査した限りでは、その29%が本人と連絡がとれていませんでした。債権管理回収取扱要領第37条および第38条において、初期の延滞者に対して電話により督促を行う旨が定められていますが、電話をかけるだけで延滞している本人に連絡がとれていないのでは、“担当者による督促が行われている”と考えることはできません。また、一度連絡がとれなかった融資利用者については再度連絡を行わず、そのまま放置しているケースが散見されました。連絡の取れない相手方には、場合によっては実地調査を行う等の債権を回収するための施策を講じ、延滞長期化に備えた体制を整備する必要があると考えます。（助成公社）

[措置結果]

建築助成公社では、初期延滞者への督促業務について、延滞回数等の状況に応じた効果的、効率的なものとなるよう見直しを行いました。

具体的には、初回延滞者への電話督促は、督促文書の到達しない者等に限定することとし、2回延滞者及び3回延滞者全員への電話督促を、毎月必ず行うこととしました。

また、3回延滞者の中で、電話や文書で連絡が取れなかった者については、現地訪問を行うことにより、必ず本人と連絡をとることとしました。

「長期延滞債権の管理体制の改善を求めるもの」

< 結果 >

実地調査において長期延滞の回収交渉記録についてサンプル10件を抽出し内容を確認したところ、そのうち4件は1ヶ月以上連絡を行っていませんでした。長期延滞者に対し長期間その連絡を怠ることは債権保全の機会を逸することに繋がりかねないため、最低でも月に一度はその状況を調査し記録に残す作業が必要です。

全ての延滞者に対し適時・適切な回収の交渉が行われているのか上位の権限者が確認できるような内部管理体制を構築する必要があります。（助成公社）

[措置結果]

建築助成公社では、長期延滞者の全件について、平成17年9月末までに、個々の事案ごとに整理・回収方針を定めるとともに、毎月1回、所管課長が担当者から進捗状況等について報告を受け、その状況に応じて、課長が同行して訪問折衝等を行うなど、内部管理体制の強化を図りました。

「延滞債権の発生原因分析の実施および回収率、延滞債権の削減等の目標設定を求めるもの」

< 意見 >

平成12年度から平成15年度において、6ヶ月以上延滞している長期延滞件数は300件以上増加し、延滞債権は30億円以上増加しているにもかかわらず、その発生原因の適切な分析が行われておらず、削減目標が定められていません。横浜市が全市的に取り組んでいる「新時代行政プラン・アクションプラン」においては、他の外郭団体は、経営目標を掲げた「協約」を市と締結することで、効果的・効率的な公益サービスの提供に向けて取り組んでいることから、助成公社においても「延滞債権の削減目標」を定め、組織としての延滞債権削減に取り組んでいることを内外に示すことが必要であると考えます。さらに、長期滞留債権の回収効率を上げるためには、延滞債権の分析を通じた「延滞債権回収率」などの回収目標を定める必要があります。（助成公社）

[意見への対応状況]

建築助成公社では、長期延滞債権について、その延滞理由、返済計画の合理性及び履行実績等の分析等を平成17年8月末までに終了しています。

これを踏まえて、個々の案件ごとの整理・回収方針、

平成18年3月までの回収目標及び削減目標を定めました。

また、公社内にすでに設置している債権管理対策委員会において、目標の達成に向けた取組みを進めています。

(4) 流動性預金の残高 / 流動性リスク

「預金残高の圧縮および余剰借入の削減を求めるもの」

< 意見 >

平成15年3月から平成16年4月までの住宅融資会計にかかる預金の平均残高を算出したところ、95億円とその残高がかなり大きくなっています。余剰な資金の保有は収益を生むものではなく、その調達は借入によって賄われていることから無用なコストを生じさせています。余剰な資金への対応策として随時返済が可能な当座借越等の新たな資金調達方法を導入することで、余剰資金や借入金金の圧縮および支払利息の軽減ができるものと思われまます。(助成公社)

[ 意見への対応状況 ]

建築助成公社では、余剰な手持ち資金については、平成17年7月及び8月に、譲渡性預金等による短期運用を計6回実施しました。また、資金の借入については、平成17年11月に、当座貸越を導入するなど、余剰な手持ち資金の圧縮や余剰借入の削減を図っております。

(5) 融資関連書類の管理 / 事務リスク

「保管台帳等による融資関連書類の管理および実査の実施を求めるもの」

< 結果 >

助成公社においては融資案件を記載した受付簿はあるものの、収納庫に保管している融資関連書類の一覧を記載した「保管台帳」が作成されていません。また、融資書類の保管に関する規程が整備されていません。

融資書類の保管に関する規程を整備し、保管台帳を作成する必要があり、また、保管台帳に併せて、「預り明細」を作成し、保管している書類の明細を明らかにし、書類の受渡記録を適宜行う必要があります。さらに、保管している融資関連書類の实在性・網羅性を確認するため、定期的に保管台帳・預り明細と現物(融資関連書類)との突合(実査)を行う必要があります。(助成公社)

[ 措置結果 ]

建築助成公社では、平成17年1月に、「保管台帳」を作成するとともに、融資書類の保管に関する規定として、「借入申込み受付及び書類の保管方法マニュアル」を作成いたしました。

また、「預かり明細」として、「提出書類のチェックリスト」を作成し、書類の受渡を確実に記録するとともに、毎月、月末に、保管台帳に記載された内容と、実際に保管している書類の突合（実査）を行うようにいたしました。

6. 資産管理

(1) 現金管理

「金種別現金残高表の作成による現金管理を求めるもの」

< 結果 >

経理課での現金管理は、金種別の現金残高表を作成し、実際残高と帳簿残高とを突合してはいますが、月末にしか行われていませんでした。少なくとも現金の出し入れがあった際には現金残高表を作成する必要があります。

総務課および債権保全課の小口現金についても、現金残高表が作成されていませんでしたので、同じように管理することを求めます。（助成公社）

[ 措置結果 ]

建築助成公社では、現金管理については、平成17年2月から、現金の出し入れ時に、現金残高表を作成し、その都度、残高の突き合わせを行うよう改めました。

(2) 物品管理

「物品管理体制の改善を求めるもの」

< 結果 >

助成公社の物品について物品管理台帳と現物とを照合する実地たな卸が行われていませんでした。実地調査において、物品管理台帳よりサンプルを抽出し現物照合を行った結果、物品管理台帳と台数が整合しない物品がありました。実際の台数に整合するように物品管理台帳の台数を訂正し、会計上も除却処理を行うとともに、物品に関するこれらの管理規程を整備し、毎期末には実地たな卸を行うことで物品の有無やその使用状態を確認しなければなりません。

また、物品本体には物品整理票が貼付されていませんでした。物品と物品管理台帳の突合を行う上で物品管理

台帳上に記載されている物品を特定できるように、物品管理台帳上には物品毎に資産管理番号を付し、これらの資産管理番号を記載した物品整理票を物品に貼付しなければなりません。（助成公社）

[措置結果]

建築助成公社では、たな卸に関する要領を作成するとともに、平成17年10月までに、個別物品についての現物調査及び管理票の貼付を行い、物品管理台帳と現物を照合することで、物品管理の徹底を図りました。

7. 事業の課題

(3) 個人住宅融資以外の融資事業のあり方について

「個人住宅融資以外の融資事業のあり方について検討を求めるもの」

<意見>

平成16年4月より個人住宅融資を廃止していますが、これ以外の融資事業については継続して実施しています。平成16年12月に実施した建築局とのヒアリングにおいては、現状実施している制度融資については今後も継続して実施するとしています。しかしながら、現状の制度融資の取扱件数や申込金額の減少傾向は、廃止された個人住宅融資制度同様に明らかであり、平成16年度に新設した制度融資の申込状況は低水準で推移しています。減少傾向にある要因を分析し、現状の融資事業をそのまま継続して実施していくことの可否を検討すべきであると考えます。

市民ニーズの乏しい制度融資については廃止に向けた検討を行うべきであり、利子補給を実施するなど横浜市住宅政策上、存続させることが望ましい制度融資については、民間金融機関との提携ローン制度を創設し、利子補給を実施するなどの方法によってもその政策目標は達成できるものと思われまます。（まちづくり調整局、助成公社）

[意見への対応状況]

建築助成公社の融資事業については、平成18年3月末の申込みをもって、すべて終了することとしました。

なお、市民ニーズの高い政策的な融資については、民間金融機関からの資金調達コストに対する補助制度の創設などに向けた検討を進めています。

(4) 個人住宅融資事業廃止に伴う人員配置の見直し

「事業部融資課融資係における受付担当人員の削減お

よび組織内での適切な人員配置の検討を求めるもの」

< 意見 >

平成16年4月より個人住宅融資制度を廃止したことに伴い、過年度に比して融資の受付件数が大幅に減少し業務量が大幅に減少したことは明らかであるにもかかわらず、受付を担当する事業部融資課融資係の受付担当人員はほとんど変化がありません。

今後の融資事業のあり方については「7. (3) 個人住宅融資以外の融資事業のあり方について」において検討を要する旨の意見を述べていますが、これらの検討には比較的時間を要すると考えられることから、まずは現状実施可能な範囲でその業務体制を見直すべきであると考えます。現状実施している制度融資の申込件数が、今後も低水準で推移するのであれば、事業部融資課融資係での受付担当人員の削減を検討するなど組織内での適切な人員配置に努める必要があると考えます。(助成公社)

[ 意見への対応状況 ]

建築助成公社では、融資関係業務の人員配置について、平成17年4月に見直しを行いました。

これは、個人住宅融資は、平成15年度の申込みをもって既に廃止しており、融資実行も平成16年度で終了したこと、また、市街地再開発事業融資についても、平成16年度で申込及び融資実行を終了したことなどを踏まえて、事業部融資課を廃止し、償還部償還課と窓口業務の一元化を図るため、業務部償還課を新設したものであり、融資業務に携わる人員を10名から6名に削減しました。

## 第6章 横浜市住宅供給公社報告書

### 3. 経営管理

#### (3) 業務のコンピュータ化

「管理システム再構築の遅延についての評価と記録を求めるもの」

< 意見 >

管理システムの再構築は遅延していますが、これらの原因、影響等を書面により明確にしていません。本格稼働への遅れの原因、影響、損失、対策、再スケジュール等を正式に明確にしておく必要があると考えます。また、再発防止策を検討して、これらを記録し、将来のシステム導入・再構築等に当たっての信頼性向上に努めることが望まれます。(供給公社)

[意見への対応状況]

住宅供給公社では、平成17年7月から、新しい管理システムの稼働を開始しました。

また、再発防止については、今回の事例を記録するとともに、進捗管理体制等の強化を図り、信頼性の向上に努めます。

4. 建設・分譲事業

(4) 契約手付金

「手付金の扱いに関する具体的な基準の設定を求めるもの」

<結果>

手付金を受け入れる理由は、顧客に販売した物件のキャンセルを抑止させること、および販売代金の回収の確実にすることにあります。

できる限り原則的な処理により契約締結を行うことが望まれますが、個々の事情に応じて例外処理が必要な場合もあります。そのため、事故発生の予防的見地から、例外処理に関して、担当者の個々の判断でなく、社内意思決定のルールを明確に定めておくことが必要です。

(供給公社)

[措置結果]

住宅供給公社では、平成17年3月に、手付金の具体的な運用基準を定めた「分譲住宅手付金取扱基準」を制定し、4月から、この基準に基づいて統一的な運用を行っております。

(6) 建設・分譲事業に係る事業資産

「分譲事業資産の評価基準につき低価基準の採用を求めるもの」

<意見>

完成物件および仕掛物件の大半については、分譲事業原価が販売予定価格を超過しており、次年度以降の販売に伴い損失の発生が見込まれます。供給公社の採用する分譲事業資産の評価基準は取得原価による原価基準であり、この基準は地方住宅供給公社会計基準で認められたものですが、分譲原価が時価を上回る場合には、これを時価で評価する低価基準を採用することができるとしており、時価を超える原価部分を損失処理するよう、保守的でより透明性の高い会計処理を行うことが必要ではないかと考えます。(供給公社)

[意見への対応状況]

住宅供給公社では、分譲事業資産の時価を超える原価部分の全てについて、平成16年度決算において、損失処理を行いました。

#### 5. 賃貸管理事業

##### (2) 賃貸管理事業の収支状況

「生麦ハイツにかかる準備金および特定預金の計上を  
求めるもの」

##### < 結果 >

生麦ハイツについては、供給公社は平成元年4月1日に横浜市から土地を無償で借り受け、生麦運河周辺総合整備事業に伴う移転者の受け皿として、横浜市からの全額助成により賃貸住宅を建設、その用に供しているものです。

当時の協定書では、賃貸期間にわたって見込まれる余剰金の扱いについて、住宅にかかる建替資金および大規模修繕費用に充てることと明記されていることから、生麦ハイツ建替準備金および同準備預金を貸借対照表に計上することが必要です。（供給公社）

##### [ 措置結果 ]

住宅供給公社では、生麦ハイツに係る建替準備金及び同準備預金については、平成16年度決算において、貸借対照表の計画修繕引当金に計上しました。

##### (4) 賃貸住宅等の空室率

「賃貸施設（賃貸店舗）の空室率の改善を求めるもの」

##### < 意見 >

賃貸施設の賃貸店舗に関しては、空室率が全体的に高い水準にあると言えます。空室率の改善対策として、地域住民との対話を図り、広く意見を募る場を設け、イベント等により地域住民誘引のきっかけをつくるなどの取り組みを実施する必要があります。また、施設についても計画修繕を抑制するだけでなく、明確なコンセプトに基づく施設計画を策定し、リニューアル等の投資も検討することが望ましいと考えます。（供給公社）

##### [ 意見への対応状況 ]

住宅供給公社では、空室率の改善に向けて、ホームページの充実、現地看板の設置及び地元不動産業者等への媒介依頼などを行いました。

その結果、野庭団地センターや根岸駅前ビル等において、空室率が改善されました。

また、地域住民との連携については、子育て支援や高齢者の憩いの場の運営等を行っているNPO法人の野庭団地サブセンターへの出店を誘致するなど、取組を進めました。

さらに、施設計画の見直しやリニューアル等の投資については、ゾーニング等の施設コンセプトの見直しを行い、現在、既存出店者との調整を行っているところですが、これに先行して、平成17年4月に、施設来客者用駐車場の整備を一部実施いたしました。

(6) 滞納賃貸料の回収事務および不納欠損処理  
「滞留債権の回収促進を求めるもの」

< 意見 >

平成15年度末における賃貸住宅未収金のうち約4割が滞納賃貸料であり、また、このうちのほとんどは既に退去済みの入居者にかかるものです。念書により月数万円の回収という案件も多く、全額回収するまでに数年かかることが見込まれます。供給公社の経営改善を図る上では、退去済みの入居者からの滞納賃貸料の発生を防ぎ、同時に、これらの早期の回収に努める必要があります。

(供給公社)

[ 意見への対応状況 ]

住宅供給公社では、賃貸住宅の未収金回収については、3回以上の滞納者全員について電話催告を行うとともに、滞納が1回～2回の者でも、常習化している者については随時電話催告を行うようにしました。

また、念書により履行を約したにもかかわらず実行されていない者については、平成16年度4件、平成17年度1件について、契約解除の法的措置を実施いたしました。

こうした取組の結果、平成15年度末の長期滞納については、平成16年度末には、9,398千円減少いたしました。しかし、平成16年度において、新たに発生した長期滞納もありますので、今後とも取組を進め、早期回収及び発生防止に努めてまいります。

(8) 横浜市営住宅管理の受託

「横浜市営住宅にかかる滞納使用料の回収促進を求めるもの」

< 意見 >

平成15年度の横浜市営住宅にかかる使用料の調定額が10,838百万円あるのに対して、滞納使用料は952百万円

となっております。滞納使用料の約半分は既に退去者にかかるものであり、全額を回収するには相当厳しい状況であると推察できます。このような状況に対して、「市営住宅だより」などを活用した納付啓発、夜間の電話・訪問による催告活動の強化、さらに、強制執行などの法的措置を強化したことに加えて、滞納整理手続の早期化等を図るために「横浜市営住宅使用料滞納整理事務処理要綱」を改正し、滞納月数が7ヶ月以上または滞納金額が20万円以上の長期滞納者についても法的措置対象者と位置付け、文書や電話および訪問による指導、連帯保証人への納付指導の依頼等の指導等を行って回収促進を図ることをとしています。供給公社は、滞納使用料の回収を促進するうえで、重要な役割を担っており、上記の要綱に即して滞納使用料の納付指導等に引き続き努めることが必要であると考えます。（まちづくり調整局、供給公社）

[ 意見への対応状況 ]

市営住宅の滞納使用料の徴収については、平成16年12月に改正した「横浜市営住宅使用料滞納整理事務処理要綱」に基づき、和解・調停等の法的措置の成立した滞納者への履行監視の強化や電話催告の強化などに取り組みました。

また、滞納の発生防止として、「市営住宅だより」に、滞納した場合の処分等について記載するとともに、入居時に十分な説明を行い、併せて口座振替制度の推奨を行いました。

こうした取組の結果、住宅使用料の収入未済額は、平成16年度決算では、前年度に比べ約1,260万円減少いたしました。引き続き、滞納使用料の早期回収と発生防止に努めてまいります。

(9) 販売経費

「業務上のタクシー利用料金削減への取り組みを求めるもの」

< 意見 >

業務上のタクシーの利用に関して、不要不急の利用は容認されません。厳しい財政状況の中で効率的な業務運営が求められており、組織または職員として経費削減にかかるコスト管理の意識を高め、さらに、費用対効果の観点から、業務上の利用にかかる社用車の導入を検討し、これを活用することによる交通費削減への取り組みに

努めることが必要です。（供給公社）

[意見への対応状況]

住宅供給公社では、平成17年2月、業務出張に当たっては、原則として公共交通機関を利用するよう、改めて全職員に周知徹底いたしました。

また、平成16年度のタクシー利用料金は、前年度に比べ、約460万円減少いたしました。

なお、社用車については、平成17年10月に1台追加購入し、計2台として活用を図っております。

今後とも、職員一人ひとりのコスト管理の意識を高め、業務の効率的、効果的な執行に努めてまいります。

## 6. 資産管理

### (1) 物品管理

「物品管理体制の改善を求めるもの」

<結果>

供給公社の物品については管理規程が存在しないことから、台帳と現物とを照合する実地たな卸が行われておらず、物品管理台帳に記載のないものが見受けられました。また、物品本体には物品整理票が貼付されていませんでした。

物品に関するこれらの管理規程を整備し、毎期末には実地たな卸を行うことで物品の有無やその使用状態を確認しなければなりません。また、台帳にはすべての物品を記載するよう事務処理を徹底するとともに、物品と台帳の突合を行う上で台帳上に記載されている物品を特定できるように、物品毎に資産管理番号を付し、これらの資産管理番号を記載した物品整理票を物品に貼付しなければなりません。（供給公社）

[措置結果]

住宅供給公社では、物品管理の手続き等に関する規定を作成するとともに、平成17年7月に「物品管理台帳」を整備し、公社の管理する物品には管理番号を貼付しました。

### (2) 賃貸事業資産の管理

「登記簿謄本の整備を求めるもの」

<意見>

供給公社が保有する賃貸事業資産の不動産登記簿謄本を入手し、これを整備していません。不動産の登記簿謄本は、不動産の所有関係を明らかにする上で欠かすことのできないものです。登記簿謄本を定期的に入手し、保

有物件の所有関係をチェックすることが必要です。（供給公社）

[意見への対応状況]

住宅供給公社では、保有する賃貸事業資産の登記簿謄本については、平成17年10月に整備しました。

なお、今後は、2年毎に不動産登記簿を取得し、保有物件のチェックを進めてまいります。

「賃貸用事業資産にかかる時価評価差額につき適切な会計処理を求めるもの」

<意見>

平成16年10月22日付で社団法人全国住宅供給公社等連合会より「資産価額の適正化に係る実務指針」が公表され、この実務指針が平成16年度から適用されていますが、実地調査時においては、減損会計に関する会計方針の適用の有無とその影響額の試算等が明らかにされていませんでした。供給公社の賃貸事業用資産には時価評価差額が認められるため、平成16年度においてはこの実務指針にしたがって適切な会計処理をすることが必要です。

（供給公社）

[意見への対応状況]

住宅供給公社では、平成16年度決算において、社団法人全国住宅供給公社等連合会より示された「資産価額の適正化に係る実務指針」に基づいて、賃貸事業用資産の時価評価差額について、適切な会計処理を行いました。

## 7. 事業の課題

「中期事業計画の早期見直しを求めるもの」

<意見>

平成16年度を初年度とする中期事業計画においては、分譲事業用資産に多額の含み損が認められ、これが計画期間にわたって処理されていますが、平成16年度に資産の適正評価を行うことが求められるようになりました。不確定要因の多い事業環境下においては、潜在する損失があれば早期に処理することが重要であり、事業計画についても、適時、必要な修正を行っていく必要があると考えます。（供給公社）

[意見への対応状況]

住宅供給公社では、分譲事業用資産の含み損については、平成16年度決算で処理しました。

また、中期事業計画で示している経営方針や事業実施の方針等については、基本的な考え方に変更はありませんが、適宜見直しを行い、これを毎年度の事業計画及び資金計画に反

映して、事業執行を行っております。

第7章 横浜市土地開発公社報告書

4. 土地の取得、造成その他の管理、処分事業

(2) 「土地開発公社経営健全化計画」

「経営健全化計画の進捗管理につき改善を求めるもの」

< 意見 >

健全化計画は、平成14年度から平成18年度までの5ヶ年計画であり、策定後2年ごとにその計画内容を見直すこととされています。5ヶ年の中期計画を2年毎に見直すことで足りるという意見もあるところですが、開発公社が保有する土地の早期縮減の重要度を鑑みて、計画の進捗度合いの把握を毎年度行っているのならば、その進捗の阻害要因に対する改善策の執行についての計画内容の見直しは毎年行う必要があると考えます。（財政局、開発公社）

[ 意見への対応状況 ]

「土地開発公社経営健全化計画」については、平成14年度の策定から2年が経過したことから、この間の進捗状況を踏まえるとともに、保有土地の更なる縮減を図るため、平成17年度から平成21年度までの5か年を計画期間とする、新たな計画を策定し、平成17年7月に公表いたしました。

今後は、この計画に基づいて取組を進め、進捗状況については、これまでと同様に、毎年度チェックを行い、その結果を、次年度の予算編成に反映させることにより、的確な進捗管理を行ってまいります。

「経営健全化計画の進捗状況開示につき改善を求めるもの」

< 意見 >

平成14年度および平成15年度における健全化計画の進捗状況は、市民には公開されていません。この2年間に於ける計画遅延は認められませんが、健全化計画は開発公社の土地縮減という重要課題を解決するためのものであり、過去2年間でどのような進捗があったのかを情報開示することは、開発公社の経営責任の一つでもあると考えます。（財政局、開発公社）

[ 意見への対応状況 ]

「土地開発公社経営健全化計画」の進捗状況については、平成17年7月に、財政局のホームページへ掲載

するとともに、8月に、土地開発公社のホームページへ掲載することにより、公表しました。

(8) 土地の不法占有

「不法占有状態の排除に向けて改善を求めるもの」

< 結果 >

道路局所管の公田町土地、都市計画局所管の舞岡町（2）土地、緑政局所管の下川井町土地が不法占有されています。不法な占有を長期間続けることは望ましくなく、開発公社と所管局が一体となって不法占有を排除するよう対応すべきです。また、相手方に賃料を請求することも検討する必要があります。（開発公社）

[ 措置結果 ]

土地開発公社では、平成17年3月に不法占有状態の排除に向けて、3土地のそれぞれの所管局長に対し対策を講じるよう文書による依頼を行い、公社と所管局とが一体となって不法占有の状態を解決すべく対応しているところです。

環境創造局（旧緑政局）所管の下川井町土地については、使用者に対して3月末までの明渡しを通知し、菜園使用の一部については返還を受けました。引き続き使用を希望する者には、10月に、資材置場等への貸付、菜園耕作者への貸付及び駐車車両置場への貸付を行いました。

(9) 未払経過利息の計上漏れ

「借入金にかかる経過利息の未払計上を求めるもの」

< 結果 >

土地取得にかかる借入金の経過利息の未払金が計上されていません。開発公社の会計では、土地造成事業にかかる完成土地を除いて、利息を土地勘定に算入していることから、借入金の経過利息の未払額を計上し、これを土地の取得原価に算入する必要があります。（開発公社）

[ 措置結果 ]

土地開発公社では、平成16年度決算から、借入金にかかる経過利息については、未払費用として計上し、土地の取得原価に算入するよう改めました。

5. 附帯事業

「土地保有コストを引き下げるために附帯事業収入の増加を求めるもの」

< 意見 >

協定により、公社が横浜市に譲渡する土地等の価格からは、附帯事業収入は控除されません。しかしながら、附帯事業収入は、開発公社の運営の継続を図るためにあるのではなく、土地の保有コストを引き下げることにあると考えます。「土地開発公社経営健全化計画」を早期に進捗させるためにも、附帯事業収入のなお一層の増加を図ること、そのためにこれを専担する部署のさらなる強化、およびそれ以外の部署の合理化が必要であると考えます。（開発公社）

[意見への対応状況]

土地開発公社では、附帯事業収入の一層の増加を図るため、平成17年度から、新たに高島一丁目土地の一部貸付を開始するとともに、主に駐車場を開設している土地等（6か所）において、飲料水の自動販売機設置のための貸付を実施しました。

また、平成17年4月に、公社の組織の見直しにより、未利用保有土地の活用促進担当を新たに設け、附帯事業に関する業務の担当部署の強化を図りました。

さらに、公社では、業務量に応じた組織・人員体制とするため、毎年度、見直しを行っており、平成16年4月に用地課を業務課に統合し、また、職員数は、平成16年3月末の31名から、平成17年4月には、25名となっております。

6. 資産管理

(1) 間仕切りおよび駐車場設備

「間仕切りおよび駐車場設備取得費用の有形固定資産計上を求めるもの」

< 結果 >

間仕切り等および駐車場設備等の取得費用を取得時に費用処理しています。経理規程では、これらを有形固定資産の建物附属設備および構築物として貸借対照表に計上しなければならないとしています。過年度に費用処理したこれらの取得費用を修正し、有形固定資産として貸借対照表に計上する必要があります。（開発公社）

[措置結果]

土地開発公社では、間仕切り及び駐車場設備取得費用について、平成17年4月に過年度損益修正として有形固定資産に計上しました。

(2) コンピュータ・ソフトウェア

「ソフトウェア取得費用の無形固定資産計上を求めるもの」

< 意見 >

コンピュータシステムにかかるソフトウェアの取得および修正については、その取得費用を支出時に費用処理しています。「土地開発公社経理基準要綱」では、ソフトウェアの会計処理について具体的な定めがありませんが、一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に従うこととされています。そのことから、ソフトウェアの利用により将来の収益獲得または費用削減が確実であると認められる場合には、そのソフトウェアの取得に要した費用を資産として計上し、その利用期間にわたり償却することが必要であると考えます。（開発公社）

[ 意見への対応状況 ]

土地開発公社では、対象となったソフトウェアについては、平成16年度で、法定耐用年数の5年を経過したことから、無形固定資産としての計上は行いませんでしたが、今後、固定資産となるソフトウェアを取得した場合には、無形固定資産として計上するよう経理処理を改めました。

7. 事業の課題

(2) 中期の事業見通し

「経営健全化計画の見直しおよび中期事業見通し等の情報開示を求めるもの」

< 意見 >

開発公社の健全化計画には土地の縮減目標が掲げられていますが、その結果として財政状態および経営成績がどのように影響を受けるかについての情報が示されていません。健全化計画と中期事業見通しに整合性が見られません。早期に健全化計画を見直し、併せて事業の収支見通しも情報開示することが必要であると考えます。（財政局、開発公社）

[ 意見への対応状況 ]

「土地開発公社経営健全化計画」については、策定から2年が経過し、保有土地の縮減を一層進めていくために、平成17年度から平成21年度までの5か年を計画期間とする、新たな計画を作成し、平成17年7月に公表しました。

また、事業の収支見通しについても、平成17年10月に公表いたしました。

監査の結果に関する報告に基づいて教育委員会委員長が講じた措置について

## 第1 定期監査

### 1 平成14年度第1回定期監査結果報告（平成15年1月22日監査報告第3号）

#### (1) 事務関係

(19) 市立学校施設の目的外使用について使用料を徴収すべきもの

##### [監査の結果]

市立学校施設の目的外使用については、「横浜市立学校施設使用規則」に基づき、普通使用（市民及び市内の団体がスポーツ、レクリエーション、講習会、展示会及びその他の会場として学校施設を使用する場合）と特別使用（普通使用以外の目的で学校施設を使用する場合）に区分して許可手続を定めている。

このうち、特別使用に係る使用料については、「横浜市立学校施設使用規則」によると、「横浜市公有財産規則」の規定を準用するものとされている。

そこで、特別使用に係る使用料徴収の事務手続をみたところ、昭和45年に事務取扱の内部基準として「横浜市立学校施設使用規則運用基準」を制定し、同基準において別に定めるまで当分の間免除する取扱いとしたまま、監査日現在まで使用料を徴収していない状況にあったので、使用料の取扱いについて定められたい。

##### [措置結果]

特別使用に係る使用料の設定、減免基準を規定するため、平成17年9月に「横浜市立学校施設使用規則運用基準」の一部改正を行いました。平成18年度から、この基準に基づき使用料を徴収します。

### 2 平成16年度第2回定期監査結果報告（平成17年5月27日監査報告第1号）

#### (1) 事務関係

(8) 市立学校用地の目的外使用料について徴収するよう求めるもの

##### [監査結果]

教育委員会事務局では、市立学校施設の目的外使用について、「横浜市立学校施設使用規則」（以下「使用規則」という。）に基づき、普通使用（市民及び市内の団体がスポーツ、レクリエーション、講習会、展示会及びその他の会場として学校施設を使用する場合）と特別使用（普通使用以外の目

的で学校施設を使用する場合)に区分して許可手続を定めており、このうち、特別使用に係る使用料については、使用規則によると、「横浜市公有財産規則」の規定を準用するものとされている。

平成14年度第1回定期監査において、市立学校施設の使用料徴収について、昭和45年に事務取扱の内部基準として「横浜市立学校施設使用規則の運用について」(以下「運用基準」という。)を制定し、「特別使用の使用料は横浜市公有財産規則を準用して別に定めるまで当分の間免除する」としたまま、使用料を徴収していないことを指摘した。その後、自動販売機及び電話機の設置許可については、使用料を徴収するよう改善されたが、その他の特別使用許可については免除を継続している。

今回の定期監査において、学校用地の使用許可をみたところ、電柱・電線の設置等のための特別使用許可が429件あったが、すべて使用料を免除していたので、運用基準を見直し、使用料を徴収するよう改められたい。

[措置結果]

特別使用に係る使用料の設定、減免基準を規定するため、平成17年9月に「横浜市立学校施設使用規則運用基準」の一部改正を行いました。平成18年度からこの基準に基づき使用料を徴収します。

(9) 委託契約について、補助方式への変更の検討を求めるもの

[監査結果]

教育委員会事務局では、地域全体で子どもたちの成長に役立つ情報を共有できるようにするため「PTA・学校紹介ハンドブック」の作成業務を、市内の小学校PTA(353団体)のうち、作成・配布を希望するPTA(平成15年度は9団体、16年度は14団体)に委託し、平成15年度は600部から5,000部作成されていた。

この委託契約は、各PTA当たり15万円の委託料を支払う確定契約となっていて、作成物は原則として学区内の全世帯に配布するとされているが、当該ハンドブックの作成業務については、PTAの自主的、主体的な活動を重視するという観点から、委託方式から補助方式への変更を検討されたい。

[措置結果]

平成17年度より委託方式から補助方式へ変更することとし、「PTA学校紹介ハンドブック」補助金交付要綱を平成17年8月に制定しました。

(13) 学校医等の執務記録簿の適正な記載などを求めるもの

[ 監査結果 ]

「学校保健法」によると、学校には学校医、学校歯科医及び学校薬剤師（以下「学校医等」という。）を置き、保健管理の専門的事項に関する技術及び指導に従事することとされている。

教育委員会事務局では、市立学校（小学校・中学校・高等学校・養護学校等）に学校医等を配置し、報酬として基準額（平成15年度、内科医 353,200 円、眼科医及び耳鼻咽喉科医 190,700 円など）と学校の児童・生徒数に応じた金額（241 円×児童数）を加算した額を支出している（平成15年度、総支出額約 9 億円）。

そこで、各学校で保管されている学校医等の執務記録簿についてみたところ、記録様式が規定されているにもかかわらず、実績の記載がなく、出勤日や業務内容が確認できないものが見受けられた。また、健康診断のみ実施しているものやその他行事に複数回参加しているものなど、執務内容及び回数が異なっていた。

ついては、各学校においては、執務記録簿を適正に記載・保管するとともに、局においては、各学校医等の執務状況を的確に把握し、各学校が学校医等との連携を一層図るよう指導・調整に努められたい。

[ 措置結果 ]

学校医、学校歯科医及び学校薬剤師（以下「学校医等」という。）が職務に従事した場合は、学校医等執務記録簿の適正な記載が徹底されるよう、平成17年7月に学校長あて通知し、適正な記録・保管を図りました。

併せて、教育委員会事務局では、執務状況を的確に把握し、連携を図るため、平成17年8月に執務状況報告書を提出させ、健康診断の実施のほか、学校保健委員会に学校医等の参加を求めるなど、学校に対し指導・調整を行いました。

(14) 学校開放事業の委託事務について改善を求めるもの

[ 意見 ]

（意見）

学校開放については、平成17年度に自主管理方式を一部導入してきたところであるが、学校の教職員が委員会の事務を事実上行っている事例も見受けられたことから、利用者を中心とした地域住民の協力等による運営を一層推進されたい。

[ 意見への対応状況 ]

地域住民の協力等による運営を推進するため、平成16年度から「学校開放活性化モデル事業」を実施し、運営委員会が実施するさまざまな自主事業を通して、参加費などの自主財源の確保や地域人材の発掘などに取り組んでいます。

平成17年度は対象校を平成16年度の3校から17校に拡大し、また、16年度の取組内容を実施例集としてまとめ全校に配付するなど、事業の成果を他の学校に広げ、地域住民が主体となった運営の促進に向けて引き続き取り組んでいきます。

## (2) 行政評価的な手法による監査

### 1 図書館の管理運営事業

(2) 適切な図書貸出し・返却手続等が行われるよう改善を求めるもの

#### [監査結果]

市立図書館では、図書の貸出しについては、貸出日の翌日から2週間、1人6冊までとされている。

しかし、貸出期限内に返却されない図書が多数あり、はがきによる督促が年間約14万件に上っている。「横浜市立図書館規則」では、「貸出期間経過後なお、図書館資料を返納しないとき」は、「一定の期間貸出しを停止し、又は登録を取り消すことができる」としているが、図書の貸出停止や登録取消を行っていない状況であった。

また、貸出手続を行わずに、館外に図書を持ち出していると思われるものもあり、約368万冊の蔵書のうち、平成17年3月末現在で、約11万冊が所在不明となっていた。さらに、雑誌の切り抜きや図書への書き込みなどによる汚損被害も見られた。

これらは、他の利用者への迷惑行為になることはもとより、図書館の運営経費の増大にもつながる問題であると考えられる。

ついては、適正な図書館利用について、利用者への啓発を一層推進するとともに、返却遅延があった場合には、特別な事情がない限り、新たな図書の貸出しや予約を停止するなど、より実効性のある対応を図られたい。

なお、一部の図書館では、図書貸出受付カウンター前を通らずに館外に出ることができる配置となっており、このような図書館では、蔵書数に対する不明図書数の割合が高い傾向がみられたので、適切な利用者動線、受付カウンターへの案内・誘導を適切に行うための表示方法などについても検討されたい。

#### [措置結果]

平成17年4月に「個人貸出業務取扱要領」を制定し、12月から長期の返却遅延者に対して、図書の貸出し及び予約申込を停止する措置を実施しました。

また、不明図書の割合が高い図書館の館長を主たるメンバーとして、平成17年7月に「不明図書対策プロジェクト」を設置しました。

当面の対策としては、利用者に適切な貸出手続等の注意を促すポスターの掲示を9月下旬から実施しており、10月下旬の読書週間には、「図書無断持出防止キャンペーン」により、各種広報手段を活用した利用者の普及啓発を集中的に行いました。今後とも定期的にプロジェクトにおいて検討を行い、原因を究明し、効率的・効果的な対策を講じていきます。

なお、無断持ち出しの抑止や切り抜きの防止には死角を減らすことが効果的であるため、予算の範囲内で不明図書の割合の高い図書館から順次、防犯ミラーの設置を検討しています。

(4) 他の図書館等との連携強化やIT活用の推進を求めるもの

[監査結果]

市立図書館では、約368万冊の蔵書があり、これは政令市の中で最も多いが、住民一人当たりの蔵書数で見ると、約1.1冊と政令市の中で最も低くなっている。

厳しい財政状況の中で、図書館サービスの向上を図るためには、他の図書館等との連携が一つの有効な手段と考えられるが、現在、国立国会図書館、神奈川県立図書館ほか県内の公立図書館等と図書の相互貸借などの連携が行われているものの、横浜市立大学図書館や地区センター等の市民利用施設との図書の相互貸借は行われていない。

ついては、これらの施設との具体的な連携方法を検討し、利用可能な蔵書数の拡大を図られたい。

また、IT（情報通信技術）を活用した図書館サービスの充実が今後ますます重要となることから、平成17年度中に図書貸出のインターネット予約サービスを開始することになっているが、当該サービスのシステム開発は平成16年度中に完了しており、市民からの要望も多いことから、早急に実施体制を整備し、サービスを開始されたい。

[措置結果]

市立大学図書館との連携については、市立図書館への問い合わせに際して、必要に応じて市立大学図書館の蔵書情

報の提供や、市立大学図書館の「市民利用制度」の紹介など、適時、適切な案内を行っており、ホームページの「リンク」設定も平成17年11月に行いました。

なお、図書の相互貸借については、物流など新たなシステムの構築が必要となるため、ニーズや費用対効果を含めた検討が必要と考えています。

市民利用施設との連携については、地区センター等での図書選定にあたり市立図書館の新刊書情報を定期・継続的に提供しており、平成17年4月には市立図書館のホームページから地区センター等の蔵書が検索できるようになりました。（一部の市民利用施設を除く。）

また、市立図書館の蔵書のインターネット予約サービスについては、平成17年10月から実施しています。

(3) テーマ監査「入札・契約制度及び検査事務の適正な運用」

(2) 契約手続諸規程の趣旨を踏まえた適正な発注契約事務の実施を求めるもの

ウ 図書の購入に当たり、競争性を高めることを求めるもの

[ 監査結果 ]

市立小・中学校では、図書室に書籍を備えるため、毎年度図書の購入などをしており、その際には、目録作成及び学校図書室用製本の業務（以下「目録作成等業務」という。）も併せて業者に依頼している。

そこで、各学校における図書購入に係る契約についてみたところ、監査対象とした学校のうち、中区以外の学校では、1件10万円以上の契約について、すべて同一の2者による見積合せを行い、定価から1円値引きした金額で業者が決定されていた。また、目録作成等業務の代金は、図書の定価に含まれていた。

については、図書の購入に当たり、目録作成等業務を分離し、見積合せの業者を増やし、競争性を高めるよう改善されたい。

[ 措置結果 ]

平成17年5月に、図書購入については同一業者に偏らず、業者数を増やすなどして、競争性を高めること、図書購入と目録作成等の業務については分離して発注するように各学校に通知し、指導しました。

その結果、目録作成等業務を分離し、図書の購入については、従来2者以外からも見積を徴するなど競争性を高め、平成17年7月末までの購入分では費用を1割程度削減しました。

エ 委託契約の適正化を求めるもの

[ 監査結果 ]

小規模校が複数近接する地域では、地域の代表や学校関係者などからなる「小規模校再編検討委員会」を設置して学校統合の検討をしており、その内容などについて「小規模校再編検討委員会NEWS」を発行している。同検討委員会NEWSはA3版1枚で、検討委員会の開催ごとに教育委員会事務局で作成し必要部数を刷った後、二つ折り加工と配送の業務を委託している。

平成16年度は3地域で検討委員会が設置されており、それぞれ数回ずつ同検討委員会NEWSを発行しているが、発行の都度、二つ折り加工と配送の業務を委託しており、そのうち配送業務については、教育委員会事務局への配送も同様の単価で委託業務に含まれていた。また、業務内容は二つ折り加工及び配送という軽易な作業であったが、平成16年度の契約はすべて、営業種目が平版印刷及び特殊印刷である同一業者に対し発注していた。

ついては、同業務の発注に際しては、1回ごとの契約とせず、年間を通じた一括概算数量契約とするなど、効率的な契約方法となるよう改めるとともに、適切な営業種目の業者に発注されたい。また、教育委員会事務局への一括配送分については、単価を引き下げることなどにより、経費の削減に努められたい。

[ 措置結果 ]

平成17年度の検討委員会ニュースについては、教育委員会事務局で作成し必要部数を刷った後、折りと配送を委託することとしました。その際、3者から見積を徴収し、平成17年6月に年間概算契約を締結しました。なお、教育委員会事務局分については、委託対象からはずしました。

オ 自然教室等における輸送業務の契約事務等について改善を求めるもの

[ 監査結果 ]

市立中学校では、豊かな自然環境の中で規律ある集団宿泊生活や体験活動を行う自然教室を、また、小学校では同様に宿泊を伴う体験学習をそれぞれ実施している。

宿泊費等は児童・生徒の保護者負担であり、学校単位で旅行業者と契約している。また、宿泊先までのバス・電車による輸送経費については、公費負担（平成15年度は約3億7,000万円）とし、別途、教育委員会事務局が旅行業者に委託している。

平成16年度は、小中学校教育課において、中学校の自然教室については、業者選定委員会で選定された業者により入札等で、また、小学校の体験学習については、学校から推薦された2者以上の業者による見積合せにより、業者を決定していたが、次のようなものが見受けられた。

(ウ) 学校から宿泊先までの輸送手段として全部又は一部に電車を利用する場合、旅行業者に当該運賃に加えて手数料（最高18%）及び消費税を支払っていたが、各学校が自ら資金前渡制度を活用した乗車券の購入を行うなど、手数料分の経費節減を図られたい。

[措置結果]

(ウ) 平成17年度より前渡金での対応が必要な場合、前渡金支出ができることとし、7月末時点で28校が資金前渡制度を活用しました。

第2 行政監査

1 平成16年度行政監査結果報告（平成17年5月27日監査報告第1号）

「補助金に係る事務事業」

(1) 補助金交付要綱の整備を求めるもの

[監査結果]

補助金は、対価なくして市以外の者に金銭を交付するものであり、補助手続の透明性・公平性を確保することが特に重要となる。そのため、要綱で交付対象の事業内容、対象経費、申請・交付手続、報告・精算手続等を具体的に定めておくことが望ましい。

しかし、今回、各局、区及び事業本部の補助事業の監査を実施したところ、各局においては、補助金交付要綱が定められていない事例が多数見受けられたので、要綱を整備し、補助手続の明確化を図られたい。

補助金交付要綱が定められていないものは次のとおりである。

補助事業名	補助金交付先	所管局
教育施設協力町村児童受 入事業補助	(財)市スポーツ振 興事業団	教育委員 会事務局

[措置結果]

教育施設協力町村児童受入事業補助金については、補助事業の執行をより適正に行うため、交付対象の事業内容、対象経費、申請・交付手続、報告・精算手続等を具体的に定めた「教育施設協力町村児童受入事業補助金交付手続要綱」を平

成 17 年 4 月に制定しました。

(3) 適切な報告書類の徴収に努めるよう求めるもの

[ 監査結果 ]

補助金を交付した際は、事業完了後、補助事業者から詳細な事業実施報告と収支計算報告を徴収し、補助金の使途が市の補助目的に合致しているか検証することが重要である。

また、補助事業の態様によっては、市の補助金が、補助事業者の下部組織等に配付されたり、補助事業者から他の者に間接補助されることがあるが、このような場合であっても、補助金の最終的な使途について検証することが求められる。

しかし、今回、各局、区及び事業本部の補助事業の監査を実施したところ、報告書類の記載が概括的に過ぎるもの、報告書類が一部遺漏しているもの、報告書類上、補助事業者の下部組織等や間接補助事業者による最終的な支出内訳の記載がないもの等の事例が多数見受けられたので、適切な報告書類の徴収に努められたい。

報告書類に問題点が見受けられたものは次のとおりである。

ウ 報告書類上、補助事業者の下部組織等や間接補助事業者による最終的な支出内訳の記載がないもの

補助事業名	補助金交付先	所管局等
県産業教育フェア補助	県産業教育フェア実行委員会	教育委員会事務局
市学校保健会補助	市学校保健会	
ヨコハマさわやかスポーツ普及事業補助	(財)市スポーツ振興事業団	
県高等学校定通教育振興会補助	県高等学校定通教育振興会	

[ 措置結果 ]

ウ 補助団体の報告に、下部組織や間接補助事業者の報告書類等も併せて添付するよう指導し、提出を受けました。

措置を講じた事業は、次のとおりです。

所管局等	補助事業名	措置結果
教育委員会事務局	ヨコハマさわやかスポーツ普及事業補助	平成 16 年度の報告から改善
	県産業教育フェア補助	平成 17 年度の報告から改善

県高等学校定通教育振 興会補助	平成17年度の報告から改善
市学校保健会補助	平成15・16年度の報告から 改善

(33) 市指定文化財修理補助事業について、補助要件審査事務の適正化を求めるもの

[ 監査結果 ]

教育委員会事務局は、横浜市文化財保護条例に基づき、市が指定した文化財の管理又は修理のための補助金を交付している。

文化財保護条例では、補助の要件として、「管理又は修理につき多額の費用を要し、所有者がその負担に堪えない場合その他特別の理由がある場合」と規定され、補助金交付に係る決裁文書をみたところ、補助金交付の対象となった文化財の所有者（法人）が修理費用の負担に堪えることができない旨の説明がなされていた。

しかし、判断の根拠となる資料を十分に徴することがないまま、補助要件の審査を行っていたので、今後は、必要書類を徴した上で審査事務を行うよう改められたい。

[ 措置結果 ]

平成18年度分から決算資料など必要な資料を徴した上で、審査を行う旨の方針決定を行いました。

(34) 私立学校補助金について交付要綱に基づく適正な執行を求めるもの

[ 監査結果 ]

教育委員会事務局では、「横浜市私立学校補助金交付要綱」（以下「交付要綱」という。）に基づき、市内の私立学校を設置する学校法人等に対して、施設・設備の整備に要する経費の一部を補助しており、平成15年度は、私立学校82校を設置する学校法人に対して126,295,000円の補助金を交付した。

交付要綱では、補助の対象となる経費は、私立学校の施設・設備の整備事業に要する経費と指定しているが、一部の学校では、校庭の樹木のせん定等経常経費と思われる経費に使用されていたので、交付要綱に基づく適正な執行に改められたい。

[ 措置結果 ]

補助対象となるすべての学校法人（39法人83校）に対して、校庭の樹木のせん定等が補助対象外である旨を通知し、補助金の適正執行について周知徹底を図りました。

(35) 市立小学校校長会等補助金について交付要綱の制定等を求めるもの

[ 監査結果 ]

教育委員会事務局では、市立小学校、中学校、高等学校及び盲・ろう・養護学校の各校長会・副校長会に対して各会又は各会に所属する個人が加入する団体への会費相当額を補助金として交付している。

平成15年度の補助実績は次のとおりである。

(単位：円)

団体名	補助金額
小学校長会	10,625,300
中学校長会	5,284,500
高等学校校長会	411,500
盲・ろう・養護学校校長会	354,000
小学校副校長会	3,247,600
中学校副校長会	1,573,250
高等学校副校長会	202,500
盲・ろう・養護学校副校長会	142,500
計	21,841,150

そこで、交付関係書類等をみたところ、事業報告書、収支決算書を提出させていないもの、予算書と決算書の項目、金額の誤り等を見過ごしていたものが見受けられた。また、補助先の会計等事務処理は本市職員が取り扱っているにもかかわらず、本市公金外現金事務処理要領を適用していなかった。

さらに小学校長会及び中学校長会から支払われている社団法人日本教育会の会費は、同会の趣旨に賛同する個人が加入することによる会費であり、補助の必要性が不明確であった。

については、適正な事業報告書の提出及び公金外現金事務処理要領の適用について指導を行うとともに、補助金の交付手続、補助条件等を定めた交付要綱を制定されたい。

[ 措置結果 ]

補助金交付要綱を制定し、各校長会・副校長会に通知しました。

事業報告書、収支決算書については、同要綱に事業終了後

の提出を明示しました。

社団法人日本教育会の会費については、17年度は補助金の交付対象としては認めないことにしました。

補助先の会計等事務処理については、平成18年度から公金外現金事務処理要領を適用する旨の方針決定を行いました。

### 第3 包括外部監査

#### 1 平成15年度包括外部監査報告（平成16年2月20日提出）

「公の施設の管理運営」に係る監査

#### 第3章 公の施設の管理運営

##### 2. 公の施設にかかる財産、歳入歳出

##### (3) 選定した公の施設にかかる行政コスト計算

「施設別の行政コスト計算書の作成と情報開示を求めるもの」

< 意見 >

公の施設にかかる行政コスト計算は、他都市や民間の類似施設との比較を容易にし、施設の管理運営に関する問題点の改善に向けた分析に有用です。また、これを行行政評価の手法の一部として活用し、広く市民にその内容を情報公開することが必要と考えます。（教育委員会事務局）

[ 意見への対応状況 ]

施設別行政コスト計算書の作成については、財政局財政課と作成手法の協議・検討を行い、スポーツセンター全17館について、平成16年12月に、平成15年度の決算数値をもとに、施設別の行政コスト計算書を作成しました。

また、作成した行政コスト計算書については、港南スポーツセンターの分を、財政局財政課発行の「横浜市の財政状況」（平成16年12月発行）に載せ、公表しました。

今後は、所管する他の公の施設についても、行政コスト計算書の作成を拡大していく方針です。

#### 第6章 スポーツセンター報告書

##### 3. 利用料金

##### (2) 他都市のスポーツセンターとの料金比較

「曜日・利用時間帯別の料金設定の検討を求めるもの」

< 意見 >

横浜市のスポーツセンターでは利用時間帯や曜日により料金格差を設けていませんが、料金格差を設けること

も一種の受益者負担の原則に応じた措置であると考えられることから、利用時間帯や曜日による料金格差の設定を検討することが望まれます。（教育委員会事務局）

[意見への対応状況]

平成18年4月からの指定管理者制度への移行に際し、「スポーツセンター指定管理者共通業務の基準」を作成し、この中で、体育室等の利用区分については、2時間ごとの6区分とするとともに、利用区分ごとの基本利用区分料金を提示し、指定管理者が曜日・利用時間帯に応じた利用料金設定の提案が可能となるようにしました。

この基準等を、指定管理者の公募に際して提示して、選定手続きを行っております。

#### 4. 利用者数および利用率

「利用の実態を表す収入額基準による稼働率の把握を求めるもの」

<意見>

スポーツセンターにおいては、利用状況を把握し増収を図るための指標として利用コマ数による稼働率を算出していますが、利用コマ数による稼働率だけでは有効利用の指標としては不十分です。施設の有効利用の指標として稼働率を計算する場合、スポーツセンターのような利用料金設定施設においては、利用の実態を表わす収入額基準による稼働率も算定すべきです。そのために、現状では把握されていない室別および附帯設備のみの利用料金収入の把握が必要です。（教育委員会事務局）

[意見への対応状況]

スポーツセンターの室別の利用料金収入については、平成16年4月から、また、付帯設備のみの利用料金収入についても、平成16年9月から、全てのスポーツセンターにおいて、把握できるよう改善を図りました。

#### 5. スポーツセンターの民間との競争

##### (2) 各スポーツセンターの収支の状況

「スポーツセンター毎の個別収支管理の強化を求めるもの」

<意見>

各スポーツセンターの収支差額にかなりのバラつきがあります。スポーツセンター毎の個別収支管理を強化して、管理運営上の収支の改善に努める必要があります。

（教育委員会事務局）

[意見への対応状況]

平成18年4月からの指定管理者制度への移行に際し、公募に当たって必要な事項を定めた「スポーツセンター指定管理者 共通公募要項」を作成いたしました。

この中で、スポーツセンターの経費及び収入については、指定管理者として選定された団体自体の口座とは別の口座で管理することを義務づけており、個別収支管理の明確化を図りました。

この公募要項を、指定管理者の公募に際して提示して、選定手続きを行っております。

なお、今後は、個々の指定管理者の創意工夫等によって、サービスの向上とともに、収入の増加や支出の削減などが図られることとなります。

(4) 駐車場事業の取扱い

「駐車場事業を委託料算定に加味することを求めるもの」

< 意見 >

スポーツセンターの有料駐車場事業は、財政的支援の観点から自主事業として行うことを教育長が認め、駐車場を行政財産とし、無償で事業団に使用許可を与えており、事業団では毎期経常的に収支差額の余剰を計上しています。

しかしながら、事業団は財政的支援を必要とする状態にはなく、駐車場事業は、実質的にスポーツセンターとは不可分の附属施設の維持管理・運営委託であることから、本来的には駐車場をスポーツセンターと一体の公の施設とし、委託料算定に加味するべきであると考えます。（教育委員会事務局）

[ 意見への対応状況 ]

平成18年4月からの指定管理者制度への移行に際し、公募に当たって必要な事項を定めた「スポーツセンター指定管理者 共通公募要項」を作成いたしました。

この中で、基本開館時間内の駐車場事業収入については、スポーツセンターの利用料金収入と同様に、施設運営収入として位置づけ、委託料（指定管理経費）の算定に加味いたしました。

この公募要項を、指定管理者の公募に際して提示して、選定手続きを行っております。

(5) 民間との競争

「スポーツセンター運営事業全体の収支の明示を求めるもの」

< 意見 >

都筑区を除いた17区の全てに各区1つのスポーツセンターがあり、それらは利用料金制を採る同じコンセプトの類似施設です。民間企業のベースでこれを見れば、株式公開が可能な会社規模であり、ビジネス分野です。しかしながら、施設を管理している事業団の決算書からは、ビジネス活動、収支状況、事業規模等それぞれの大きさが読み取れません。17もの施設があることを考えると、全施設を統一的な運営方針のもとで一体的に管理するためには、統括責任者となる事業部長を置いた事業部門としての位置付けが必要であり、スポーツセンターの管理運営を独立した事業形態で行うことの検討が望まれます。このような事業形態とすることによって、スポーツセンターの事業収支を、他の施設のものから独立して区分することができ、スポーツセンター運営事業の透明性を高めることが可能になります。(教育委員会事務局)

[ 意見への対応状況 ]

平成18年4月からの指定管理者制度への移行に伴い、各スポーツセンターごとに指定管理者の選定手続きを進めております。

指定管理者制度の趣旨を勘案しますと、全てのスポーツセンターを、特定の指定管理者(団体)が一体的に管理するという考え方ではなく、それぞれの指定管理者が、施設の特徴や地域の特性などを踏まえて、創意工夫等によって、市民サービスの向上やコスト削減を図り、その収支を明らかにして、効率的な管理運営を行うこととなるものと考えます。

なお、財団法人スポーツ振興事業団が、引き続き、指定管理者として指定された場合には、スポーツセンター管理運営事業の特別会計化を実施いたします。

8. 物品管理

(3) 備品の実地たな卸

「備品の実地たな卸要領の作成および実地たな卸の実施を求めるもの」

< 結果 >

備品の実地たな卸は、昨年度から備品台帳の整備のため年度中に行っていますが、経理責任者に結果報告はなされていません。また、実地たな卸にかかる実施要領等が整備されていないため、その方法等は各スポーツセンター任せになっています。

実地たな卸の正確性を確保するため、事業団に実地たな卸実施要領を整備させ、各スポーツセンターに規定どおりに、毎会計年度末において実地たな卸を実施し、その結果を経理責任者および区に報告させるよう受託者を指導する必要があります。（教育委員会事務局）

[措置結果]

実地たな卸要領の作成及び実地たな卸の実施等について、受託者を指導しました。

これを受けて、受託者では、平成17年3月に、「スポーツセンター物品たな卸実施要領」を策定し、これに基づいて、平成16年度末に実地たな卸を実施いたしました。

また、その結果について、経理責任者に報告するとともに、区に報告されました。

9. 施設管理

(2) 修繕費の管理

「社会体育施設営繕費予算による修繕費管理の強化を求めもの」

<意見>

過去5年の社会体育施設営繕費の執行額は予算の1.9倍から3.9倍となっており、予算に対して大幅に乖離しているのが常態となっています。

横浜市の予算制度は、平成16年度より予算編成権を各局に移す包括予算制度が導入され、事業を担当する各局に枠が割り振られ、各局が予算枠内で最小のコストで最も効果的な執行ができるよう弾力的な運用が図られる仕組みとなります。

これによって現場を良く知る各局がより実態に即した予算編成ができるようになるのですから、予算の統制機能を回復させ、他の予算からの流用が常態でないようにすることにより、修繕費の管理を強化するべきであると考えます。（教育委員会事務局）

[意見への対応状況]

社会体育施設営繕費の予算額については、これまでの実績額等を踏まえ、平成14年度までの20,000千円から、平成15年度は40,000千円、平成16年度は42,160千円、そして平成17年度は68,301千円と増額を図ってきております。

しかしながら、修繕は、事業の性格上、予測できない突発的な破損等の発生により、他の予算からの流用を行

わざるを得ない面があります。

厳しい財政状況の中で、他の事業との優先順位の問題もあり、早急に予算との乖離を是正することは難しい状況ですが、包括予算制度の中で、今後とも、実績等を踏まえた予算編成及び予算管理に努めてまいります。

## 10. 再委託契約

### (1) 警備業務の委託

「警備業務の委託方法の改善を求めるもの」

#### < 意見 >

各スポーツセンターの警備業務は、ほぼ同様な業務内容となっており、契約予定価格が100万円未満であることから、見積合わせを行い、各スポーツセンターで委託しています。

契約締結事務の簡素化、効率化を考慮した場合、各スポーツセンターでの契約締結ではなく、一括して契約締結を行うか、地域性を考慮した上でブロック毎に分けて契約締結することが望まれます。また、これを行うことにより契約予定価格は100万円を上回ることになるため、契約締結方法を競争入札に変更し、より経済的な契約金額での契約締結が可能になるかどうかを検討するように、受託者を指導する必要があります。（教育委員会事務局）

#### [ 意見への対応状況 ]

警備業務の委託方法の改善について、受託者を指導しました。

これを受け、受託者では、警備業務を一括して行った場合、より経済的な金額で契約できるかどうかについて検討を行いました。

その結果、新たな委託先と契約を結ぶことになるスポーツセンターについては、警備機器を新たに設置する必要があることから、平成18年4月からの指定管理者制度への移行を控えた平成17年度契約では、割高となることがわかりましたので、一括契約は行いませんでした。

なお、平成18年度からは、指定管理者による契約となりますが、警備業務を含めて、各種契約の締結に際しては、指定管理者において、効率的な管理運営を図る観点から、コスト削減等の取組が行われることとなります。

## 11. 人件費

### (1) 退職給与支出の改善

「退職給与積立保険料の増額の検討を求めるもの」

< 意見 >

事業団における現状の毎年度の保険料では、退職給与積立金の不足額は拡大傾向にあり、積立不足の解消は図れないことが明らかです。将来の急激な委託料の増額を避けるために、今の段階から保険料の増額を検討するよう団体を指導することが必要と思われれます。併せて、期末自己都合退職要支給額（責任準備金）に対する既保険料積立額の適切な水準を求め、常にその水準の積立額が維持されるように団体を指導すべきです。（教育委員会事務局）

[ 意見への対応状況 ]

退職給与積立保険料の増額について検討するよう、受託者を指導しました。

これを受けて、受託者では、期末自己都合退職要支給額に対する既保険料積立額の不足については、平成21年度までに解消することとし、平成17年度から、退職給与積立保険料の計画的な増額を開始いたしました。

2 平成16年度包括外部監査報告（平成17年2月18日提出）

「土地・建物の開発・供給・管理等を行っている出資団体」に係る監査

第4章 財団法人横浜市建築保全公社報告書

5. 学校建設事業

(2) 未譲渡学校施設

「学校施設買取計画の策定および譲り受けの早期推進を求めるもの」

< 意見 >

保全公社は、学校施設の建設にかかる資金を横浜市からの借入金と銀行借入金によって賄っています。学校施設の供用が開始されているにもかかわらず、横浜市に譲り渡すまでの間の支払利息はすべて譲渡資産の取得原価に積算されています。したがって、横浜市は、直ちに先行準備資産としての学校施設の買い取り計画を策定し、早期に譲り受けを進めることが必要です。（教育委員会事務局、保全公社）

[ 意見への対応状況 ]

学校施設の買い取りについては、平成24年度までに、買い取りを完了する計画を作成しました。

厳しい財政状況の中で、本市の予算編成方針の枠内での対応が必要となりますが、この計画においては、毎年度、6億7,000万円から8億9,000万円程度を確保し、買い

取りを進めていくこととしております。

また、平成16年度決算では、予算に比べ、約47,500千円の増額を図っており、今後とも、予算の執行状況を見ながら、予算外でも対応し、早期の買い取りに努めてまいります。

(3) 学校施設にかかる原価計算

「学校施設の供用後にかかる借入金利息および管理事務費の立替金計上を求めるもの」

< 意見 >

建設のための借入金利息について、平成14年度までは学校施設の取得原価に含めず、これを立替利息としていきましたが、平成15年度からは取得原価に算入して積算しています。学校施設の取得原価に算入される建設にかかる借入金利息および管理事務費は、建設着工から供用開始までの期間にかかる部分は取得原価に算入し、供用開始から引渡までの期間にかかる部分は横浜市に対する立替金として処理することが会計的には正しい処理と考えます。（保全公社）

[ 意見への対応状況 ]

建築保全公社では、期中における日常的な会計処理としては、着工から供用開始までの借入金利息については先行整備資産とし、供用開始から買い取りまでの期間の借入金利息については立替利息として、取引の都度、仕分けを行い、これを元帳に分けて表示しています。

(4) 学校校舎先行取得と国庫負担金

「学校建設にかかる国庫負担金交付を考慮した買い取り予算の設定を求めるもの」

< 結果 >

保全公社により先行建設された学校施設の買い取りについて、市の買い取りが長期に先延ばしされた結果、約4億円の公立学校施設整備国庫負担金を受け取ることができませんでした。さらに、平成17年度予算では、約1億円の負担金を受け取れません。

今後は、国の三位一体改革における補助金削減が検討されていることもあり、買取予算を設定するにあたり、負担金を受け取れない事態を極力未然に防止する必要があります。（教育委員会事務局）

[ 措置結果 ]

学校施設の買い取りにつきましては、平成17年度の予算編成に当たり、平成24年度までに、全ての施設の買い

取りを完了する計画を作成いたしました。

この計画は、厳しい財政状況の中での予算計上ではありますが、極力、負担金を受け取れない事態を防止することを考慮した計画としております。

しかしながら、国庫負担金の交付要件である、竣工後10年を経過している施設もあり、また、厳しい財政状況の中で、やむを得ず、国庫負担金を受け取れない施設も一部生ずる見込みですが、予算の執行状況を見ながら、予算外での対応を含めて、早期の買い取りに努めてまいります。